

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 2 年 5 月 12 日

令和 2 年度 4 月分

検査者 小諸市水道技術管理者
立会者 (株)水みらい小諸受託
水道業務技術管理者



0) 小諸市独自の確認事項

独自の項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
施設等の維持管理	修繕の発注件数	契約書の確認	○(適)・△(不適)	△ 件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	○(適)・△(不適)	△ 件
	工事の発注件数	契約書の確認	○(適)・△(不適)	○ 件
	工事の完了件数	しゅん工書類の確認	○(適)・△(不適)	○ 件
	保守点検の発注件数	契約書の確認	○(適)・△(不適)	△ 件
	保守点検の完了件数	しゅん工書類の確認	○(適)・△(不適)	○ 件
	水源地・配水池等の巡視	巡視簿の確認	○(適)・△(不適)	件
	水質検査	法定検査	○(適)・△(不適)	
	毎日水質検査	残留塩素	○(適)・△(不適)	
管路の維持管理	目視による点検	水管橋・道路上の漏水等	○(適)・△(不適)	
	修繕の発注件数	契約書の確認	○(適)・△(不適)	○ 件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	○(適)・△(不適)	○ 件
	路面復旧工事の発注件数	契約書の確認	○(適)・△(不適)	○ 件
	路面復旧工事の完了件数	しゅん工書類の確認	○(適)・△(不適)	○ 件
水質管理	水質検査(定期)	法定検査	○(適)・△(不適)	
	毎日水質検査	残留塩素	○(適)・△(不適)	
	水質検査(臨時)	法定検査	○(適)・△(不適)	中央配水池
	放射能検査	年3回	○(適)・△(不適)	

料金関係	料金(現年分)調定	件数:金額、	(適)・不適	10,859 件 28,034,470円
	料金(現年分)収入	件数:金額、	(適)・不適	572 件 5,239,480円
	料金(現年分)未収金	件数:金額、	(適)・不適	10,808 件 27,294,990円
	料金(過年分)調定	件数:金額、	(適)・不適	△ 29,3660円 2,3551 件
	料金(過年分)収入	件数:金額、	(適)・不適	1,590,7260円 1,585 件
	料金(過年分)未収金	件数:金額、	(適)・不適	10,597,150円 2,15 件
	手数料等調定 現年分	件数:金額、	(適)・不適	△ 2,910円 829 件
	手数料等収入 ,	件数:金額、	(適)・不適	△ 21,830円
	加入金等調定 "	件数:金額、	(適)・不適	10 件 14,98,200円
	加入金等収入 "	件数:金額、	(適)・不適	5 件 44,000円
	開栓数	件数:金額、	(適)・不適	199 件 円
	閉栓数	件数:	(適)・不適	件 円
	収納率(前年対比) %		(適)・不適	△ 1.6% 0.64%
	分納者の入金状況	3・6・9・12月末を確認する	(適)・不適	
	給水停止の対応状況		(適)・不適	△ フロイドの 不対応
	未収金の対応状況		(適)・不適	
給水申請	申請書の審査	審査書の確認	(適)・不適	14 件
	申請書の竣工検査	しゅん工書類の確認	(適)・不適	14 件
	検査工事の発注件数	契約書の確認	(適)・不適	件
量水器の管理	検査工事の完了件数	しゅん工書類の確認	(適)・不適	件
夜間・祝祭日の対応	漏水、火災、苦情等の対応	件数:(日誌の確認)	(適)・不適	10 件
施設更新・維持補修の提案	更新計画の提案	更新の順位及び概算費用	(適)・不適	
	維持補修計画の提案	修繕の順位及び概算費用	(適)・不適	
業務の収支	業務収支の状況		(適)・不適	

○前回モニタリング時指摘事項への対応状況

前回モニタリング時指摘事項	改善等対応状況

○モニタリング結果の総括

指摘・助言事項一覧	
○新型コロナウイルス感染拡大防止また社員自身 が感染には、対策として、△班での分散業務 体制での対応に感謝いたします。 引き続き皆様で頑張り乗り切りましょう。	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 2 年 5 月 12 日

令和 2 年度 4 月分

検査者 小諸市水道技術管理者



立会者 (株)水みらい小諸

受託水道業務技術管理者



1) 第24条水道技術管理者関係

第24条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)	
①受託水道業務技術管理者は、適切な役職の者が選任されているか。また資格を満たしているか。	(1)法第24条第3項に掲げる事項に対して適切に選任されているか。	<input type="checkbox"/> 任命基準については客観的に判断する基準がないが、然るべき者(技術部門の長、若しくはそれに匹敵する者)が任命されているか。 <input type="checkbox"/> 水道技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、当該水道の規模、知識、権限を有している者を選任しているか。 <input type="checkbox"/> 任命権者を明らかにする。 <input type="checkbox"/> 任命方法を示す。	(適)・不適		
	(2)受託水道業務技術管理者の資格要件を満たしているか。	<input type="checkbox"/> 施行令第6条に定めた資格を有しているか。	(適)・不適		
	②受託水道業務技術管理者は、水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	(1)第19条第2項に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの従事する他の職員を監督しているか。	<input type="checkbox"/> 監督の方法が適切であることを規定、手続きに関するマニュアルなどで示しているか。 <input type="checkbox"/> 報告書に決裁欄がある等、監督していることが証明できるか。 <input type="checkbox"/> 受託水道業務技術管理者が所属している部署の業務だけでなく、他の部署の業務についても法第19条第2項の事項のすべてについて監督しているか。	(適)・不適	
		(2)組織として業務を適正に実施することが可能な業務体制、情報管理体制となっているか。	<input type="checkbox"/> 水道管理業務受託者の組織に位置付けられ、本人が認識していることはもとより、他の職員に周知されているか。 <input type="checkbox"/> 業務に関する情報が提供され、かつ、その情報に接したことを決裁欄等に証拠として残されているか。 <input type="checkbox"/> 受託水道業務技術管理者の業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制が備えられているか。 <input type="checkbox"/> 補助者が従事監督している場合は規則・規程等で明確に位置付けられているか。	(適)・不適	
				適・不適	

2) 第5条施設基準

第5条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設は施設基準を満たしているか。	(1)水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。	○使用する薬品類は納入時の検査又は、成分表により品質を確認しているか。 ○次亜塩素酸ナトリウムの保管について有効濃度の低下に配慮しているか。	適・不適 適・不適	
②定期的な水道施設の検査が実施されているか。	(1)定期的な水道施設の検査が行われているか。	○法定点検や自主点検の項目と必要頻度について合理的に定め実施しているか。 ○保守点検の点検項目、頻度等が定められているか。 ○保守点検の頻度は低くないか。	適・不適 適・不適 適・不適	
	(2)異常状態が発見された場合は、直ちに詳細な検査を行い、補修・改善等を含む適切な措置がなされているか。	○異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施しているか。 ○施設検査により施設の補修改造が必要なときは、速やかに委託先の小諸市担当者へ報告を行っているか。	適・不適 適・不適	
	(3)水道施設の機能は適切に維持できているか。	○施設の劣化状況について調査、把握しているか。	適・不適	業務委託契約をしたので、こまから実施
③浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	○浄水施設、送配水施設をはじめとする水道設備の運転手引書を整備しているのか。 ○手引書に基づき訓練を実施しているのか。 ○水道用薬品貯蔵設備の誤操作を防止するため作業マニュアルを作成するとともに訓練を行っているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
④施設の管理状況の記録は、適切になされているか。	施設管理日誌、作業日誌等の記録はなされているか。	○施設管理日誌、管理記録、作業日誌、設備点検記録等を作成し施設の状況を把握しているか。	適・不適	
⑤施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。	施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	○施設図、配管図等は常に更新を依頼し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管しているか。	適・不適	
⑥漏水防止対策は計画的に実施しているか。	漏水調査計画の立案はしているか。	○漏水調査を実施したか。	適・不適	

3) 第13条第1項 給水開始前の水質検査及び施設検査

第13条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水開始検査は適正に実施されているか。	(1)給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されている。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査は、全項目および消毒の残留効果について実施し、供給される水が法第4条の水質基準に適合していることを確認しているか。 ○検査方法は省令に定める方法で行っているか。 ○当該新設、増設又は改造に係る施設を得た水道水の末端で採水しているか。 ○施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項について、施設の新設、増設又は改造に係る施設及び該当影響に関係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行っているか。 	適・不適	
	(2)給水開始前検査の水質試験については、給水管の末端等で行われているか。また必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査及び消毒の残留効果の検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所となっているか。 	適・不適	
	(3)検査結果は基準を満たすものであったか。満たしていない場合は適切な処置がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○検査結果は基準を満していたか。 ○検査結果が基準を満たさなかった場合、その原因を調査し、基準を満足するように必要な措置を講じているか。 	適・不適	
	(4)水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査及び施設検査を行ったときは、その記録を作成し、検査を行った日から5年間保存しているか。 	適・不適	
	(5)給水前検査の実施に関し検査内容(水圧試験、水質試験等を含む。)を明定する等検査に関する規則が整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の新設、増設又は改造後に行う給水開始前の水圧、構造、資機材等の施設検査及び水質検査の手順を文書化しているか。 	適・不適	
	(6)配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○排水施設(配水池を除く。)及び給水装置についても給水開始前検査に準じて検査を行っているか。 配管状況、管埋設深、残留塩素、水圧、異物は無いか、水圧試験 	適・不適	

4) 第16条 給水装置の構造及び材質の検査

第16条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水装置の構造及び材質が政令、省令に定める基準に適合していることを受託水道業務技術管理者の業務として確認する。	給水装置の確認の手順を文書化することが必要である。	○給水装置の確認の手順を文書化しているか。	適・不適	受託水道業務技術管理者の確認がない

5) 第20条第1項 水質検査

第20条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の水質検査は法廷の回数行っているか。また、検査項目は適正か。	(1)毎日の水質検査は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。	○土日祝祭日にも行っているか。 ○消毒の残留効果に関する検査だけではなく、色及び濁りの検査を行っているか。	適・不適	
	(2)基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。	○検査項目別に規定されている回数(毎月1回以上、3月に1回以上)の検査を行っているか。(検査回数の減を除く) ○基準項目の検査は、基準の表のすべて項目について検査を行っているか。(検査の省力を除く) ○これらの試験結果は、速やかに受託水道業務技術管理者まで報告がなされている ○結果に変動が生じた場合には、原因調査を行い必要な対応策を講じる体制を整備しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることが出来る要件を満たしているか。またその検査頻度は適切か。	○水源地域の汚染源調査を実施し、原水水質の変化を予測しているか。 ○検査回数を減らしている検査項目がある場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適 適・不適	
	(4)検査項目の省略を行っている場合、省略できる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回は省略項目についても水質試験を行っているか。	○検査項目の省略を行っている場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適	
		○水質検査、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所から採水した水について行っているか。	適・不適	

(2)配水池点は適正か。	(1)採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。	○浄水場出口だけではなく、配水管の末端等の水が停滞しやすい場所で行っているか。(ただし、濃度変化がないことが明らかな項目は可)	(適)・不適	
		○ループ管であっても水が停滞しやすい場所から採水しているか。	(適)・不適	
		○採水は毎回同じ場所で行い、ローテーションなどで行っていないか。	(適)・不適	
		○「水質基準に適合しているか判断できる場所」として、給水栓のほか配水管の末端等の水の停滞しやすい場所を含んでいるか。	(適)・不適	
		○水道施設の規模等を考慮し、必要な数の採水場所を選定しているか。	(適)・不適	
	(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。	○水道の規模、水源の種別、浄水施設及び排水施設構造等を考慮して、合理的に供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所を選定しているか。	(適)・不適	
	○ループ管であっても合理的な数を選定しているか。	(適)・不適		
	○水源系統が異なる場合には、系統毎に選定しているか。	(適)・不適		
③水質管理目標設定項目について水質検査を行っているか。	水質管理目標設定項目について、水源の種別や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表しているか。	○水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努めているか。	(適)・不適	
④水質検査の委託先の選定方法は適切か。	水質検査を適切な機関に委託しているか。	○地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者か。	(適)・不適	
⑤水質検査結果は水質基準を満たしているか。	(1)水質検査結果は水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。	○水質検査の結果がでた時点で、直ちに水質基準を満たしているかを確認しているか。また、小諸市に報告しているか。	(適)・不適	

	(2)水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。	○水質基準を超える値が検出された場合、直ちに原因究明を行う等必要な措置をとる必要がある。 ○受託水道業務技術管理者へ報告される体制を整備しているか。	適・不適 適・不適	
	(3)異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。	異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	
(6)原水の水質検査は適正に実施しているか。	(1)すべての水源の原水について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物を除く。)を実施しているか。 (2)必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。	○もともと水質が悪化していると考えられる時期の原水水質の検査を行っているか。 ○水質管理目標設定項目について水質基準に係る検査に準じた検査等の実施しているか。	適・不適 適・不適	
(7)水質検査計画は策定されているか。	(1)毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 (2)策定されている場合、その内容は適切か。 (3)水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査計画に位置付けられているか。	○毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 ○策定されている場合、その内容は適切か。 ○水質検査対象とした又はない根拠を項目毎に整理しているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
(8)過去5年間の水質検査記録が保存されているか。	(1)水質検査の記録を適正に作成しているか。 (2)過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○毎日検査の結果については異常がない場合にも、その旨を明記しているか。 ○定期及び臨時の水質検査を行ったとき、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しているか。	適・不適 適・不適	
(9)原水のクリプトスボジウム等(クリプトスボジウム及びジアルジア)による汚染のおそれの判断をしているか。	指標菌の検出レベル等からリスクレベルの判断を行っているか。	○指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を行わなければならない。いずれかが検出された場合、耐塩素性病原生物が混入するおそれがあると判断しているか。 ○深井戸であっても構造によっては原水から指標菌が検出されることがあるので注意をしているか。	適・不適 適・不適	
(10)クリプトスボジウム等による汚染のおそれの程度に応じた予防対策がされているか。	原水等の検査を適切に行っているか。	○クリプトスボジウム等の汚染のおそれの程度に応じてクリプトスボジウム等及び指標菌検査を行っているか。 ○レベル4及びレベル3の施設の設備期間中の施設では、原水のクリプトスボジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌検査を月1回以上行っているか。	適・不適 適・不適	

6) 第21条第1項 健康診断

第21条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の健康診断の実施状況は適切か。	(1)定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無について実施されているか。	○定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに実施しているか。	適・不適	4/15 実施
	(2)健康診断の実施項目は適切か。	○病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象としているか。 ○コレラ菌、赤痢アーベー、サルモネラ等について行ったことがあるか。 ○急性灰髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎について行ったことはあるか。 ○病原体検索は、主として便についてを行い、必要に応じて尿、血液、その他について行っているか。 ○サルモネラ属菌検査においては、一般に腸チフス菌、パラチフス菌検査が含まれている場合があるので、検査項目について確認しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)健康診断の受診者は適切か。	○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。 ○健康診断実施日に休んでいた者については、後日実施しているか。	適・不適 適・不適	
②臨時の健康診断は適切に実施されているか。	臨時の健康診断が必要となるような状態は生じていないか。生じていると認められる場合には、健康診断を行っているか。	○健康診断対象者が赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等の患者又は保菌者となった場合と施設の地域において赤痢等の伝染病(感染症)が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行っているか。	適・不適	
③過去1年間の健康診断記録が保存されているか。	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	○診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、同検査場所が示されているか。 ○他の法令に基づいて行われた健康診断の実績項目が同一の場合はその内容をもって健康診断が実施されたものと見なせる。	適・不適 適・不適	

7) 第22条第1項 衛生上の措置

第22条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設についての汚染防止はなされているのか。また、防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているのか。	(1)取水場、貯水場、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染防止が充分になされているか。	○年間計画に基づきこれらの施設の清掃、点検巡視を行うとともに、結果について整理しているか。	適・不適	
	(2)上記の施設には、カギを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。	○施設にさく、門扉、施錠等を設け、人畜が施設に立ち入ることを防止しているか。 ○汚染防止を喚起するため、必要な標札、立て札、掲示等を設置しているか。	適・不適 適・不適	
②給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とならないよう管理されているか。	(1)給水栓における水が、遊離残留濃度0.1mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上保持するよう適切に塩素消毒が行われているか。	○給水栓における残留塩素濃度の管理目標値を設定し、その確認手順を定めているか。 ○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生成物が検出されていることはないか確認しているか。 ○現状では管末で遊離残留塩素濃度0.1mg/Lを保持している場合でも、将来下回ることがないことを確認しているか。 ○地理的に残留塩素濃度の保持が難しいところについては、塩素の追加設備の設置や配管経路の変更等の対策を検討しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(2)供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	○供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含む恐れがあるような場合の塩素注入量を増加させる手続きを定めているか。	適・不適	
③消毒が連続的に適正な場所で行われているか。	(1)消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないように常に整備しているか。予備の設備はあるか。	○消毒が中断しないことを確認しているか。 ○消毒設備の点検整備状況について整理しているか。	適・不適 適・不適	
	(2)消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が十分水に混合するように行われているか。	○消毒剤が十分水に混合するために必要な措置を講じているか。	適・不適	

⑧テロ等危機管理対策として水源監視及び水道施設の警備強化を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○水道施設の警備を強化するため巡回点検計画を作成しているか。 ○ろ過池等が外部から容易に毒物が投入可能な配置・構造となっている場合、防止策等を検討しているか。	適・不適 適・不適	
⑨施設内への来訪者の管理を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○来訪名簿の整備、訪問目的、訪問先の確認、受付用テレビカメラの設置等を行っているか。	適・不適	
⑩停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。	停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。	○停電による影響と必要な対策を検討し、マニュアル化しているか。	適・不適	
⑪漏水事故等に備え、資機材の確保は万全か。	漏水事故等に備え、資機材の備蓄、調達はされているか。	○漏水事故等の対応マニュアルを整備しているか。 ○資機材を備蓄しているか。	適・不適 適・不適	
⑫新型インフルエンザ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策がされているか。 ○流行時においても安全確保を前提として水道水を安定的に供給していくための対策がされているか。	適・不適 適・不適	
⑬情報セキュリティ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。 ○サイバー攻撃や情報システム障害等により安全な水の安定供給に支障をきたさないための対策が実施されているか。	適・不適 適・不適	

10) その他の事項

その他の事項	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等(メモ)
①水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための研修、講習等を行っている。	(1)職員の技術向上と資格要件を満たす技術者を養生するための研修、講習等を実施、又は参加しているか。	○技術系職員の年齢構成について整理しているか。 ○年間の内部、外部を含めた研修計画を取りまとめているか。	適・不適 適・不適	
	(2)水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための取り組みを行っているか。	○技術系職員を確保する計画をまとめているか。 技術の継承するための計画をまとめているか。	適・不適 適・不適	
②水道事業ガイドラインに規定されている業務指標(PI)を活用した取組みを行っているか。		○業務指針(PI)を算出しているか。	適・不適	
		○PIについて経年変化を求めているか。	適・不適	

8) 第23条第1項 給水の緊急停止

第23条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①危機管理マニュアル類の整備はされているか。	危機管理マニュアル(水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策等)は設備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○想定される事故・災害時に万全の対応が出来るように、マニュアルを整備しているか。 ○訓練を定期的に行うとともに更新に努めているか。 	適 不適 適 不適	△年度は実施額 いたい
②連絡体制の整備状況は万全か。	水質事故、地震災害時等緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時における連絡・通報・対応などの体制を整備し、マニュアル化し、関係者に周知徹底しているか。 ○連絡先、対応窓口、記録の整理等についてマニュアル化して漏れのない体制を整えているか。 ○関係機関への連絡先が緊急時のマニュアルに明記しているか。 	適 不適 適 不適 適 不適	
③給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。	(1)給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○実施時に混乱を来たさないよう指揮命令系統を明確にしているか。 ○受託水道業務技術管理者が指揮命令系統に位置付けられ適切に関与できる体制となっているか。 	適 不適 適 不適	
	(2)給水の緊急停止を行った場合、関係者に周知させる措置が講じられていた。(過去5年間以内で緊急停止の実績はあるか。またその理由は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ○関係者に周知徹底しているか。 ○緊急停止を行った場合は、原因、経過、影響などについて整理し保存しているか。 	適 不適 適 不適	
④応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	<ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧に関する事項として、被害想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の備蓄と確保及び建設業者との協力体制等を整備しているか。 ○応急給水に関する事項として、必要水量、給水拠点の想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の確保、応援給水の受け入れ及び衛生管理体制等を整備しているか。 	適 不適 適 不適	
⑥危機管理を想定した訓練等に努めているか。	水道の緊急停止措置等緊急事態を想定した、指揮命令伝達などを含んだ訓練等を行っているか。	○水道の緊急停止等の措置を想定した指揮命令伝達などの訓練を行っているか。	適 不適	
⑦危機管理対策として住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。	非常時における住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。 (給水ポイントの選定、広報活動のあり方など)	○訓練時に住民の参加を求め、要望などを取り入れているか。	適 不適	

○前回モニタリング時指摘事項への対応状況

前回モニタリング時指摘事項	改善等対応状況

○モニタリング結果の総括

指摘・助言事項一覧	
・給水装置の構造及び材質の検査は、受託水道業務技術管理者が確認することになっている。 ↓ 確認すること。	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和2年6月9日

令和2年度5月分

検査者 小諸市水道技術管理者
立会者 (株)水みらい小諸受託
水道業務技術管理者



0) 小諸市独自の確認事項

独自の項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
施設等の維持管理	修繕の発注件数	契約書の確認	適・不適	〇件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	〇件
	工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	〇件
	工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	〇件
	保守点検の発注件数	契約書の確認	適・不適	〇件
	保守点検の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	〇件
	水源地・配水池等の巡視	巡視簿の確認	適・不適	件
	水質検査	法定検査	適・不適	
	毎日水質検査	残留塩素	適・不適	
管路の維持管理	目視による点検	水管橋・道路上の漏水等	適・不適	なし
	修繕の発注件数	契約書の確認	適・不適	〇件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	〇件
	路面復旧工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	〇件
	路面復旧工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	〇件
水質管理	水質検査(定期)	法定検査	適・不適	
	毎日水質検査	残留塩素	適・不適	
	水質検査(臨時)	法定検査	適・不適	なし
	放射能検査	年3回	適・不適	なし

料金関係	料金(現年分)調定	件数: 金額、	(適・不適)	9010件 △9614100円 10,168件
	料金(現年分)収入	件数: 金額、	(適・不適)	74413970円 9,495件
	料金(現年分)未収金	件数: 金額、	(適・不適)	△7526920円 0件
	料金(過年分)調定	件数: 金額、	(適・不適)	△156,580円 418件
	料金(過年分)収入	件数: 金額、	(適・不適)	1,935,100円 1,302件
	料金(過年分)未収金	件数: 金額、	(適・不適)	8780,890円 882件
	手数料等調定	件数: 金額、	(適・不適)	587560円 1596件
	手数料等収入	件数: 金額、	(適・不適)	526,040円 12件
	加入金等調定	件数: 金額、	(適・不適)	10,560円 11件
	加入金等収入	件数: 金額、	(適・不適)	1,586,200円 124件
	閉栓数	件数: 金額、	(適・不適)	111件
	閉栓数	件数:	(適・不適)	111件
	収納率(前年対比) %		(適・不適)	△0.92 △4.28%
	分納者の入金状況	3・6・9・12月末を確認する	(適・不適)	
	給水停止の対応状況		(適・不適)	
	未収金の対応状況		(適・不適)	
給水申請	申請書の審査	審査書の確認	(適・不適)	△2件
	申請書の竣工検査	しゅん工書類の確認	(適・不適)	△2件
量水器の管理	検満工事の発注件数	契約書の確認	(適・不適)	0件
	検満工事の完了件数	しゅん工書類の確認	(適・不適)	0件
夜間・祝祭日の対応	漏水、火災、苦情等の対応	件数:(日誌の確認)	(適・不適)	△11件
施設更新・維持補修の提案	更新計画の提案	更新の順位及び概算費用	(適・不適)	△△△
	維持補修計画の提案	修繕の順位及び概算費用	(適・不適)	△△△
業務の収支	業務収支の状況		(適・不適)	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和2年6月9日

令和2年度5月分

検査者 小諸市水道技術管理者



立会者 (株)水みらい小諸

受託水道業務技術管理者

1) 第24条水道技術管理者関係

第24条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①受託水道業務技術管理者は、適切な役職の者が選任されているか。また資格を満たしているか。	(1)法第24条第3項に掲げる事項に対して適切に選任されているか。	<input type="checkbox"/> 任命基準については客観的に判断する基準がないが、然るべき者(技術部門の長、若しくはそれに匹敵する者)が任命されているか。 <input type="checkbox"/> 受託水道業務技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、当該水道の規模、知識、権限を有している者を選任しているか。 <input type="checkbox"/> 任命権者を明らかにする。 <input type="checkbox"/> 任命方法を示す。	適・不適	
			適・不適	
			適・不適	
			適・不適	
②受託水道業務技術管理者は、水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	(2)受託水道業務技術管理者の資格要件を満たしているか。	<input type="checkbox"/> 施行令第6条に定めた資格を有しているか。	適・不適	
			適・不適	

2) 第5条施設基準

第5条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設は施設基準を満たしているか。	(1)水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。	<input type="radio"/> 使用する薬品類は納入時の検査又は、成分表により品質を確認しているか。 <input type="radio"/> 次亜塩素酸ナトリウムの保管について有効濃度の低下に配慮しているか。	<input checked="" type="radio"/> 不適 <input checked="" type="radio"/> 不適	
②定期的な水道施設の検査が実施されているか。	(1)定期的な水道施設の検査が行われているか。	<input type="radio"/> 法定点検や自主点検の項目と必要頻度について合理的に定め実施しているか。 <input type="radio"/> 保守点検の点検項目、頻度等が定められているか。 <input type="radio"/> 保守点検の頻度は低くないか。	<input checked="" type="radio"/> 不適 <input checked="" type="radio"/> 不適 <input checked="" type="radio"/> 不適	
	(2)異常状態が発見された場合は、直ちに詳細な検査を行い、補修・改善等を含む適切な措置がなされているか。	<input type="radio"/> 異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施しているか。 <input type="radio"/> 施設検査により施設の補修改造が必要なときは、速やかに委託先の小諸市担当者へ報告を行っているか。	<input checked="" type="radio"/> 不適 <input checked="" type="radio"/> 不適	
	(3)水道施設の機能は適切に維持できているか。	<input type="radio"/> 施設の劣化状況について調査、把握しているか。	<input checked="" type="radio"/> 不適	
③浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	<input type="radio"/> 浄水施設、送配水施設をはじめとする水道設備の運転手引書を整備しているのか。 <input type="radio"/> 手引書に基づき訓練を実施しているのか。 <input type="radio"/> 水道用薬品貯蔵設備の誤操作を防止するため作業マニュアルを作成するとともに訓練を行っているか。	<input checked="" type="radio"/> 不適 <input checked="" type="radio"/> 不適 <input checked="" type="radio"/> 不適	
④施設の管理状況の記録は、適切になされているか。	施設管理日誌、作業日誌等の記録はなされているか。	<input type="radio"/> 施設管理日誌、管理記録、作業日誌、設備点検記録等を作成し施設の状況を把握しているか。	<input checked="" type="radio"/> 不適	
⑤施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。	施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	<input type="radio"/> 施設図、配管図等は常に更新を依頼し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管しているか。	<input checked="" type="radio"/> 不適	
⑥漏水防止対策は計画的に実施しているか。	漏水調査計画の立案はしているか。	<input type="radio"/> 漏水調査を実施したか。	<input checked="" type="radio"/> 不適	

3)第13条第1項 給水開始前の水質検査及び施設検査

第13条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水開始検査は適正に実施されているか。	(1)給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されている。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査は、全項目および消毒の残留効果について実施し、供給される水が法第4条の水質基準に適合していることを確認しているか。 ○検査方法は省令に定める方法で行っているか。 ○当該新設、増設又は改造に係る施設を得た水道水の末端で採水しているか。 ○施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項について、施設の新設、増設又は改造に係る施設及び該当影響に関係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行っているか。 	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(2)給水開始前検査の水質試験については、給水管の末端等で行われているか。また必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行っているか。	○水質検査及び消毒の残留効果の検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所となっているか。	適・不適	
	(3)検査結果は基準を満たしたものであったか。満たしていない場合は適切な処置がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○検査結果は基準を満していたか。 ○検査結果が基準を満たさなかつた場合、その原因を調査し、基準を満足するように必要な措置を講じているか。 	適・不適 適・不適	
	(4)水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。	○水質検査及び施設検査を行ったときは、その記録を作成し、検査を行った日から5年間保存しているか。	適・不適	
	(5)給水前検査の実施に関し検査内容(水圧試験、水質試験等を含む。)を明定する等検査に関する規則が整備されているか。	○施設の新設、増設又は改造後に行う給水開始前の水圧、構造、資機材等の施設検査及び水質検査の手順を文書化しているか。	適・不適	
	(6)配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○排水施設(配水池を除く。)及び給水装置についても給水開始前検査に準じて検査を行っているか。 配管状況、管埋設深、残留塩素、水圧、異物は無いか、水圧試験 	適・不適	

4) 第16条 給水装置の構造及び材質の検査

第16条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水装置の構造及び材質が政令、省令に定める基準に適合していることを受託水道業務技術管理者の業務として確認する。	給水装置の確認の手順を文書化することが必要である。	○給水装置の確認の手順を文書化しているか。	適・不適	

5) 第20条第1項 水質検査

第20条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の水質検査は法廷の回数行っているか。また、検査項目は適正か。	(1)毎日の水質検査は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。	○土日祝祭日にも行っているか。 ○消毒の残留効果に関する検査だけではなく、色及び濁りの検査を行っているか。	適・不適 適・不適	
	(2)基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。	○検査項目別に規定されている回数(毎月1回以上、3月に1回以上)の検査を行っているか。(検査回数の減を除く) ○基準項目の検査は、基準の表のすべて項目について検査を行っているか。(検査の省力を除く) ○これらの試験結果は、速やかに受託水道業務技術管理者まで報告がなされている ○結果に変動が生じた場合には、原因調査を行い必要な対応策を講じる体制を整備しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることが出来る要件を満たしているか。またその検査頻度は適切か。	○水源地域の汚染源調査を実施し、原水水質の変化を予測しているか。 ○検査回数を減らしている検査項目がある場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適 適・不適	
	(4)検査項目の省略を行っている場合、省略できる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回は省略項目についても水質試験を行っているか。	○検査項目の省略を行っている場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適	
		○水質検査、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所から採水した水について行っているか。	適・不適	

②配水池点は適正か。	<p>(1)採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。</p>	○浄水場出口だけではなく、配水管の末端等の水が停滞しやすい場所で行っているか。(ただし、濃度変化がないことが明らかな項目は可)	適・不適	
		○ループ管であっても水が停滞しやすい場所から採水しているか。	適・不適	
		○採水は毎回同じ場所で行い、ローテーションなどで行っていないか。	適・不適	
		○「水質基準に適合しているか判断できる場所」として、給水栓のほか配水管の末端等の水の停滞しやすい場所を含んでいるか。	適・不適	
		○水道施設の規模等を考慮し、必要な数の採水場所を選定しているか。	適・不適	
	<p>(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。</p>	○水道の規模、水源の種別、浄水施設及び排水施設構造等を考慮して、合理的に供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所を選定しているか。	適・不適	
		○ループ管であっても合理的な数を選定しているか。 ○水源系統が異なる場合には、系統毎に選定しているか。	適・不適 適・不適	
③水質管理目標設定項目について水質検査を行っているか。	水質管理目標設定項目について、水源の種別や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表しているか。	○水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努めているか。	適・不適	
④水質検査の委託先の選定方法は適切か。	水質検査を適切な機関に委託しているか。	○地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者か。	適・不適	
⑤水質検査結果は水質基準を満たしているか。	(1)水質検査結果は水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。	○水質検査の結果がでた時点で、直ちに水質基準を満たしているかを確認しているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	

	(2)水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。	○水質基準を超える値が検出された場合、直ちに原因究明を行う等必要な措置をとる必要がある。 ○受託水道業務技術管理者へ報告される体制を整備しているか。	(適)・不適 (適)・不適	
	(3)異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。	異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	
(6)原水の水質検査は適正に実施しているか。	(1)すべての水源の原水について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物を除く。)を実施しているか。 (2)必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。	○もっとも水質が悪化していると考えられる時期の原水水質の検査を行っているか。 ○水質管理目標設定項目について水質基準に係る検査に準じた検査等の実施しているか。	適・不適 (適)・不適	
(7)水質検査計画は策定されているか。	(1)毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 (2)策定されている場合、その内容は適切か。 (3)水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査計画に位置付けられているか。	○毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 ○策定されている場合、その内容は適切か。 ○水質検査対象とした又はない根拠を項目毎に整理しているか。	(適)・不適 (適)・不適 (適)・不適	
(8)過去5年間の水質検査記録が保存されているか。	(1)水質検査の記録を適正に作成しているか。 (2)過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○毎日検査の結果については異常がない場合にも、その旨を明記しているか。 ○定期及び臨時の水質検査を行ったとき、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しているか。	(適)・不適 適・不適	
(9)原水のクリプトスボジウム等(クリプトスボジウム及びジアルジア)による汚染のおそれの判断をしているか。	指標菌の検出レベル等からリスクレベルの判断を行っているか。	○指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を行わなければならない。いずれかが検出された場合、耐塩素性病原生物が混入するおそれがあると判断しているか。 ○深井戸であっても構造によつては原水から指標菌が検出されることがあるので注意をしているか。	(適)・不適 (適)・不適	
(10)クリプトスボリジウム等による汚染のおそれの程度に応じた予防対策がされているか。	原水等の検査を適切に行っているか。	○クリプトスボリジウム等の汚染のおそれの程度に応じてクリプトスボリジウム等及び指標菌検査を行っているか。 ○レベル4及びレベル3の施設の設備期間中の施設では、原水のクリプトスボリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌検査を月1回以上行っているか。	(適)・不適 (適)・不適	

6) 第21条第1項 健康診断

※ 4月に実施済

第21条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の健康診断の実施状況は適切か。	(1)定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無について実施されているか。	○定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに実施しているか。	適・不適	
	(2)健康診断の実施項目は適切か。	○病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象としているか。 ○コレラ菌、赤痢アーベー、サルモネラ等について行ったことがあるか。 ○急性灰髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎について行ったことはあるか。 ○病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行っているか。 ○サルモネラ属菌検査においては、一般に腸チフス菌、パラチフス菌検査が含まれている場合があるので、検査項目について確認しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)健康診断の受診者は適切か。	○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。 ○健康診断実施日に休んでいた者については、後日実施しているか。	適・不適 適・不適	
②臨時の健康診断は適切に実施されているか。	臨時の健康診断が必要となるような状態は生じていないか。生じていると認められる場合には、健康診断を行っているか。	○健康診断対象者が赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等の患者又は保菌者となった場合と施設の地域において赤痢等の伝染病(感染症)が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行っているか。	適・不適	
③過去1年間の健康診断記録が保存されているか。	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	○診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、同検査場所が示されているか。 ○他の法令に基づいて行われた健康診断の実績項目が同一の場合はその内容をもって健康診断が実施されたものと見なせる。	適・不適 適・不適	

7) 第22条第1項 衛生上の措置

第22条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設についての汚染防止はなされているのか。また、防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているのか。	(1)取水場、貯水場、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染防止が充分になされているか。	○年間計画に基づきこれらの施設の清掃、点検巡視を行うとともに、結果について整理しているか。	適・不適	
	(2)上記の施設には、カギを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。	○施設にさく、門扉、施錠等を設け、人畜が施設に立ち入ることを防止しているか。 ○汚染防止を喚起するため、必要な標札、立て札、掲示等を設置しているか。	適・不適	
		○汚染防止を喚起するため、必要な標札、立て札、掲示等を設置しているか。	適・不適	
②給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とならないよう管理されているか。	(1)給水栓における水が、遊離残留濃度0.1mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上保持するよう適切に塩素消毒が行われているか。	○給水栓における残留塩素濃度の管理目標値を設定し、その確認手順を定めているか。 ○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生成物が検出されていることはないか確認しているか。 ○現状では管末で遊離残留塩素濃度0.1mg/Lを保持している場合でも、将来下回ることがないことを確認しているか。 ○地理的に残留塩素濃度の保持が難しいところについては、塩素の追加設備の設置や配管経路の変更等の対策を検討しているか。	適・不適	
			適・不適	
			適・不適	
			適・不適	
	(2)供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	○供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含む恐れがあるような場合の塩素注入量を増加させる手続きを定めているか。	適・不適	
③消毒が連続的に適正な場所で行われているか。	(1)消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないように常に整備しているか。予備の設備はあるか。	○消毒が中断しないことを確認しているか。 ○消毒設備の点検整備状況について整理しているか。	適・不適	
			適・不適	
	(2)消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が十分水に混合するように行われているか。	○消毒剤が十分水に混合するために必要な措置を講じているか。	適・不適	

8) 第23条第1項 給水の緊急停止

第23条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①危機管理マニュアル類の整備はされているか。	危機管理マニュアル(水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策等)は設備されているか。	○想定される事故・災害時に万全の対応が出来るように、マニュアルを整備しているか。 ○訓練を定期的に行うとともに更新に努めているか。	適・不適 適・不適	なし
②連絡体制の整備状況は万全か。	水質事故、地震災害時等緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。	○緊急時における連絡・通報・対応などの体制を整備し、マニュアル化し、関係者に周知徹底しているか。 ○連絡先、対応窓口、記録の整理等についてマニュアル化して漏れのない体制を整えているか。 ○関係機関への連絡先が緊急時のマニュアルに明記しているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
③給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。	(1)給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。	○実施時に混乱を来たさないよう指揮命令系統を明確にしているか。 ○受託水道業務技術管理者が指揮命令系統に位置付けられ適切に関与できる体制となっているか。	適・不適 適・不適	
④応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	○応急復旧に関する事項として、被害想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の備蓄と確保及び建設業者との協力体制等を整備しているか。	適・不適	
		○応急給水に関する事項として、必要水量、給水拠点の想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の確保、応援給水の受け入れ及び衛生管理体制等を整備しているか。	適・不適	
⑤危機管理を想定した訓練等に努めているか。	水道の緊急停止措置等緊急事態を想定した、指揮命令伝達などを含んだ訓練等を行っているか。	○水道の緊急停止等の措置を想定した指揮命令伝達などの訓練を行っているか。	適・不適	
⑥危機管理対策として住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。	非常時における住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。(給水ポイントの選定、広報活動のあり方など)	○訓練時に住民の参加を求め、要望などを取り入れているか。	適・不適	

⑧テロ等危機管理対策として水源監視及び水道施設の警備強化を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○水道施設の警備を強化するため巡回点検計画を作成しているか。 ○ろ過池等が外部から容易に毒物が投入可能な配置・構造となっている場合、防止策等を検討しているか。	適・不適 適・不適	
⑨施設内への来訪者の管理を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○来訪名簿の整備、訪問目的、訪問先の確認、受付用テレビカメラの設置等を行っているか。	適・不適	
⑩停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備等がなされているか。	停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。	○停電による影響と必要な対策を検討し、マニュアル化しているか。	適・不適	
⑪漏水事故等に備え、資機材の備蓄は万全か。	漏水事故等に備え、資機材の備蓄、調達はされているか。	○漏水事故等の対応マニュアルを整備しているか。 ○資機材を備蓄しているか。	適・不適 適・不適	
⑫新型インフルエンザ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策がされているか。 ○流行時においても安全確保を前提として水道水を安定的に供給していくための対策がされているか。	適・不適 適・不適	
⑬情報セキュリティ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。 ○サイバー攻撃や情報システム障害等により安全な水の安定供給に支障をきたさないための対策が実施されているか。	適・不適 適・不適	

10) その他の事項

その他の事項	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等(メモ)
①水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための研修、講習等を行っている。	(1)職員の技術向上と資格要件を満たす技術者を養生するための研修、講習等を実施、又は参加しているか。	○技術系職員の年齢構成について整理しているか。 ○年間の内部、外部を含めた研修計画を取りまとめているか。	適・不適	
	(2)水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための取り組みを行っているか。	○技術系職員を確保する計画をまとめているか。 技術の継承するための計画をまとめているか。	適・不適 適・不適	
②水道事業ガイドラインに規定されている業務指標(PI)を活用した取組みを行っているか。		○業務指針(PI)を算出しているか。 ○PIについて経年変化を求めているか。	適・不適 適・不適	

○前回モニタリング時指摘事項への対応状況

前回モニタリング時指摘事項	改善等対応状況

○モニタリング結果の総括

指摘・助言事項一覧	
○ 提出者類は、誤記やな。よう さらにチェックすること。	
○ 給水申請にあたり、道路管理者に 未提出・無許可による着手行為事 例があつた。系統との改善を要す。	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 2 年 7 月 7 日

令和 2 年度 6 月分

検査者 小諸市水道技術管理者
立会者 株式会社みらい小諸受託
水道業務技術管理者



0) 小諸市独自の確認事項

独自の項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
施設等の維持管理	修繕の発注件数	契約書の確認	適・不適	1 件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	0 件
	工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	0 件
	工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	0 件
	保守点検の発注件数	契約書の確認	適・不適	0 件
	保守点検の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	0 件
	水源地・配水池等の巡視	巡視簿の確認	適・不適	件
	水質検査	法定検査	適・不適	
	毎日水質検査	残留塩素	適・不適	
管路の維持管理	目視による点検	水管橋・道路上の漏水等	適・不適	0 件
	修繕の発注件数	契約書の確認	適・不適	10 件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	10 件
	路面復旧工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	0 件
	路面復旧工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	2 件
水質管理	水質検査(定期)	法定検査	適・不適	
	毎日水質検査	残留塩素	適・不適	
	水質検査(臨時)	法定検査	適・不適	
	放射能検査	年3回	適・不適	0 件

料金関係	料金(現年分)調定	件数:金額、	(適・不適)	10,828件 294,10,690円
	料金(現年分)収入	件数:金額、	(適・不適)	9,628件 31,151,690円
	料金(現年分)未収金	件数:金額、	(適・不適)	10,767件 25,285,400円
	料金(過年分)調定	件数:金額、	(適・不適)	△ 94,130円 △ 181件
	料金(過年分)収入	件数:金額、	(適・不適)	28,344円 1157件
	料金(過年分)未収金	件数:金額、	(適・不適)	7,898,670円 731件
	手数料等調定	件数:金額、	(適・不適)	80,283円 256件
	手数料等収入	件数:金額、	(適・不適)	80,2470円 14件
	加入金等調定	件数:金額、	(適・不適)	1,732,000円 13件
	加入金等収入	件数:金額、	(適・不適)	1,14,100円 171件
	開栓数	件数:金額、	(適・不適)	円
	閉栓数	件数:	(適・不適)	-24件 円
	収納率(前年対比) %		(適・不適)	+1.14 62.18%
	分納者の入金状況	3・6・9・12月末を確認する	(適・不適)	
	給水停止の対応状況		(適・不適)	
	未収金の対応状況		(適・不適)	
給水申請	申請書の審査	審査書の確認	(適・不適)	△ 5件
	申請書の竣工検査	しゅん工書類の確認	(適・不適)	△ 5件
量水器の管理	検満工事の発注件数	契約書の確認	(適・不適)	件
	検満工事の完了件数	しゅん工書類の確認	(適・不適)	件
夜間・祝祭日の対応	漏水、火災、苦情等の対応	件数:(日誌の確認)	(適・不適)	9件
施設更新・維持補修の提案	更新計画の提案	更新の順位及び概算費用	(適・不適)	△山から
	維持補修計画の提案	修繕の順位及び概算費用	(適・不適)	- 11 -
業務の収支	業務収支の状況		(適・不適)	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和2年7月7日

令和2年度6月分

検査者 小諸市水道技術管理者
立会者 (株)水みらい小諸受託
水道業務技術管理者



1) 第24条水道技術管理者関係

第24条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①受託水道業務技術管理者は、適切な役職の者が選任されているか。また資格を満たしているか。	(1)法第24条第3項に掲げる事項に対して適切に選任されているか。	<input type="checkbox"/> 任命基準については客観的に判断する基準がないが、然るべき者(技術部門の長、若しくはそれに匹敵する者)が任命されているか。 <input type="checkbox"/> 受託水道業務技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、当該水道の規模、知識、権限を有している者を選任しているか。 <input type="checkbox"/> 任命権者を明らかにする。 <input type="checkbox"/> 任命方法を示す。	適・不適	
			適・不適	
			適・不適	
			適・不適	
②受託水道業務技術管理者は、水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	(2)受託水道業務技術管理者の資格要件を満たしているか。	<input type="checkbox"/> 施行令第6条に定めた資格を有しているか。	適・不適	
		<input type="checkbox"/> 監督の方法が適切であることを規定、手続きに関するマニュアルなどで示しているか。 <input type="checkbox"/> 報告書に決裁欄がある等、監督していることが証明できるか。 <input type="checkbox"/> 受託水道業務技術管理者が所属している部署の業務だけでなく、他の部署の業務についても法第19条第2項の事項のすべてについて監督しているか。	(適)不適	
			(適)不適	
			(適)不適	
		<input type="checkbox"/> 水道管理業務受託者の組織に位置付けられ、本人が認識していることはもとより、他の職員に周知されているか。 <input type="checkbox"/> 業務に関する情報が提供され、かつ、その情報に接したことを決裁欄等に証拠として残されているか。 <input type="checkbox"/> 受託水道業務技術管理者の業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制が備えられているか。	(適)不適	
		<input type="checkbox"/> 補助者が従事監督している場合は規則・規程等で明確に位置付けられているか。	(適)不適	
		適・不適		

2) 第5条施設基準

第5条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設は施設基準を満たしているか。	(1)水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。	○使用する薬品類は納入時の検査又は、成分表により品質を確認しているか。 ○次亜塩素酸ナトリウムの保管について有効濃度の低下に配慮しているか。	適・不適 適・不適	
②定期的な水道施設の検査が実施されているか。	(1)定期的な水道施設の検査が行われているか。	○法定点検や自主点検の項目と必要頻度について合理的に定め実施しているか。 ○保守点検の点検項目、頻度等が定められているか。 ○保守点検の頻度は低くないか。	適・不適 適・不適 適・不適	
	(2)異常状態が発見された場合は、直ちに詳細な検査を行い、補修・改善等を含む適切な措置がなされているか。	○異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施しているか。 ○施設検査により施設の補修改造が必要なときは、速やかに委託先の小諸市担当者へ報告を行っているか。	適・不適 適・不適	
	(3)水道施設の機能は適切に維持できているか。	○施設の劣化状況について調査、把握しているか。	適・不適	
③浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	○浄水施設、送配水施設をはじめとする水道設備の運転手引書を整備しているのか。 ○手引書に基づき訓練を実施しているのか。 ○水道用薬品貯蔵設備の誤操作を防止するため作業マニュアルを作成するとともに訓練を行っているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
④施設の管理状況の記録は、適切になされているか。	施設管理日誌、作業日誌等の記録はなされているか。	○施設管理日誌、管理記録、作業日誌、設備点検記録等を作成し施設の状況を把握しているか。	適・不適	
⑤施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。	施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	○施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管しているか。	適・不適	
⑥漏水防止対策は計画的に実施しているか。	漏水調査計画の立案はしているか。	○漏水調査を実施したか。	適・不適	

3)第13条第1項 給水開始前の水質検査及び施設検査

第13条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水開始検査は適正に実施されているか。	(1)給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されている。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査は、全項目および消毒の残留効果について実施し、供給される水が法第4条の水質基準に適合していることを確認しているか。 ○検査方法は省令に定める方法で行っているか。 ○当該新設、増設又は改造に係る施設を得た水道水の末端で採水しているか。 ○施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項について、施設の新設、増設又は改造に係る施設及び該当影響に關係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行っているか。 	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(2)給水開始前検査の水質試験については、給水管の末端等で行われているか。また必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行っているか。	○水質検査及び消毒の残留効果の検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所となっているか。	適・不適	
	(3)検査結果は基準を満たすものであったか。満たしていない場合は適切な処置がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○検査結果は基準を満していたか。 ○検査結果が基準を満たさなかつた場合、その原因を調査し、基準を満足するように必要な措置を講じているか。 	適・不適 適・不適	
	(4)水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。	○水質検査及び施設検査を行ったときは、その記録を作成し、検査を行った日から5年間保存しているか。	適・不適	
	(5)給水前検査の実施に関し検査内容(水圧試験、水質試験等を含む。)を明定する等検査に関する規則が整備されているか。	○施設の新設、増設又は改造後に行う給水開始前の水圧、構造、資機材等の施設検査及び水質検査の手順を文書化しているか。	適・不適	
	(6)配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○排水施設(配水池を除く。)及び給水装置についても給水開始前検査に準じて検査を行っているか。 配管状況、管埋設深、残留塩素、水圧、異物は無いか、水圧試験 	適・不適	

4) 第16条 給水装置の構造及び材質の検査

第16条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水装置の構造及び材質が政令、省令に定める基準に適合していることを受託水道業務技術管理者の業務として確認する。	給水装置の確認の手順を文書化することが必要である。	○給水装置の確認の手順を文書化しているか。	適・不適	

5) 第20条第1項 水質検査

第20条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の水質検査は法廷の回数行っているか。また、検査項目は適正か。	(1)毎日の水質検査は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。	○土日祝祭日にも行っているか。 ○消毒の残留効果に関する検査だけではなく、色及び濁りの検査を行っているか。	適・不適 適・不適	
	(2)基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。	○検査項目別に規定されている回数(毎月1回以上、3月に1回以上)の検査を行っているか。(検査回数の減を除く) ○基準項目の検査は、基準の表のすべて項目について検査を行っているか。(検査の省力を除く) ○これらの試験結果は、速やかに受託水道業務技術管理者まで報告がなされている ○結果に変動が生じた場合には、原因調査を行い必要な対応策を講じる体制を整備しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることが出来る要件を満たしているか。またその検査頻度は適切か。	○水源地域の汚染源調査を実施し、原水水質の変化を予測しているか。 ○検査回数を減らしている検査項目がある場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適 適・不適	
	(4)検査項目の省略を行っている場合、省略できる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回は省略項目についても水質試験を行っているか。	○検査項目の省略を行っている場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適	
		○水質検査、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所から採水した水について行っているか。	適・不適	

②配水池点は適正か。	<p>(1)採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。</p>	○浄水場出口だけではなく、配水管の末端等の水が停滞しやすい場所で行っているか。(ただし、濃度変化がないことが明らかな項目は可)	適・不適	
		○ループ管であっても水が停滞しやすい場所から採水しているか。	適・不適	
		○採水は毎回同じ場所で行い、ローテーションなどで行っていないか。	適・不適	
		○「水質基準に適合しているか判断できる場所」として、給水栓のほか配水管の末端等の水の停滞しやすい場所を含んでいるか。	適・不適	
		○水道施設の規模等を考慮し、必要な数の採水場所を選定しているか。	適・不適	
(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。	<p>(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。</p>	○水道の規模、水源の種別、浄水施設及び排水施設構造等を考慮して、合理的に供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所を選定しているか。	適・不適	
		○ループ管であっても合理的な数を選定しているか。	適・不適	
		○水源系統が異なる場合には、系統毎に選定しているか。	適・不適	
③水質管理目標設定項目について水質検査を行っているか。	水質管理目標設定項目について、水源の種別や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表しているか。	○水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努めているか。	適・不適	
④水質検査の委託先の選定方法は適切か。	水質検査を適切な機関に委託しているか。	○地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者か。	適・不適	
⑤水質検査結果は水質基準を満たしているか。	(1)水質検査結果は水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。	○水質検査の結果がでた時点で、直ちに水質基準を満たしているかを確認しているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	

	(2)水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。	○水質基準を超える値が検出された場合、直ちに原因究明を行う等必要な措置をとる必要がある。 ○受託水道業務技術管理者へ報告される体制を整備しているか。	適・不適 適・不適	
	(3)異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。	異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	
⑥原水の水質検査は適正に実施しているか。	(1)すべての水源の原水について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物を除く。)を実施しているか。 (2)必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。	○もっとも水質が悪化していると考えられる時期の原水水質の検査を行っているか。 ○水質管理目標設定項目について水質基準に係る検査に準じた検査等の実施しているか。	適・不適 適・不適	
⑦水質検査計画は策定されているか。	(1)毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 (2)策定されている場合、その内容は適切か。 (3)水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査計画に位置付けられているか。	○毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 ○策定されている場合、その内容は適切か。 ○水質検査対象とした又はない根拠を項目毎に整理しているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
⑧過去5年間の水質検査記録が保存されているか。	(1)水質検査の記録を適正に作成しているか。 (2)過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○毎日検査の結果については異常がない場合にも、その旨を明記しているか。 ○定期及び臨時の水質検査を行ったとき、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しているか。	適・不適 適・不適	
⑨原水のクリプトス포지ウム等(クリプトスポジウム及びジアルジア)による汚染のおそれの判断をしているか。	指標菌の検出レベル等からリスクレベルの判断を行っているか。	○指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を行わなければならない。いずれかが検出された場合、耐塩素性病原生物が混入するおそれがあると判断しているか。 ○深井戸であっても構造によっては原水から指標菌が検出されることがあるので注意をしているか。	適・不適 適・不適	
⑩クリプトスボリジウム等による汚染のおそれの程度に応じた予防対策がされているか。	原水等の検査を適切に行っているか。	○クリプトスボリジウム等の汚染のおそれの程度に応じてクリプトスボリジウム等及び指標菌検査を行っているか。 ○レベル4及びレベル3の施設の設備期間中の施設では、原水のクリプトスボリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌検査を月1回以上行っているか。	適・不適 適・不適	

6) 第21条第1項 健康診断

第21条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の健康診断の実施状況は適切か。	(1)定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無に関して実施されているか。	○定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに実施しているか。	適・不適	
	(2)健康診断の実施項目は適切か。	○病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象としているか。 ○コレラ菌、赤痢アメーバー、サルモネラ等について行ったことがあるか。 ○急性灰髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎について行ったことはあるか。 ○病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行っているか。 ○サルモネラ属菌検査においては、一般に腸チフス菌、パラチフス菌検査が含まれている場合があるので、検査項目について確認しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)健康診断の受診者は適切か。	○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。 ○健康診断実施日に休んでいた者については、後日実施しているか。	適・不適 適・不適	
②臨時の健康診断は適切に実施されているか。	臨時の健康診断が必要となるような状態は生じていないか。生じていると認められる場合には、健康診断を行っているか。	○健康診断対象者が赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等の患者又は保菌者となった場合と施設の地域において赤痢等の伝染病(感染症)が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行っているか。	適・不適	
③過去1年間の健康診断記録が保存されているか。	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	○診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、同検査場所が示されているか。 ○他の法令に基づいて行われた健康診断の実績項目が同一の場合はその内容をもって健康診断が実施されたものと見なせる。	適・不適 適・不適	

7) 第22条第1項 衛生上の措置

第22条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)	
①水道施設についての汚染防止はなされているのか。また、防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているのか。	(1)取水場、貯水場、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染防止が充分になされているか。	○年間計画に基づきこれらの施設の清掃、点検巡視を行うとともに、結果について整理しているか。	適・不適		
	(2)上記の施設には、カギを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。	○施設にさく、門扉、施錠等を設け、人畜が施設に立ち入ることを防止しているか。 ○汚染防止を喚起するため、必要な標札、立て札、掲示等を設置しているか。	(適) 不適 (適) 不適		
②給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とならないよう管理されているか。	(1)給水栓における水が、遊離残留濃度0.1mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上保持するよう適切に塩素消毒が行われているか。	○給水栓における残留塩素濃度の管理目標値を設定し、その確認手順を定めているか。 ○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生成物が検出されていることはないか確認しているか。 ○現状では管末で遊離残留塩素濃度0.1mg/Lを保持している場合でも、将来下回ることがないことを確認しているか。 ○地理的に残留塩素濃度の保持が難しいところについては、塩素の追加設備の設置や配管経路の変更等の対策を検討しているか。	(適) 不適 (適) 不適 (適) 不適 (適) 不適		
	(2)供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	○供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含む恐れがあるような場合の塩素注入量を増加させる手続きを定めているか。	(適) 不適		
	③消毒が連続的に適正な場所で行われているか。	(1)消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないように常に整備しているか。予備の設備はあるか。	○消毒が中断しないことを確認しているか。 ○消毒設備の点検整備状況について整理しているか。	(適) 不適 (適) 不適	
		(2)消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が十分水に混合するように行われているか。	○消毒剤が十分水に混合するために必要な措置を講じているか。	(適) 不適	

8) 第23条第1項 給水の緊急停止

第23条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①危機管理マニュアル類の整備はされているか。	危機管理マニュアル(水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策等)は設備されているか。	○想定される事故・災害時に万全の対応が出来るように、マニュアルを整備しているか。 ○訓練を定期的に行うとともに更新に努めているか。	適・不適 適・不適	
②連絡体制の整備状況は万全か。	水質事故、地震災害時等緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。	○緊急時における連絡・通報・対応などの体制を整備し、マニュアル化し、関係者に周知徹底しているか。 ○連絡先、対応窓口、記録の整理等についてマニュアル化して漏れのない体制を整えているか。 ○関係機関への連絡先が緊急時のマニュアルに明記しているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
③給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。	(1)給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。 (2)給水の緊急停止を行った場合、関係者に周知させる措置が講じられていた。(過去5年間以内で緊急停止の実績はあるか。またその理由は何か。)	○実施時に混乱を来たさないよう指揮命令系統を明確にしているか。 ○受託水道業務技術管理者が指揮命令系統に位置付けられ適切に関与できる体制となっているか。 ○関係者に周知徹底しているか。 ○緊急停止を行った場合は、原因、経過、影響などについて整理し保存しているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
④応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	○応急復旧に関する事項として、被害想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の備蓄と確保及び建設業者との協力体制等を整備しているか。 ○応急給水に関する事項として、必要水量、給水拠点の想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の確保、応援給水の受け入れ及び衛生管理体制等を整備しているか。	適・不適 適・不適	
⑤危機管理を想定した訓練等に努めているか。	水道の緊急停止措置等緊急事態を想定した、指揮命令伝達などを含んだ訓練等を行っているか。	○水道の緊急停止等の措置を想定した指揮命令伝達などの訓練を行っているか。	適・不適	
⑥危機管理対策として住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。	非常時における住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。(給水ポイントの選定、広報活動のあり方など)	○訓練時に住民の参加を求め、要望などを取り入れているか。	適・不適	

(8)テロ等危機管理対策として水源監視及び水道施設の警備強化を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○水道施設の警備を強化するため巡回点検計画を作成しているか。 ○ろ過池等が外部から容易に毒物が投入可能な配置・構造となっている場合、防止策等を検討しているか。	適・不適 適・不適	
(9)施設内への来訪者の管理を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○来訪名簿の整備、訪問目的、訪問先の確認、受付用テレビカメラの設置等を行っているか。	適・不適	
(10)停電時に配慮した水道施設の整備等がなされているか。	停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。	○停電による影響と必要な対策を検討し、マニュアル化しているか。	適・不適	
(11)漏水事故等に備え、資機材の確保は万全か。	漏水事故等に備え、資機材の備蓄、調達はされているか。	○漏水事故等の対応マニュアルを整備しているか。 ○資機材を備蓄しているか。	適・不適 適・不適	
(12)新型インフルエンザ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策がされているか。 ○流行時においても安全確保を前提として水道水を安定的に供給していくための対策がされているか。	適・不適 適・不適	
(13)情報セキュリティ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。 ○サイバー攻撃や情報システム障害等により安全な水の安定供給に支障をきたさないための対策が実施されているか。	適・不適 適・不適	

10) その他の事項

その他の事項	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等(メモ)
①水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための研修、講習等を行っている。	(1)職員の技術向上と資格要件を満たす技術者を養成するための研修、講習等を実施、又は参加しているか。	○技術系職員の年齢構成について整理しているか。 ○年間の内部、外部を含めた研修計画を取りまとめているか。	適・不適 適・不適	
	(2)水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための取り組みを行っているか。	○技術系職員を確保する計画をまとめているか。 ○技術の継承するための計画をまとめているか。	適・不適 適・不適	
②水道事業ガイドラインに規定されている業務指標(PI)を活用した取組みを行っているか。		○業務指針(PI)を算出しているか。 ○PIについて経年変化を求めているか。	適・不適 適・不適	

○前回モニタリング時指摘事項への対応状況

前回モニタリング時指摘事項	改善等対応状況

○モニタリング結果の総括

指摘・助言事項一覧	
○提出物のチェック対応を行う。	
○契約、防災合同協議について検討はしよう	
○④ 佐久間地域水質検査協議会の検査方法の確認を指示して欲しい。——小諸市で確認する。	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 2年 8月 7日

令和 2年度 7月分

検査者 小諸市水道技術管理者
立会者 (株)水みらい小諸受託
水道業務技術管理者



依田徳光

0) 小諸市独自の確認事項

独自の項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
施設等の維持管理	修繕の発注件数	契約書の確認	適・不適	〇件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	〇件
	工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	〇件
	工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	〇件
	保守点検の発注件数	契約書の確認	適・不適	〇件
	保守点検の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	〇件
	水源地・配水池等の巡視	巡視簿の確認	適・不適	件
	水質検査	法定検査	適・不適	
	毎日水質検査	残留塩素	適・不適	
管路の維持管理	目視による点検	水管橋・道路上の漏水等	適・不適	
	修繕の発注件数	契約書の確認	適・不適	〇件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	〇件
	路面復旧工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	〇件
	路面復旧工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	〇件
水質管理	水質検査(定期)	法定検査	適・不適	
	毎日水質検査	残留塩素	適・不適	
	水質検査(臨時)	法定検査	適・不適	無
	放射能検査	年3回	適・不適	△/△

料金関係	料金(現年分)調定	件数:金額、	(適・不適)	9,350件 76,429,490円
	料金(現年分)収入	件数:金額、	(適・不適)	10,652件 79,401,021円
	料金(現年分)未収金	件数:金額、	(適・不適)	9,512件 72,813,949円
	料金(過年分)調定	件数:金額、	(適・不適)	0件 ▲64,390円
	料金(過年分)収入	件数:金額、	(適・不適)	213件 1,062,370円
	料金(過年分)未収金	件数:金額、	(適・不適)	969件 6,766,560円
	手数料等調定	件数:金額、	(適・不適)	746件 723,750円
	手数料等収入	件数:金額、	(適・不適)	754件 618,810円
	加入金等調定	件数:金額、	(適・不適)	13件 2,255,000円
	加入金等収入	件数:金額、	(適・不適)	13件 1,144,000円
	開栓数	件数:金額、	(適・不適)	151件 149,000円
	閉栓数	件数:	(適・不適)	105件
	収納率(前年対比) %		(適・不適)	75.98%
	分納者の入金状況	3・6・9・12月末を確認する	(適・不適)	
	給水停止の対応状況		(適・不適)	
	未収金の対応状況		(適・不適)	コロナウイルスによる 対応
給水申請	申請書の審査	審査書の確認	(適・不適)	28件
	申請書の竣工検査	しゅん工書類の確認	(適・不適)	18件
量水器の管理	検満工事の発注件数	契約書の確認	(適・不適)	11件
	検満工事の完了件数	しゅん工書類の確認	(適・不適)	0件
夜間・祝祭日の対応				
	漏水、火災、苦情等の対応	件数:(日誌の確認)	(適・不適)	5件
施設更新・維持補修の提案	更新計画の提案	更新の順位及び概算費用	(適・不適)	点検終了後
	維持補修計画の提案	修繕の順位及び概算費用	(適・不適)	
業務の収支	業務収支の状況		(適・不適)	

○前回モニタリング時指摘事項への対応状況

前回モニタリング時指摘事項	改善等対応状況
提出物のチェック体制を行う	指導済
災害・防災合同訓練について検討しましょう 佐久圏域水質検査協議会の検査方法 の確認を指示して欲しい(小諸市で確認)	引き続き検討する 8月末に検査協議会へ会議があるのを 確認する

○モニタリング結果の総括

指摘・助言事項一覧	
○コロナウイルス対策により、業務継続に向サ 引続き対応願います。	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和2年8月7日

令和2年度7月分

検査者 小諸市水道技術管理者



依田徳光

立会者 (株)水みらい小諸

受託水道業務技術管理者



1) 第24条水道技術管理者関係

第24条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)	
①受託水道業務技術管理者は、適切な役職の者が選任されているか。また資格を満たしているか。	(1)法第24条第3項に掲げる事項に対して適切に選任されているか。	<input type="checkbox"/> 任命基準については客観的に判断する基準がないが、然るべき者(技術部門の長、若しくはそれに匹敵する者)が任命されているか。 <input type="checkbox"/> 受託水道業務技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、当該水道の規模、知識、権限を有している者を選任しているか。 <input type="checkbox"/> 任命権者を明らかにする。 <input type="checkbox"/> 任命方法を示す。	適・不適		
				適・不適	
				適・不適	
				適・不適	
②受託水道業務技術管理者は、水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	(2)受託水道業務技術管理者の資格要件を満たしているか。	<input type="checkbox"/> 施行令第6条に定めた資格を有しているか。	適・不適		
		<input type="checkbox"/> 監督の方法が適切であることを規定、手続きに関するマニュアルなどで示しているか。 <input type="checkbox"/> 報告書に決裁欄がある等、監督していることが証明できるか。	(適)不適		
		<input type="checkbox"/> 受託水道業務技術管理者が所属している部署の業務だけでなく、他の部署の業務についても法第19条第2項の事項のすべてについて監督しているか。	(適)不適		
			(適)不適		
		<input type="checkbox"/> 水道管理業務受託者の組織に位置付けられ、本人が認識していることはもとより、他の職員に周知されているか。 <input type="checkbox"/> 業務に関する情報が提供され、かつ、その情報に接したことを決裁欄等に証拠として残されているか。	(適)不適		
		<input type="checkbox"/> 受託水道業務技術管理者の業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制が備えられているか。	(適)不適		
		<input type="checkbox"/> 補助者が従事監督している場合は規則・規程等で明確に位置付けられているか。	適・不適		

2) 第5条施設基準

第5条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設は施設基準を満たしているか。	(1)水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。	○使用する薬品類は納入時の検査又は、成分表により品質を確認しているか。 ○次亜塩素酸ナトリウムの保管について有効濃度の低下に配慮しているか。	適・不適 適・不適	
②定期的な水道施設の検査が実施されているか。	(1)定期的な水道施設の検査が行われているか。	○法定点検や自主点検の項目と必要頻度について合理的に定め実施しているか。 ○保守点検の点検項目、頻度等が定められているか。 ○保守点検の頻度は低くないか。	適・不適 適・不適 適・不適	
	(2)異常状態が発見された場合は、直ちに詳細な検査を行い、補修・改善等を含む適切な措置がなされているか。	○異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施しているか。 ○施設検査により施設の補修改造が必要なときは、速やかに委託先の小諸市担当者へ報告を行っているか。	適・不適 適・不適	
	(3)水道施設の機能は適切に維持できているか。	○施設の劣化状況について調査、把握しているか。	適・不適	
③浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	○浄水施設、送配水施設をはじめとする水道設備の運転手引書を整備しているのか。 ○手引書に基づき訓練を実施しているのか。 ○水道用薬品貯蔵設備の誤操作を防止するため作業マニュアルを作成するとともに訓練を行っているか。	適・不適 適・不適 適・不適	これから
④施設の管理状況の記録は、適切になされているか。	施設管理日誌、作業日誌等の記録はなされているか。	○施設管理日誌、管理記録、作業日誌、設備点検記録等を作成し施設の状況を把握しているか。	適・不適	
⑤施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。	施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	○施設図、配管図等は常に更新を依頼し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管しているか。	適・不適	
⑥漏水防止対策は計画的に実施しているか。	漏水調査計画の立案はしているか。	○漏水調査を実施したか。	適・不適	今後に向かいく

3)第13条第1項 給水開始前の水質検査及び施設検査

第13条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水開始検査は適正に実施されているか。	(1)給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されている。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査は、全項目および消毒の残留効果について実施し、供給される水が法第4条の水質基準に適合していることを確認しているか。 ○検査方法は省令に定める方法で行っているか。 ○当該新設、増設又は改造に係る施設を得た水道水の末端で採水しているか。 ○施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項について、施設の新設、増設又は改造に係る施設及び該当影響に関係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行っているか。 	適・不適	
	(2)給水開始前検査の水質試験については、給水管の末端等で行われているか。また必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査及び消毒の残留効果の検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所となっているか。 	適・不適	
	(3)検査結果は基準を満たすものであったか。満たしていない場合は適切な処置がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○検査結果は基準を満していたか。 ○検査結果が基準を満たさなかつた場合、その原因を調査し、基準を満足するように必要な措置を講じているか。 	適・不適	
	(4)水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査及び施設検査を行ったときは、その記録を作成し、検査を行った日から5年間保存しているか。 	適・不適	
	(5)給水前検査の実施に関し検査内容(水圧試験、水質試験等を含む。)を明定する等検査に関する規則が整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の新設、増設又は改造後に行う給水開始前の水圧、構造、資機材等の施設検査及び水質検査の手順を文書化しているか。 	適・不適	
	(6)配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○排水施設(配水池を除く。)及び給水装置についても給水開始前検査に準じて検査を行っているか。 配管状況、管埋設深、残留塩素、水圧、異物は無いか、水圧試験 	適・不適	

4) 第16条 給水装置の構造及び材質の検査

第16条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水装置の構造及び材質が政令、省令に定める基準に適合していることを受託水道業務技術管理者の業務として確認する。	給水装置の確認の手順を文書化することが必要である。	○給水装置の確認の手順を文書化しているか。	適・不適	

5) 第20条第1項 水質検査

第20条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の水質検査は法定の回数行っているか。また、検査項目は適正か。	(1)毎日の水質検査は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。	○土日祝祭日にも行っているか。 ○消毒の残留効果に関する検査だけではなく、色及び濁りの検査を行っているか。	適・不適 適・不適	
	(2)基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。	○検査項目別に規定されている回数(毎月1回以上、3月に1回以上)の検査を行っているか。(検査回数の減を除く) ○基準項目の検査は、基準の表のすべて項目について検査を行っているか。(検査の省力を除く) ○これらの試験結果は、速やかに受託水道業務技術管理者まで報告がなされている ○結果に変動が生じた場合には、原因調査を行い必要な対応策を講じる体制を整備しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることが出来る要件を満たしているか。またその検査頻度は適切か。	○水源地域の汚染源調査を実施し、原水水質の変化を予測しているか。 ○検査回数を減らしている検査項目がある場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適 適・不適	
	(4)検査項目の省略を行っている場合、省略できる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回は省略項目についても水質試験を行っているか。	○検査項目の省略を行っている場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適	
		○水質検査、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所から採水した水について行っているか。	適・不適	

②配水池点は適正か。	<p>(1)採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。</p>	○浄水場出口だけではなく、配水管の末端等の水が停滞しやすい場所で行っているか。(ただし、濃度変化がないことが明らかな項目は可)	適・不適	
		○ループ管であっても水が停滞しやすい場所から採水しているか。	適・不適	
		○採水は毎回同じ場所で行い、ローテーションなどで行っていないか。	適・不適	
		○「水質基準に適合しているか判断できる場所」として、給水栓のほか配水管の末端等の水の停滞しやすい場所を含んでいるか。	適・不適	
		○水道施設の規模等を考慮し、必要な数の採水場所を選定しているか。	適・不適	
(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。	<p>(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。</p>	○水道の規模、水源の種別、浄水施設及び排水施設構造等を考慮して、合理的に供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所を選定しているか。	適・不適	
		○ループ管であっても合理的な数を選定しているか。	適・不適	
		○水源系統が異なる場合には、系統毎に選定しているか。	適・不適	
③水質管理目標設定項目について水質検査を行っているか。	水質管理目標設定項目について、水源の種別や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表しているか。	○水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努めているか。	適・不適	
④水質検査の委託先の選定方法は適切か。	水質検査を適切な機関に委託しているか。	○地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者か。	適・不適	
⑤水質検査結果は水質基準を満たしているか。	(1)水質検査結果は水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。	○水質検査の結果がでた時点で、直ちに水質基準を満たしているかを確認しているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	

	(2)水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。	○水質基準を超える値が検出された場合、直ちに原因究明を行う等必要な措置をとる必要がある。 ○受託水道業務技術管理者へ報告される体制を整備しているか。	適・不適 適・不適	
	(3)異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。	異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	
⑥原水の水質検査は適正に実施しているか。	(1)すべての水源の原水について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物を除く。)を実施しているか。 (2)必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。	○もっとも水質が悪化していると考えられる時期の原水水質の検査を行っているか。 ○水質管理目標設定項目について水質基準に係る検査に準じた検査等の実施しているか。	適・不適 適・不適	
⑦水質検査計画は策定されているか。	(1)毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 (2)策定されている場合、その内容は適切か。 (3)水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査計画に位置付けられているか。	○毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 ○策定されている場合、その内容は適切か。 ○水質検査対象とした又はしない根拠を項目毎に整理しているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
⑧過去5年間の水質検査記録が保存されているか。	(1)水質検査の記録を適正に作成しているか。 (2)過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○毎日検査の結果については異常がない場合にも、その旨を明記しているか。 ○定期及び臨時の水質検査を行ったとき、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しているか。	適・不適 適・不適	
⑨原水のクリプトスボジウム等(クリプトスボジウム及びジアルジア)による汚染のおそれの判断をしているか。	指標菌の検出レベル等からリスクレベルの判断を行っているか。	○指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を行わなければならない。いずれかが検出された場合、耐塩素性病原生物が混入するおそれがあると判断しているか。 ○深井戸であっても構造によっては原水から指標菌が検出されることがあるので注意をしているか。	適・不適 適・不適	
⑩クリプトスボジウム等による汚染のおそれの程度に応じた予防対策がされているか。	原水等の検査を適切に行っているか。	○クリプトスボジウム等の汚染のおそれの程度に応じてクリプトスボジウム等及び指標菌検査を行っているか。 ○レベル4及びレベル3の施設の設備期間中の施設では、原水のクリプトスボジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌検査を月1回以上行っているか。	適・不適 適・不適	

6) 第21条第1項 健康診断

第21条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の健康診断の実施状況は適切か。	(1)定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無に関して実施されているか。	○定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに実施しているか。	適・不適	
	(2)健康診断の実施項目は適切か。	○病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象としているか。 ○コレラ菌、赤痢アメーバー、サルモネラ等について行ったことがあるか。 ○急性灰髄炎(小兒麻痺)、流行性肝炎、泉州、感染性下痢症及び各種下痢腸炎について行ったことはあるか。 ○病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行っているか。 ○サルモネラ属菌検査においては、一般に腸チフス菌、パラチフス菌検査が含まれている場合があるので、検査項目について確認しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)健康診断の受診者は適切か。	○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。 ○健康診断実施日に休んでいた者については、後日実施しているか。	適・不適 適・不適	
②臨時の健康診断は適切に実施されているか。	臨時の健康診断が必要となるような状態は生じていないか。生じていると認められる場合には、健康診断を行っているか。	○健康診断対象者が赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等の患者又は保菌者となった場合と施設の地域において赤痢等の伝染病(感染症)が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行っているか。	適・不適	
③過去1年間の健康診断記録が保存されているか。	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	○診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、同検査場所が示されているか。 ○他の法令に基づいて行われた健康診断の実績項目が同一の場合はその内容をもって健康診断が実施されたものと見なせる。	適・不適 適・不適	

7) 第22条第1項 衛生上の措置

第22条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設についての汚染防止はなされているのか。また、防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているのか。	(1)取水場、貯水場、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染防止が充分になされているか。 (2)上記の施設には、カギを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。	○年間計画に基づきこれらの施設の清掃、点検巡視を行うとともに、結果について整理しているか。 ○施設にさく、門扉、施錠等を設け、人畜が施設に立ち入ることを防止しているか。 ○汚染防止を喚起するため、必要な標札、立て札、掲示等を設置しているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
②給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とならないよう管理されているか。	(1)給水栓における水が、遊離残留濃度0.1mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上保持するよう適切に塩素消毒が行われているか。 (2)供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	○給水栓における残留塩素濃度の管理目標値を設定し、その確認手順を定めているか。 ○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生成物が検出されていることはないか確認しているか。 ○現状では管末で遊離残留塩素濃度0.1mg/Lを保持している場合でも、将来下回ることがないことを確認しているか。 ○地理的に残留塩素濃度の保持が難しいところについては、塩素の追加設備の設置や配管経路の変更等の対策を検討しているか。 ○供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
③消毒が連続的に適正な場所で行われているか。	(1)消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないように常に整備しているか。予備の設備はあるか。 (2)消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が十分水に混合するように行われているか。	○消毒が中断しないことを確認しているか。 ○消毒設備の点検整備状況について整理しているか。 ○消毒剤が十分水に混合するため必要な措置を講じているか。	適・不適 適・不適 適・不適	

8) 第23条第1項 給水の緊急停止

第23条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①危機管理マニュアル類の整備はされているか。	危機管理マニュアル(水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策等)は設備されているか。	○想定される事故・災害時に万全の対応が出来るように、マニュアルを整備しているか。 ○訓練を定期的に行うとともに更新に努めているか。	適・不適 適・不適	
②連絡体制の整備状況は万全か。	水質事故、地震災害時等緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。	○緊急時における連絡・通報・対応などの体制を整備し、マニュアル化し、関係者に周知徹底しているか。 ○連絡先、対応窓口、記録の整理等についてマニュアル化して漏れのない体制を整えているか。 ○関係機関への連絡先が緊急時のマニュアルに明記しているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
③給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。	(1)給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。	○実施時に混乱を来たさないよう指揮命令系統を明確にしているか。 ○受託水道業務技術管理者が指揮命令系統に位置付けられ適切に関与できる体制となっているか。	適・不適 適・不適	
④応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	○関係者に周知徹底しているか。 ○緊急停止を行った場合は、原因、経過、影響などについて整理し保存しているか。	適・不適 適・不適	
		○応急復旧に関する事項として、被害想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の備蓄と確保及び建設業者との協力体制等を整備しているか。 ○応急給水に関する事項として、必要水量、給水拠点の想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の確保、応援給水の受け入れ及び衛生管理体制等を整備しているか。	適・不適 適・不適	
⑥危機管理を想定した訓練等に努めているか。	水道の緊急停止措置等緊急事態を想定した、指揮命令伝達などを含んだ訓練等を行っているか。	○水道の緊急停止等の措置を想定した指揮命令伝達などの訓練を行っているか。	適・不適	
⑦危機管理対策として住民への対策を適切に講じることができるべき体制が整備されているか。	非常時における住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。(給水ポイントの選定、広報活動のあり方など)	○訓練時に住民の参加を求め、要望などを取り入れているか。	適・不適	

(8)テロ等危機管理対策として水源監視及び水道施設の警備強化を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○水道施設の警備を強化するため巡回点検計画を作成しているか。 ○ろ過池等が外部から容易に毒物が投入可能な配置・構造となっている場合、防止策等を検討しているか。	適・不適	
(9)施設内への来訪者の管理を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○来訪名簿の整備、訪問目的、訪問先の確認、受付用テレビカメラの設置等を行っているか。	適・不適	
(10)停電時に配慮した水道施設の整備等がなされているか。	停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。	○停電による影響と必要な対策を検討し、マニュアル化しているか。	適・不適	
(11)漏水事故等に備え、資機材の確保は万全か。	漏水事故等に備え、資機材の備蓄、調達はされているか。	○漏水事故等の対応マニュアルを整備しているか。 ○資機材を備蓄しているか。	適・不適	
(12)新型インフルエンザ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策がされているか。 ○流行時においても安全確保を前提として水道水を安定的に供給していくための対策がされているか。	適・不適	
(13)情報セキュリティ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。 ○サイバー攻撃や情報システム障害等により安全な水の安定供給に支障をきたさないための対策が実施されているか。	適・不適	

10) その他の事項

その他の事項	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等(メモ)
①水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための研修、講習等を行っている。	(1)職員の技術向上と資格要件を満たす技術者を養成するための研修、講習等を実施、又は参加しているか。	○技術系職員の年齢構成について整理しているか。 ○年間の内部、外部を含めた研修計画を取りまとめているか。	適・不適	
	(2)水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための取り組みを行っているか。	○技術系職員を確保する計画をまとめているか。 技術の継承するための計画をまとめているか。	適・不適 適・不適	
②水道事業ガイドラインに規定されている業務指標(PI)を活用した取組みを行っているか。		○業務指針(PI)を算出しているか。 ○PIについて経年変化を求めているか。	適・不適 適・不適	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 2年 9月 7日

令和 2年度 8月分

検査者 小諸市水道技術管理者
 立会者 (株)水みらい小諸受託
 水道業務技術管理者



0) 小諸市独自の確認事項

独自の項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
施設等の維持管理	修繕の発注件数	契約書の確認	○適・不適	5件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	○適・不適	10件
	工事の発注件数	契約書の確認	○適・不適	0件
	工事の完了件数	しゅん工書類の確認	○適・不適	0件
	保守点検の発注件数	契約書の確認	○適・不適	0件
	保守点検の完了件数	しゅん工書類の確認	○適・不適	0件
	水源地・配水池等の巡視	巡視簿の確認	○適・不適	件
	水質検査	法定検査	○適・不適	
	毎日水質検査	残留塩素	○適・不適	
管路の維持管理	目視による点検	水管橋・道路上の漏水等	○適・不適	
	修繕の発注件数	契約書の確認	○適・不適	0件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	○適・不適	0件
	路面復旧工事の発注件数	契約書の確認	○適・不適	0件
	路面復旧工事の完了件数	しゅん工書類の確認	○適・不適	0件
水質管理	水質検査(定期)	法定検査	○適・不適	
	毎日水質検査	残留塩素	○適・不適	
	水質検査(臨時)	法定検査	○適・不適	0
	放射能検査	年3回 7/14	○適・不適	異状なし

料金関係	料金(現年分)調定	件数:金額、	(適・不適)	10,850件 84,345,660円
	料金(現年分)収入	件数:金額、	(適・不適)	9,211件 76,842,659円
	料金(現年分)未収金	件数:金額、	(適・不適)	11,197件 80,316,950円
	料金(過年分)調定	件数:金額、	(適・不適)	▲215件 ▲1,632,050円
	料金(過年分)収入	件数:金額、	(適・不適)	118件 535,180円
	料金(過年分)未収金	件数:金額、	(適・不適)	660件 4,599,330円
	手数料等調定	件数:金額、	(適・不適)	660件 626,200円
	手数料等収入	件数:金額、	(適・不適)	637件 504,200円
	加入金等調定	件数:金額、	(適・不適)	11件 891,000円
	加入金等収入	件数:金額、	(適・不適)	10件 880,000円
	開栓数(調定)	件数:金額、	(適・不適)	107件 108,000円
	閉栓数(事務処理件数)	件数:	(適・不適)	96件 79.49%
	収納率(前年対比) %		(適・不適)	前年比 0.53%増
	分納者の入金状況	3・6・9・12月末を確認する	(適・不適)	
	給水停止の対応状況		(適・不適)	予告通知 119件 執行 13件
	未収金の対応状況		(適・不適)	
給水申請	申請書の審査	審査書の確認	(適・不適)	△ / 件
	申請書の竣工検査	しゅん工書類の確認	(適・不適)	△ / 件
量水器の管理	検満工事の発注件数	契約書の確認	(適・不適)	△ / 件
	検満工事の完了件数	しゅん工書類の確認	(適・不適)	△ / 件
夜間・祝祭日の対応	漏水、火災、苦情等の対応	件数:(日誌の確認)	(適・不適)	△ / 件
施設更新・維持補修の提案	更新計画の提案	更新の順位及び概算費用	(適・不適)	
	維持補修計画の提案	修繕の順位及び概算費用	(適・不適)	
業務の収支	業務収支の状況		(適・不適)	

○前回モニタリング時指摘事項への対応状況

前回モニタリング時指摘事項	改善等対応状況

○モニタリング結果の総括

指摘・助言事項一覧	
○コロナウイルス対策を引き続きお願いします。	
○台風シーズンを向えたことから、停電時の対応をお願いします。	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 2年 9月 7日

令和 2年度 8月分

検査者 小諸市水道技術管理者



立会者 (株)水みらい小諸

受託水道業務技術管理者

1) 第24条水道技術管理者関係

第24条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①受託水道業務技術管理者は、適切な役職の者が選任されているか。また資格を満たしているか。	(1)法第24条第3項に掲げる事項に対して適切に選任されているか。	<input type="checkbox"/> 任命基準については客観的に判断する基準がないが、然るべき者(技術部門の長、若しくはそれに匹敵する者)が任命されているか。 <input type="checkbox"/> 水道技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、当該水道の規模、知識、権限を有している者を選任しているか。	(適) 不適	
		<input type="checkbox"/> 任命権者を明らかにする。 <input type="checkbox"/> 任命方法を示す。	(適) 不適	
		<input type="checkbox"/> 施行令第6条に定めた資格を有しているか。	(適) 不適	
②受託水道業務技術管理者は、水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	(1)第19条第2項に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの従事する他の職員を監督しているか。	<input type="checkbox"/> 監督の方法が適切であることを規定、手続きに関するマニュアルなどで示しているか。 <input type="checkbox"/> 報告書に決裁欄がある等、監督していることが証明できるか。	(適) 不適	
		<input type="checkbox"/> 受託水道業務技術管理者が所属している部署の業務だけでなく、他の部署の業務についても法第19条第2項の事項のすべてについて監督しているか。	(適) 不適	
		<input type="checkbox"/> 水道管理業務受託者の組織に位置付けられ、本人が認識していることはもとより、他の職員に周知されているか。	(適) 不適	
		<input type="checkbox"/> 業務に関する情報が提供され、かつ、その情報に接したことを決裁欄等に証拠として残されているか。	(適) 不適	
		<input type="checkbox"/> 受託水道業務技術管理者の業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制が備えられているか。	(適) 不適	
		<input type="checkbox"/> 補助者が従事監督している場合は規則・規程等で明確に位置付けられているか。	(適) 不適	

2) 第5条施設基準

第5条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設は施設基準を満たしているか。	(1)水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。	○使用する薬品類は納入時の検査又は、成分表により品質を確認しているか。 ○次亜塩素酸ナトリウムの保管について有効濃度の低下に配慮しているか。	適・不適 適・不適	
②定期的な水道施設の検査が実施されているか。	(1)定期的な水道施設の検査が行われているか。	○法定点検や自主点検の項目と必要頻度について合理的に定め実施しているか。 ○保守点検の点検項目、頻度等が定められているか。 ○保守点検の頻度は低くないか。	適・不適 適・不適 適・不適	
	(2)異常状態が発見された場合は、直ちに詳細な検査を行い、補修・改善等を含む適切な措置がなされているか。	○異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施しているか。 ○施設検査により施設の補修改造が必要なときは、速やかに委託先の小諸市担当者へ報告を行っているか。	適・不適 適・不適	
	(3)水道施設の機能は適切に維持できているか。	○施設の劣化状況について調査、把握しているか。	適・不適	
③浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	○浄水施設、送配水施設をはじめとする水道設備の運転手引書を整備しているのか。 ○手引書に基づき訓練を実施しているのか。 ○水道用薬品貯蔵設備の誤操作を防止するため作業マニュアルを作成するとともに訓練を行っているか。	適・不適 適・不適 適・不適	こわがら
④施設の管理状況の記録は、適切になされているか。	施設管理日誌、作業日誌等の記録はなされているか。	○施設管理日誌、管理記録、作業日誌、設備点検記録等を作成し施設の状況を把握しているか。	適・不適	
⑤施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。	施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	○施設図、配管図等は常に更新を依頼し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管しているか。	適・不適	
⑥漏水防止対策は計画的に実施しているか。	漏水調査計画の立案はしているか。	○漏水調査を実施したか。	適・不適	

3) 第13条第1項 給水開始前の水質検査及び施設検査

第13条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
(1)給水開始検査は適正に実施されているか。	(1)給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されている。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査は、全項目および消毒の残留効果について実施し、供給される水が法第4条の水質基準に適合していることを確認しているか。 ○検査方法は省令に定める方法で行っているか。 ○当該新設、増設又は改造に係る施設を得た水道水の末端で採水しているか。 ○施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項について、施設の新設、増設又は改造に係る施設及び該当影響に関係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行っているか。 	適・不適	
	(2)給水開始前検査の水質試験については、給水管の末端等で行われているか。また必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査及び消毒の残留効果の検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所となっているか。 	適・不適	
	(3)検査結果は基準を満たすものであったか。満たしていない場合は適切な処置がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○検査結果は基準を満していたか。 ○検査結果が基準を満たさなかつた場合、その原因を調査し、基準を満足するように必要な措置を講じているか。 	適・不適	
	(4)水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査及び施設検査を行ったときは、その記録を作成し、検査を行った日から5年間保存しているか。 	適・不適	
	(5)給水前検査の実施に関し検査内容(水圧試験、水質試験等を含む。)を明定する等検査に関する規則が整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の新設、増設又は改造後に行う給水開始前の水圧、構造、資機材等の施設検査及び水質検査の手順を文書化しているか。 	適・不適	
	(6)配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○排水施設(配水池を除く。)及び給水装置についても給水開始前検査に準じて検査を行っているか。 配管状況、管理設深、残留塩素、水圧、異物は無いか、水圧試験 	適・不適	

4) 第16条 給水装置の構造及び材質の検査

第16条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水装置の構造及び材質が政令、省令に定める基準に適合していることを受託水道業務技術管理者の業務として確認する。	給水装置の確認の手順を文書化することが必要である。	○給水装置の確認の手順を文書化しているか。	適・不適	

5) 第20条第1項 水質検査

第20条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の水質検査は法定の回数行っているか。また、検査項目は適正か。	(1)毎日の水質検査は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。	○土日祝祭日にも行っているか。 ○消毒の残留効果に関する検査だけではなく、色及び濁りの検査を行っているか。	適・不適 適・不適	
	(2)基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。	○検査項目別に規定されている回数(毎月1回以上、3月に1回以上)の検査を行っているか。(検査回数の減を除く) ○基準項目の検査は、基準の表のすべて項目について検査を行っているか。(検査の省力を除く) ○これらの試験結果は、速やかに受託水道業務技術管理者まで報告がなされている ○結果に変動が生じた場合には、原因調査を行い必要な対応策を講じる体制を整備しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることが出来る要件を満たしているか。またその検査頻度は適切か。	○水源地域の汚染源調査を実施し、原水水質の変化を予測しているか。 ○検査回数を減らしている検査項目がある場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適 適・不適	
	(4)検査項目の省略を行っている場合、省略できる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回は省略項目についても水質試験を行っているか。	○検査項目の省略を行っている場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適	
		○水質検査、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所から採水した水について行っているか。	適・不適	

②配水池点は適正か。	<p>(1)採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。</p>	○浄水場出口だけではなく、配水管の末端等の水が停滞しやすい場所で行っているか。(ただし、濃度変化がないことが明らかな項目は可)	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 不適	
		○ループ管であっても水が停滞しやすい場所から採水しているか。	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 不適	
		○採水は毎回同じ場所で行い、ローテーションなどで行っていないか。	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 不適	
		○「水質基準に適合しているか判断できる場所」として、給水栓のほか配水管の末端等の水の停滞しやすい場所を含んでいるか。	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 不適	
		○水道施設の規模等を考慮し、必要な数の採水場所を選定しているか。	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 不適	
(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。		○水道の規模、水源の種別、浄水施設及び排水施設構造等を考慮して、合理的に供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所を選定しているか。	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 不適	
		○ループ管であっても合理的な数を選定しているか。	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 不適	
		○水源系統が異なる場合には、系統毎に選定しているか。	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 不適	
③水質管理目標設定項目について水質検査を行っているか。	水質管理目標設定項目について、水源の種別や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表しているか。	○水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努めているか。	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 不適	
④水質検査の委託先の選定方法は適切か。	水質検査を適切な機関に委託しているか。	○地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者か。	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 不適	
⑤水質検査結果は水質基準を満たしているか。	(1)水質検査結果は水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。	○水質検査の結果がでた時点で、直ちに水質基準を満たしているかを確認しているか。また、小諸市に報告しているか。	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 不適	

	(2)水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。	○水質基準を超える値が検出された場合、直ちに原因究明を行う等必要な措置をとる必要がある。 ○受託水道業務技術管理者へ報告される体制を整備しているか。	適・不適 適・不適	
	(3)異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。	異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	
(6)原水の水質検査は適正に実施しているか。	(1)すべての水源の原水について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物を除く。)を実施しているか。 (2)必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。	○もっとも水質が悪化していると考えられる時期の原水水質の検査を行っているか。 ○水質管理目標設定項目について水質基準に係る検査に準じた検査等の実施しているか。	適・不適 適・不適	
(7)水質検査計画は策定されているか。	(1)毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 (2)策定されている場合、その内容は適切か。 (3)水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査計画に位置付けられているか。	○毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 ○策定されている場合、その内容は適切か。 ○水質検査対象とした又はない根拠を項目毎に整理しているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
(8)過去5年間の水質検査記録が保存されているか。	(1)水質検査の記録を適正に作成しているか。 (2)過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○毎日検査の結果については異常がない場合にも、その旨を明記しているか。 ○定期及び臨時の水質検査を行ったとき、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しているか。	適・不適 適・不適	
(9)原水のクリプトスボジウム等(クリプトスピジウム及びジアルジア)による汚染のおそれの判断をしているか。	指標菌の検出レベル等からリスクレベルの判断を行っているか。	○指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を行わなければならない。いずれかが検出された場合、耐塩素性病原生物が混入するおそれがあると判断しているか。 ○深井戸であっても構造によっては原水から指標菌が検出されることがあるので注意をしているか。	適・不適 適・不適	
(10)クリプトスボリジウム等による汚染のおそれの程度に応じた予防対策がされているか。	原水等の検査を適切に行っているか。	○クリプトスボリジウム等の汚染のおそれの程度に応じてクリプトスボリジウム等及び指標菌検査を行っているか。 ○レベル4及びレベル3の施設の設備期間中の施設では、原水のクリプトスボリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌検査を月1回以上行っているか。	適・不適 適・不適	

6) 第21条第1項 健康診断

第21条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の健康診断の実施状況は適切か。	(1)定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無に関して実施されているか。	○定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに実施しているか。	適・不適	
	(2)健康診断の実施項目は適切か。	○病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象としているか。 ○コレラ菌、赤痢アメーバー、サルモネラ等について行ったことがあるか。 ○急性灰髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉州、感染性下痢症及び各種下痢腸炎について行ったことはあるか。 ○病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行っているか。 ○サルモネラ属菌検査においては、一般に腸チフス菌、パラチフス菌検査が含まれている場合があるので、検査項目について確認しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)健康診断の受診者は適切か。	○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。 ○健康診断実施日に休んでいた者については、後日実施しているか。	適・不適 適・不適	
②臨時の健康診断は適切に実施されているか。	臨時の健康診断が必要となるような状態は生じていないか。生じていると認められる場合には、健康診断を行っているか。	○健康診断対象者が赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等の患者又は保菌者となった場合と施設の地域において赤痢等の伝染病(感染症)が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行っているか。	適・不適	
③過去1年間の健康診断記録が保存されているか。	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	○診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、同検査場所が示されているか。 ○他の法令に基づいて行われた健康診断の実績項目が同一の場合はその内容をもって健康診断が実施されたものと見なせる。	適・不適 適・不適	

7) 第22条第1項 衛生上の措置

第22条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)	
①水道施設についての汚染防止はなされているのか。また、防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているのか。	(1)取水場、貯水場、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染防止が充分になされているか。	○年間計画に基づきこれらの施設の清掃、点検巡視を行うとともに、結果について整理しているか。	適・不適		
	(2)上記の施設には、カギを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。	○施設にさく、門扉、施錠等を設け、人畜が施設に立ち入ることを防止しているか。 ○汚染防止を喚起するため、必要な標札、立て札、掲示等を設置しているか。	適・不適 適・不適		
②給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とならないよう管理されているか。	(1)給水栓における水が、遊離残留濃度0.1mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上保持するよう適切に塩素消毒が行われているか。	○給水栓における残留塩素濃度の管理目標値を設定し、その確認手順を定めているか。 ○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生成物が検出されていることはないか確認しているか。 ○現状では管末で遊離残留塩素濃度0.1mg/Lを保持している場合でも、将来下回ることがないことを確認しているか。 ○地理的に残留塩素濃度の保持が難しいところについては、塩素の追加設備の設置や配管経路の変更等の対策を検討しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適		
	(2)供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	○供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含む恐れがあるような場合の塩素注入量を増加させる手続きを定めているか。	適・不適		
③消毒が連続的に適正な場所で行われているか。	(1)消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないように常に整備しているか。予備の設備はあるか。	○消毒が中断しないことを確認しているか。 ○消毒設備の点検整備状況について整理しているか。	適・不適 適・不適		
	(2)消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が十分水に混合するように行われているか。	○消毒剤が十分水に混合するために必要な措置を講じているか。	適・不適		

⑧テロ等危機管理対策として水源監視及び水道施設の警備強化を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○水道施設の警備を強化するため巡回点検計画を作成しているか。 ○ろ過池等が外部から容易に毒物が投入可能な配置・構造となっている場合、防止策等を検討しているか。	適・不適 適・不適	
⑨施設内への来訪者の管理を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○来訪名簿の整備、訪問目的、訪問先の確認、受付用テレビカメラの設置等を行っているか。	適・不適	
⑩停電時に配慮した水道施設の整備等がなされているか。	停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。	○停電による影響と必要な対策を検討し、マニュアル化しているか。	適・不適	
⑪漏水事故等に備え、資機材の確保は万全か。	漏水事故等に備え、資機材の備蓄、調達はされているか。	○漏水事故等の対応マニュアルを整備しているか。 ○資機材を備蓄しているか。	適・不適 適・不適	
⑫新型インフルエンザ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策がされているか。 ○流行時においても安全確保を前提として水道水を安定的に供給していくための対策がされているか。	適・不適 適・不適	
⑬情報セキュリティ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。 ○サイバー攻撃や情報システム障害等により安全な水の安定供給に支障をきたさないための対策が実施されているか。	適・不適 適・不適	

10) その他の事項

その他の事項	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等(メモ)
①水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための研修、講習等を行っている。	(1)職員の技術向上と資格要件を満たす技術者を養生するための研修、講習等を実施、又は参加しているか。	○技術系職員の年齢構成について整理しているか。 ○年間の内部、外部を含めた研修計画を取りまとめているか。	適・不適 適・不適	
	(2)水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための取り組みを行っているか。	○技術系職員を確保する計画をまとめているか。 技術の継承するための計画をまとめているか。	適・不適 適・不適	
②水道事業ガイドラインに規定されている業務指標(PI)を活用した取組みを行っているか。		○業務指針(PI)を算出しているか。 ○PIについて経年変化を求めているか。	適・不適 適・不適	

8) 第23条第1項 給水の緊急停止

第23条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①危機管理マニュアル類の整備はされているか。	危機管理マニュアル(水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策等)は設備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○想定される事故・災害時に万全の対応が出来るように、マニュアルを整備しているか。 ○訓練を定期的に行うとともに更新に努めているか。 	適 不適 適 不適	これから
②連絡体制の整備状況は万全か。	水質事故、地震災害時等緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時における連絡・通報・対応などの体制を整備し、マニュアル化し、関係者に周知徹底しているか。 ○連絡先、対応窓口、記録の整理等についてマニュアル化して漏れのない体制を整えているか。 ○関係機関への連絡先が緊急時のマニュアルに明記しているか。 	適 不適 適 不適 適 不適	
③給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。	(1)給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○実施時に混乱を来たさないよう指揮命令系統を明確にしているか。 ○受託水道業務技術管理者が指揮命令系統に位置付けられ適切に関与できる体制となっているか。 	適 不適 適 不適	
④応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	<ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧に関する事項として、被害想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の備蓄と確保及び建設業者との協力体制等を整備しているか。 ○応急給水に関する事項として、必要水量、給水拠点の想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の確保、応援給水の受け入れ及び衛生管理体制等を整備しているか。 	適 不適 適 不適	
⑤危機管理を想定した訓練等に努めているか。	水道の緊急停止措置等緊急事態を想定した、指揮命令伝達などを含んだ訓練等を行っているか。	○水道の緊急停止等の措置を想定した指揮命令伝達などの訓練を行っているか。	適・不適	
⑥危機管理対策として住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。	非常時における住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。 (給水ポイントの選定、広報活動のあり方など)	○訓練時に住民の参加を求め、要望などを取り入れているか。	適・不適	

○前回モニタリング時指摘事項への対応状況

前回モニタリング時指摘事項	改善等対応状況

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 2年 9月 6 日

令和 2年度 9月分

検査者 小諸市水道技術管理者
立会者 (株)水みらい小諸受託
水道業務技術管理者



0) 小諸市独自の確認事項

独自の項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
施設等の維持管理	修繕の発注件数	契約書の確認	適・不適	2件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	10件
	工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	件
	工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	件
	保守点検の発注件数	契約書の確認	適・不適	件
	保守点検の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	件
	水源地・配水池等の巡視	巡視簿の確認	適・不適	件
	水質検査	法定検査	適・不適	
	毎日水質検査	残留塩素	適・不適	
管路の維持管理	目視による点検	水管橋・道路上の漏水等	適・不適	異状なし
	修繕の発注件数	契約書の確認	適・不適	0件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	0件
	路面復旧工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	0件
	路面復旧工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	0件
水質管理	水質検査(定期)	法定検査	適・不適	
	毎日水質検査	残留塩素	適・不適	
	水質検査(臨時)	法定検査	適・不適	なし
	放射能検査	年3回	適・不適	8月実施

料金関係	料金(現年分)調定	件数:金額、	(適・不適)	9,333件 76,805,880円
	料金(現年分)収入	件数:金額、	(適・不適)	10,329件 79,971,008円
	料金(現年分)未収金	件数:金額、	(適・不適)	10,248件 77,151,822円
	料金(過年分)調定	件数:金額、	(適・不適)	0件 0円
	料金(過年分)収入	件数:金額、	(適・不適)	49件 183,040円
	料金(過年分)未収金	件数:金額、	(適・不適)	621件 4,416,290円
	手数料等調定	件数:金額、	(適・不適)	536件 523,370円
	手数料等収入	件数:金額、	(適・不適)	565件 504,200円
	加入金等調定	件数:金額、	(適・不適)	10件 880,000円
	加入金等収入	件数:金額、	(適・不適)	10件 207,600,000円
	開栓数(調定)	件数:金額、	(適・不適)	122件 134,000円
	閉栓数(事務処理件数)	件数:	(適・不適)	101件 83.38%
	収納率(前年対比) %		(適・不適)	前年比 0.08%増
	分納者の入金状況	3・6・9・12月末を確認する	(適・不適)	予告通知 20件
	給水停止の対応状況		(適・不適)	執行 16件
	未収金の対応状況		(適・不適)	TEL等
給水申請	申請書の審査	審査書の確認	(適・不適)	28件
	申請書の竣工検査	しゅん工書類の確認	(適・不適)	19件
	検満工事の発注件数	契約書の確認	(適・不適)	件
量水器の管理	検満工事の完了件数	しゅん工書類の確認	(適・不適)	工事中件
夜間・祝祭日の対応	漏水、火災、苦情等の対応	件数:(日誌の確認)	(適・不適)	2件
施設更新・維持補修の提案	更新計画の提案	更新の順位及び概算費用	(適・不適)	見積依頼中
	維持補修計画の提案	修繕の順位及び概算費用	(適・不適)	11
業務の収支	業務収支の状況		(適・不適)	

○前回モニタリング時指摘事項への対応状況

前回モニタリング時指摘事項	改善等対応状況

○モニタリング結果の総括

指摘・助言事項一覧	
○コロナ対策 終息を向かえていないため、引き続き 対応願います。	
○台風14号が接近してきたため、注視願います。	
○R2年度の予算編成時からの資料の 準備をお願ひます。	
○モニタリング内容で省略でござる事項は 省略の検討をすら	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 2 年 10 月 6 日

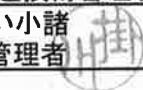
令和 2 年度 9 月分

検査者 小諸市水道技術管理者



立会者 (株)水みらい小諸

受託水道業務技術管理者



1) 第24条水道技術管理者関係

第24条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①受託水道業務技術管理者は、適切な役職の者が選任されているか。また資格を満たしているか。	(1)法第24条第3項に掲げる事項に対して適切に選任されているか。	<input type="checkbox"/> ○任命基準については客観的に判断する基準がないが、然るべき者(技術部門の長、若しくはそれに匹敵する者)が任命されているか。 <input type="checkbox"/> ○受託水道業務技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、当該水道の規模、知識、権限を有している者を選任しているか。 <input type="checkbox"/> ○任命権者を明らかにする。 <input type="checkbox"/> ○任命方法を示す。	適・不適	
			適・不適	
			適・不適	
			適・不適	
②受託水道業務技術管理者は、水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	(2)受託水道業務技術管理者の資格要件を満たしているか。	<input type="checkbox"/> ○施行令第6条に定めた資格を有しているか。	適・不適	
			適・不適	
			適・不適	
			適・不適	
	(1)第19条第2項に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの従事する他の職員を監督しているか。	<input type="checkbox"/> ○監督の方法が適切であることを規定、手続きに関するマニュアルなどで示しているか。 <input type="checkbox"/> ○報告書に決裁欄がある等、監督していることが証明できるか。 <input type="checkbox"/> ○受託水道業務技術管理者が所属している部署の業務だけでなく、他の部署の業務についても法第19条第2項の事項のすべてについて監督しているか。	適・不適	
			適・不適	
			適・不適	
			適・不適	
	(2)組織として業務を適正に実施することが可能な業務体制、情報管理体制となっているか。	<input type="checkbox"/> ○水道管理業務受託者の組織に位置付けられ、本人が認識していることはもとより、他の職員に周知されているか。 <input type="checkbox"/> ○業務に関する情報が提供され、かつ、その情報に接したことを決裁欄等に証拠として残されているか。 <input type="checkbox"/> ○受託水道業務技術管理者の業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制が備えられているか。 <input type="checkbox"/> ○補助者が従事監督している場合は規則・規程等で明確に位置付けられているか。	適・不適	
			適・不適	
			適・不適	
			適・不適	

2) 第5条施設基準

第5条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設は施設基準を満たしているか。	(1)水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。	○使用する薬品類は納入時の検査又は、成分表により品質を確認しているか。 ○次亜塩素酸ナトリウムの保管について有効濃度の低下に配慮しているか。	適・不適 適・不適	
②定期的な水道施設の検査が実施されているか。	(1)定期的な水道施設の検査が行われているか。	○法定点検や自主点検の項目と必要頻度について合理的に定め実施しているか。 ○保守点検の点検項目、頻度等が定められているか。 ○保守点検の頻度は低くないか。	適・不適 適・不適 適・不適	
	(2)異常状態が発見された場合は、直ちに詳細な検査を行い、補修・改善等を含む適切な措置がなされているか。	○異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施しているか。 ○施設検査により施設の補修改造が必要なときは、速やかに委託先の小諸市担当者へ報告を行っているか。	適・不適 適・不適	
	(3)水道施設の機能は適切に維持できているか。	○施設の劣化状況について調査、把握しているか。	適・不適	
③浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	○浄水施設、送配水施設をはじめとする水道設備の運転手引書を整備しているのか。 ○手引書に基づき訓練を実施しているのか。 ○水道用薬品貯蔵設備の誤操作を防止するため作業マニュアルを作成するとともに訓練を行っているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
④施設の管理状況の記録は、適切になされているか。	施設管理日誌、作業日誌等の記録はなされているか。	○施設管理日誌、管理記録、作業日誌、設備点検記録等を作成し施設の状況を把握しているか。	適・不適	
⑤施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。	施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	○施設図、配管図等は常に更新を依頼し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管しているか。	適・不適	
⑥漏水防止対策は計画的に実施しているか。	漏水調査計画の立案はしているか。	○漏水調査を実施したか。	適・不適	

3) 第13条第1項 給水開始前の水質検査及び施設検査

第13条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水開始検査は適正に実施されているか。	(1)給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されている。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査は、全項目および消毒の残留効果について実施し、供給される水が法第4条の水質基準に適合していることを確認しているか。 ○検査方法は省令に定める方法で行っているか。 ○当該新設、増設又は改造に係る施設を得た水道水の末端で採水しているか。 ○施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項について、施設の新設、増設又は改造に係る施設及び該当影響に関係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行っているか。 	適・不適	
	(2)給水開始前検査の水質試験については、給水管の末端等で行われているか。また必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査及び消毒の残留効果の検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所となっているか。 	適・不適	
	(3)検査結果は基準を満たすものであったか。満たしていない場合は適切な処置がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○検査結果は基準を満していたか。 ○検査結果が基準を満たさなかった場合、その原因を調査し、基準を満足するように必要な措置を講じているか。 	適・不適	
	(4)水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査及び施設検査を行ったときは、その記録を作成し、検査を行った日から5年間保存しているか。 	適・不適	
	(5)給水前検査の実施に関し検査内容(水圧試験、水質試験等を含む。)を明定する等検査に関する規則が整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の新設、増設又は改造後に行う給水開始前の水圧、構造、資機材等の施設検査及び水質検査の手順を文書化しているか。 	適・不適	
	(6)配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○排水施設(配水池を除く。)及び給水装置についても給水開始前検査に準じて検査を行っているか。 配管状況、管埋設深、残留塩素、水圧、異物は無いか、水圧試験 	適・不適	

4) 第16条 給水装置の構造及び材質の検査

第16条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水装置の構造及び材質が政令、省令に定める基準に適合していることを受託水道業務技術管理者の業務として確認する。	給水装置の確認の手順を文書化することが必要である。	○給水装置の確認の手順を文書化しているか。	適・不適	

5) 第20条第1項 水質検査

第20条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の水質検査は法定の回数行っているか。また、検査項目は適正か。	(1)毎日の水質検査は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。	○土日祝祭日にも行っているか。 ○消毒の残留効果に関する検査だけではなく、色及び濁りの検査を行っているか。	適・不適 適・不適	
	(2)基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。	○検査項目別に規定されている回数(毎月1回以上、3月に1回以上)の検査を行っているか。(検査回数の減を除く) ○基準項目の検査は、基準の表のすべての項目について検査を行っているか。(検査の省力を除く) ○これらの試験結果は、速やかに受託水道業務技術管理者まで報告がなされている ○結果に変動が生じた場合には、原因調査を行い必要な対応策を講じる体制を整備しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることが出来る要件を満たしているか。またその検査頻度は適切か。	○水源地域の汚染源調査を実施し、原水水質の変化を予測しているか。 ○検査回数を減らしている検査項目がある場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適 適・不適	
	(4)検査項目の省略を行っている場合、省略できる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回は省略項目についても水質試験を行っているか。	○検査項目の省略を行っている場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適	
		○水質検査、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所から採水した水について行っているか。	適・不適	

②配水池点は適正か。	<p>(1)採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。</p>	○浄水場出口だけではなく、配水管の末端等の水が停滞しやすい場所で行っているか。(ただし、濃度変化がないことが明らかな項目は可)	適・不適	
		○ループ管であっても水が停滞しやすい場所から採水しているか。	適・不適	
		○採水は毎回同じ場所で行い、ローテーションなどで行っていないか。	適・不適	
		○「水質基準に適合しているか判断できる場所」として、給水栓のほか配水管の末端等の水の停滞しやすい場所を含んでいるか。	適・不適	
		○水道施設の規模等を考慮し、必要な数の採水場所を選定しているか。	適・不適	
		(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。	適・不適	
		○水道の規模、水源の種別、浄水施設及び排水施設構造等を考慮して、合理的に供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所を選定しているか。	適・不適	
		○ループ管であっても合理的な数を選定しているか。	適・不適	
		○水源系統が異なる場合には、系統毎に選定しているか。	適・不適	
③水質管理目標設定項目について水質検査を行っているか。	水質管理目標設定項目について、水源の種別や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表しているか。	○水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努めているか。	適・不適	
④水質検査の委託先の選定方法は適切か。	水質検査を適切な機関に委託しているか。	○地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者か。	適・不適	
⑤水質検査結果は水質基準を満たしているか。	(1)水質検査結果は水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。	○水質検査の結果がでた時点で、直ちに水質基準を満たしているかを確認しているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	

	(2)水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。	○水質基準を超える値が検出された場合、直ちに原因究明を行う等必要な措置をとる必要がある。 ○受託水道業務技術管理者へ報告される体制を整備しているか。	適・不適 適・不適	
	(3)異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。	異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	
⑥原水の水質検査は適正に実施しているか。	(1)すべての水源の原水について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物を除く。)を実施しているか。 (2)必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。	○もっとも水質が悪化していると考えられる時期の原水水質の検査を行っているか。 ○水質管理目標設定項目について水質基準に係る検査に準じた検査等の実施しているか。	適・不適 適・不適	
⑦水質検査計画は策定されているか。	(1)毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 (2)策定されている場合、その内容は適切か。 (3)水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査計画に位置付けられているか。	○毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 ○策定されている場合、その内容は適切か。 ○水質検査対象とした又はしない根拠を項目毎に整理しているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
⑧過去5年間の水質検査記録が保存されているか。	(1)水質検査の記録を適正に作成しているか。 (2)過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○毎日検査の結果については異常がない場合にも、その旨を明記しているか。 ○定期及び臨時の水質検査を行ったとき、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しているか。	適・不適 適・不適	
⑨原水のクリプトスボジウム等(クリプトスボジウム及びジアルジア)による汚染のおそれの判断をしているか。	指標菌の検出レベル等からリスクレベルの判断を行っているか。	○指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を行わなければならない。いずれかが検出された場合、耐塩性病原生物が混入するおそれがあると判断しているか。 ○深井戸であっても構造によっては原水から指標菌が検出されることがあるので注意をしているか。	適・不適 適・不適	
⑩クリプトスボジウム等による汚染のおそれの程度に応じた予防対策がされているか。	原水等の検査を適切に行っているか。	○クリプトスボジウム等の汚染のおそれの程度に応じてクリプトスボジウム等及び指標菌検査を行っているか。 ○レベル4及びレベル3の施設の設備期間中の施設では、原水のクリプトスボジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌検査を月1回以上行っているか。	適・不適 適・不適	

6) 第21条第1項 健康診断

第21条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の健康診断の実施状況は適切か。	(1)定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無について実施されているか。	○定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに実施しているか。	適・不適	
	(2)健康診断の実施項目は適切か。	○病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象としているか。 ○コレラ菌、赤痢アメーバー、サルモネラ等について行ったことがあるか。 ○急性灰髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉州、感染性下痢症及び各種下痢腸炎について行ったことはあるか。 ○病原体検索は、主として便についてを行い、必要に応じて尿、血液、その他について行っているか。 ○サルモネラ属菌検査においては、一般に腸チフス菌、パラチフス菌検査が含まれている場合があるので、検査項目について確認しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)健康診断の受診者は適切か。	○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。 ○健康診断実施日に休んでいた者については、後日実施しているか。	適・不適 適・不適	
②臨時の健康診断は適切に実施されているか。	臨時の健康診断が必要となるような状態は生じていないか。生じていると認められる場合には、健康診断を行っているか。	○健康診断対象者が赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等の患者又は保菌者となった場合と施設の地域において赤痢等の伝染病(感染症)が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行っているか。	適・不適	
③過去1年間の健康診断記録が保存されているか。	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	○診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、同検査場所が示されているか。 ○他の法令に基づいて行われた健康診断の実績項目が同一の場合はその内容をもって健康診断が実施されたものと見なせる。	適・不適 適・不適	

7) 第22条第1項 衛生上の措置

第22条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設についての汚染防止はなされているのか。また、防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているのか。	(1)取水場、貯水場、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染防止が充分になされているか。 (2)上記の施設には、カギを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。	○年間計画に基づきこれらの施設の清掃、点検巡視を行うとともに、結果について整理しているか。 ○施設にさく、門扉、施錠等を設け、人畜が施設に立ち入ることを防止しているか。 ○汚染防止を喚起するため、必要な標札、立て札、掲示等を設置しているか。	適 不適 適 不適 適 不適	
②給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とならないよう管理されているか。	(1)給水栓における水が、遊離残留濃度0.1mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上保持するよう適切に塩素消毒が行われているか。 (2)供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	○給水栓における残留塩素濃度の管理目標値を設定し、その確認手順を定めているか。 ○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生成物が検出されていないことはないか確認しているか。 ○現状では管末で遊離残留塩素濃度0.1mg/Lを保持している場合でも、将来下回ることがないことを確認しているか。 ○地理的に残留塩素濃度の保持が難しいところについては、塩素の追加設備の設置や配管経路の変更等の対策を検討しているか。 ○供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の塩素注入量を増加させる手続きを定めているか。	適 不適 適 不適 適 不適 適 不適 適 不適	
③消毒が連続的に適正な場所で行われているか。	(1)消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないように常に整備しているか。予備の設備はあるか。 (2)消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が十分水に混合するように行われているか。	○消毒が中断しないことを確認しているか。 ○消毒設備の点検整備状況について整理しているか。 ○消毒剤が十分水に混合するために必要な措置を講じているか。	適 不適 適 不適 適 不適	

8) 第23条第1項 給水の緊急停止

第23条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①危機管理マニュアル類の整備はされているか。	危機管理マニュアル(水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策等)は設備されているか。	○想定される事故・災害時に万全の対応が出来るように、マニュアルを整備しているか。 ○訓練を定期的に行うとともに更新に努めているか。	適・不適 適・不適	
②連絡体制の整備状況は万全か。	水質事故、地震災害時等緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。	○緊急時における連絡・通報・対応などの体制を整備し、マニュアル化し、関係者に周知徹底しているか。 ○連絡先、対応窓口、記録の整理等についてマニュアル化して漏れのない体制を整えているか。 ○関係機関への連絡先が緊急時のマニュアルに明記しているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
③給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。	(1)給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。 (2)給水の緊急停止を行った場合、関係者に周知させる措置が講じられていた。(過去5年間以内で緊急停止の実績はあるか。またその理由は何か。)	○実施時に混乱を来たさないよう指揮命令系統を明確にしているか。 ○受託水道業務技術管理者が指揮命令系統に位置付けられ適切に関与できる体制となっているか。 ○関係者に周知徹底しているか。 ○緊急停止を行った場合は、原因、経過、影響などについて整理し保存しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
④応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	○応急復旧に関する事項として、被害想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の備蓄と確保及び建設業者との協力体制等を整備しているか。 ○応急給水に関する事項として、必要水量、給水拠点の想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の確保、応援給水の受け入れ及び衛生管理体制等を整備しているか。	適・不適 適・不適	
⑤危機管理を想定した訓練等に努めているか。	水道の緊急停止措置等緊急事態を想定した、指揮命令伝達などを含んだ訓練等を行っているか。	○水道の緊急停止等の措置を想定した指揮命令伝達などの訓練を行っているか。	適・不適	
⑥危機管理対策として住民への対策を適切に講じることができるべき体制が整備されているか。	非常時における住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。(給水ポイントの選定、広報活動のあり方など)	○訓練時に住民の参加を求め、要望などを取り入れているか。	適・不適	

⑧テロ等危機管理対策として水源監視及び水道施設の警備強化を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○水道施設の警備を強化するため巡回点検計画を作成しているか。 ○ろ過池等が外部から容易に毒物が投入可能な配置・構造となっている場合、防止策等を検討しているか。	適・不適 適・不適	
⑨施設内への来訪者の管理を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○来訪名簿の整備、訪問目的、訪問先の確認、受付用テレビカメラの設置等を行っているか。	適・不適	
⑩停電時に配慮した水道施設の整備等がなされているか。	停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。	○停電による影響と必要な対策を検討し、マニュアル化しているか。	適・不適	
⑪漏水事故等に備え、資機材の確保は万全か。	漏水事故等に備え、資機材の備蓄、調達はされているか。	○漏水事故等の対応マニュアルを整備しているか。 ○資機材を備蓄しているか。	適・不適 適・不適	
⑫新型インフルエンザ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策がされているか。 ○流行時においても安全確保を前提として水道水を安定的に供給していくための対策がされているか。	適・不適 適・不適	
⑬情報セキュリティ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。 ○サイバー攻撃や情報システム障害等により安全な水の安定供給に支障をきたさないための対策が実施されているか。	適・不適 適・不適	

10) その他の事項

その他の事項	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等(メモ)
①水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための研修、講習等を行っている。	(1)職員の技術向上と資格要件を満たす技術者を養生するための研修、講習等を実施、又は参加しているか。	○技術系職員の年齢構成について整理しているか。 ○年間の内部、外部を含めた研修計画を取りまとめているか。	適・不適 適・不適	
	(2)水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための取り組みを行っているか。	○技術系職員を確保する計画をまとめているか。 技術の継承するための計画をまとめているか。	適・不適 適・不適	
②水道事業ガイドラインに規定されている業務指標(PI)を活用した取組みを行っているか。		○業務指針(PI)を算出しているか。 ○PIについて経年変化を求めているか。	適・不適 適・不適	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 2 年 11 月 9 日

令和 2 年度 10 月分

検査者 小諸市水道技術管理者
立会者 株式会社みらい小諸受託
水道業務技術管理者



0) 小諸市独自の確認事項

独自の項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
施設等の維持管理	修繕の発注件数	契約書の確認	適・不適	〇 件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	〇 件
	工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	〇 件
	工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	〇 件
	保守点検の発注件数	契約書の確認	適・不適	〇 件
	保守点検の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	〇 件
	水源地・配水池等の巡視	巡視簿の確認	適・不適	件
管路の維持管理	目視による点検	水管橋・道路上の漏水等	適・不適	なし
	修繕の発注件数	契約書の確認	適・不適	〇 件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	〇 件
	路面復旧工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	〇 件
	路面復旧工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	〇 件
水質管理	水質検査(定期)	法定検査	適・不適	
	毎日水質検査	残留塩素	適・不適	
	水質検査(臨時)	法定検査	適・不適	
	クリプトスボリジウム検査		適・不適	10/15
	放射能検査	年3回	適・不適	10/15

料金関係	料金(現年分)調定	件数: 金額、	(適)・不適	10,887件 84,433,930円
	料金(現年分)収入	件数: 金額、	(適)・不適	9,922件 78,466,822円
	料金(現年分)未収金	件数: 金額、	(適)・不適	11,280件 83,118,870円
	料金(過年分)調定	件数: 金額、	(適)・不適	0件 -5,180円
	料金(過年分)収入	件数: 金額、	(適)・不適	65件 358,240円
	料金(過年分)未収金	件数: 金額、	(適)・不適	557件 4,052,870円
	手数料等調定	件数: 金額、	(適)・不適	802件 833,280円
	手数料等収入	件数: 金額、	(適)・不適	699件 626,690円
	加入金等調定	件数: 金額、	(適)・不適	21件 2,123,000円
	加入金等収入	件数: 金額、	(適)・不適	15件 1,661,000円
	開栓数	件数: 金額、	(適)・不適	145件 142,000円
	閉栓数	件数:	(適)・不適	134件
	収納率(前年対比) %		(適)・不適	84.85% (0.13%増)
	分納者の入金状況	3・6・9・12月末を確認する	適・不適	
	給水停止の対応状況		(適)・不適	10/27、28実施 18名給水停止執行
	未収金の対応状況		(適)・不適	10/21~31 移転未収者の催告実施 79人、196件
給水申請	申請書の審査	審査書の確認	(適)・不適	△ 2 件
	申請書の竣工検査	しゅん工書類の確認	(適)・不適	△ 4 件
量水器の管理	検満工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	△ 0 件
	検満工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	△ 0 件
夜間・祝祭日の対応	漏水、火災、苦情等の対応	件数: (日誌の確認)	(適)・不適	△ 8 件
施設更新・維持補修の提案	更新計画の提案	更新の順位及び概算費用	(適)・不適	新年度予算 検討
	維持補修計画の提案	修繕の順位及び概算費用	適・不適	
業務の収支	業務収支の状況		適・不適	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

1) 第24条水道技術管理者関係

第24条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)	
①受託水道業務技術管理者は、適切な役職の者が選任されているか。また資格を満たしているか。	(1)法第24条第3項に掲げる事項に対して適切に選任されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○任命基準については客観的に判断する基準がないが、然るべき者(技術部門の長、若しくはそれに匹敵する者)が任命されているか。 ○受託水道業務技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、当該水道の規模、知識、権限を有している者を選任しているか。 ○任命権者を明らかにする。 ○任命方法を示す。 	適・不適		
				適・不適	
				適・不適	
				適・不適	
②受託水道業務技術管理者は、水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	(2)受託水道業務技術管理者の資格要件を満たしているか。	○施行令第6条に定めた資格を有しているか。	適・不適		
				適・不適	
	(1)第19条第2項に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの従事する他の職員を監督しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○監督の方法が適切であることを規定、手続きに関するマニュアルなどで示しているか。 ○報告書に決裁欄がある等、監督していることが証明できるか。 ○受託水道業務技術管理者が所属している部署の業務だけでなく、他の部署の業務についても法第19条第2項の事項のすべてについて監督しているか。 	適・不適		
				適・不適	
				適・不適	
				適・不適	
	(2)組織として業務を適正に実施することが可能な業務体制、情報管理体制となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○水道管理業務受託者の組織に位置付けられ、本人が認識していることはもとより、他の職員に周知されているか。 ○業務に関する情報が提供され、かつ、その情報に接したことを決裁欄等に証拠として残されているか。 ○受託水道業務技術管理者の業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制が備えられているか。 ○補助者が従事監督している場合は規則・規程等で明確に位置付けられているか。 	適・不適		
				適・不適	
				適・不適	
				適・不適	

2) 第5条施設基準

第5条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設は施設基準を満たしているか。	(1)水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。	○使用する薬品類は納入時の検査又は、成分表により品質を確認しているか。 ○次亜塩素酸ナトリウムの保管について有効濃度の低下に配慮しているか。	適・不適	
②定期的な水道施設の検査が実施されているか。	(1)定期的な水道施設の検査が行われているか。	○法定点検や自主点検の項目と必要頻度について合理的に定め実施しているか。 ○保守点検の点検項目、頻度等が定められているか。 ○保守点検の頻度は低くないか。	適・不適 適・不適 適・不適	
	(2)異常状態が発見された場合は、直ちに詳細な検査を行い、補修・改善等を含む適切な措置がなされているか。	○異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施しているか。 ○施設検査により施設の補修改造が必要なときは、速やかに委託先の小諸市担当者へ報告を行っているか。	適・不適 適・不適	
	(3)水道施設の機能は適切に維持できているか。	○施設の劣化状況について調査、把握しているか。	適・不適	
③浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	○浄水施設、送配水施設をはじめとする水道設備の運転手引書を整備しているのか。 ○手引書に基づき訓練を実施しているのか。 ○水道用薬品貯蔵設備の誤操作を防止するため作業マニュアルを作成するとともに訓練を行っているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
④施設の管理状況の記録は、適切になされているか。	施設管理日誌、作業日誌等の記録はなされているか。	○施設管理日誌、管理記録、作業日誌、設備点検記録等を作成し施設の状況を把握しているか。	適・不適	
⑤施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。	施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	○施設図、配管図等は常に更新を依頼し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管しているか。	適・不適	
⑥漏水防止対策は計画的に実施しているか。	漏水調査計画の立案はしているか。	○漏水調査を実施したか。	適・不適	

3)第13条第1項 給水開始前の水質検査及び施設検査

第13条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水開始検査は適正に実施されているか。	(1)給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されている。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査は、全項目および消毒の残留効果について実施し、供給される水が法第4条の水質基準に適合していることを確認しているか。 ○検査方法は省令に定める方法で行っているか。 ○当該新設、増設又は改造に係る施設を得た水道水の末端で採水しているか。 ○施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項について、施設の新設、増設又は改造に係る施設及び該当影響に關係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行っているか。 	適 ・不適 適 ・不適 適 ・不適 適 ・不適	
	(2)給水開始前検査の水質試験については、給水管の末端等で行われているか。また必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査及び消毒の残留効果の検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所となっているか。 	適 ・不適	
	(3)検査結果は基準を満たすものであったか。満たしていない場合は適切な処置がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○検査結果は基準を満していたか。 ○検査結果が基準を満たさなかつた場合、その原因を調査し、基準を満足するように必要な措置を講じているか。 	適 ・不適 適 ・不適	
	(4)水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査及び施設検査を行ったときは、その記録を作成し、検査を行った日から5年間保存しているか。 	適 ・不適	
	(5)給水前検査の実施に関し検査内容(水圧試験、水質試験等を含む。)を明定する等検査に関する規則が整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の新設、増設又は改造後に行う給水開始前の水圧、構造、資機材等の施設検査及び水質検査の手順を文書化しているか。 	適 ・不適	
	(6)配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○排水施設(配水池を除く。)及び給水装置についても給水開始前検査に準じて検査を行っているか。 配管状況、管埋設深、残留塩素、水圧、異物は無いか、水圧試験 	適 ・不適	

4) 第16条 給水装置の構造及び材質の検査

第16条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水装置の構造及び材質が政令、省令に定める基準に適合していることを受託水道業務技術管理者の業務として確認する。	給水装置の確認の手順を文書化することが必要である。	○給水装置の確認の手順を文書化しているか。	適・不適	

5) 第20条第1項 水質検査

第20条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の水質検査は法定の回数行っているか。また、検査項目は適正か。	(1)毎日の水質検査は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。	○土日祝祭日にも行っているか。 ○消毒の残留効果に関する検査だけではなく、色及び濁りの検査を行っているか。	適・不適 適・不適	
	(2)基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。	○検査項目別に規定されている回数(毎月1回以上、3月に1回以上)の検査を行っているか。(検査回数の減を除く) ○基準項目の検査は、基準の表のすべて項目について検査を行っているか。(検査の省力を除く) ○これらの試験結果は、速やかに受託水道業務技術管理者まで報告がなされている ○結果に変動が生じた場合には、原因調査を行い必要な対応策を講じる体制を整備しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることが出来る要件を満たしているか。またその検査頻度は適切か。	○水源地域の汚染源調査を実施し、原水水質の変化を予測しているか。 ○検査回数を減らしている検査項目がある場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適 適・不適	
	(4)検査項目の省略を行っている場合、省略できる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回は省略項目についても水質試験を行っているか。	○検査項目の省略を行っている場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適	
		○水質検査、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所から採水した水について行っているか。	適・不適	

②配水池点は適正か。	<p>(1)採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。</p>	○浄水場出口だけではなく、配水管の末端等の水が停滞しやすい場所で行っているか。(ただし、濃度変化がないことが明らかな項目は可)	適・不適	
		○ループ管であっても水が停滞しやすい場所から採水しているか。	適・不適	
		○採水は毎回同じ場所で行い、ローテーションなどで行っていないか。	適・不適	
		○「水質基準に適合しているか判断できる場所」として、給水栓のほか配水管の末端等の水の停滞しやすい場所を含んでいるか。	適・不適	
		○水道施設の規模等を考慮し、必要な数の採水場所を選定しているか。	適・不適	
(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。		○水道の規模、水源の種別、浄水施設及び排水施設構造等を考慮して、合理的に供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所を選定しているか。	適・不適	
		○ループ管であっても合理的な数を選定しているか。	適・不適	
		○水源系統が異なる場合には、系統毎に選定しているか。	適・不適	
③水質管理目標設定項目について水質検査を行っているか。	水質管理目標設定項目について、水源の種別や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表しているか。	○水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努めているか。	適・不適	
④水質検査の委託先の選定方法は適切か。	水質検査を適切な機関に委託しているか。	○地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者か。	適・不適	
⑤水質検査結果は水質基準を満たしているか。	(1)水質検査結果は水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。	○水質検査の結果がでた時点で、直ちに水質基準を満たしているかを確認しているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	

	(2)水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。	○水質基準を超える値が検出された場合、直ちに原因究明を行う等必要な措置をとる必要がある。 ○受託水道業務技術管理者へ報告される体制を整備しているか。	適・不適	
	(3)異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。	異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	
⑥原水の水質検査は適正に実施しているか。	(1)すべての水源の原水について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物を除く。)を実施しているか。 (2)必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。	○もっとも水質が悪化していると考えられる時期の原水水質の検査を行っているか。 ○水質管理目標設定項目について水質基準に係る検査に準じた検査等の実施しているか。	適・不適	
⑦水質検査計画は策定されているか。	(1)毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 (2)策定されている場合、その内容は適切か。 (3)水質管理目標設定項目 及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査計画に位置付けられているか。	○毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 ○策定されている場合、その内容は適切か。 ○水質検査対象とした又はしない根拠を項目毎に整理しているか。	(適)不適 (適)不適 (適)不適	
⑧過去5年間の水質検査記録が保存されているか。	(1)水質検査の記録を適正に作成しているか。 (2)過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○毎日検査の結果については異常がない場合にも、その旨を明記しているか。 ○定期及び臨時の水質検査を行ったとき、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しているか。	(適)不適 適・不適	
⑨原水のクリプトスボジウム等(クリプトスボジウム及びジアルジア)による汚染のおそれの判断をしているか。	指標菌の検出レベル等からリスクレベルの判断を行っているか。	○指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を行わなければならない。いずれかが検出された場合、耐塩素性病原生物が混入するおそれがあると判断しているか。 ○深井戸であっても構造によっては原水から指標菌が検出されることがあるので注意をしているか。	(適)不適 (適)不適	
⑩クリプトスボジウム等による汚染のおそれの程度に応じた予防対策がされているか。	原水等の検査を適切に行っているか。	○クリプトスボジウム等の汚染のおそれの程度に応じてクリプトスボジウム等及び指標菌検査を行っているか。 ○レベル4及びレベル3の施設の設備期間中の施設では、原水のクリプトスボジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌検査を月1回以上行っているか。	(適)不適 (適)不適	

6) 第21条第1項 健康診断

第21条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)	
①定期の健康診断の実施状況は適切か。	(1)定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無に関して実施されているか。	○定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに実施しているか。 4月・10月に実施	適・不適		
	(2)健康診断の実施項目は適切か。	○病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象としているか。 ○コレラ菌、赤痢アメーバー、サルモネラ等について行ったことがあるか。 ○急性灰髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎について行ったことはあるか。 ○病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行っているか。 ○サルモネラ属菌検査においては、一般に腸チフス菌、パラチフス菌検査が含まれている場合があるので、検査項目について確認しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適 適・不適		
	(3)健康診断の受診者は適切か。	○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。 ○健康診断実施日に休んでいた者については、後日実施しているか。	適・不適 適・不適		
	②臨時の健康診断は適切に実施されているか。	臨時の健康診断が必要となるような状態は生じていないか。生じていると認められる場合には、健康診断を行っているか。	○健康診断対象者が赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等の患者又は保菌者となった場合と施設の地域において赤痢等の伝染病(感染症)が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行っているか。	適・不適	
	③過去1年間の健康診断記録が保存されているか。	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	○診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、同検査場所が示されているか。 ○他の法令に基づいて行われた健康診断の実績項目が同一の場合はその内容をもって健康診断が実施されたものと見なせる。	適・不適 適・不適	

7) 第22条第1項 衛生上の措置

第22条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設についての汚染防止はなされているのか。また、防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているのか。	(1)取水場、貯水場、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染防止が充分になされているか。 (2)上記の施設には、カギを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。	○年間計画に基づきこれらの施設の清掃、点検巡視を行うとともに、結果について整理しているか。 ○施設にさく、門扉、施錠等を設け、人畜が施設に立ち入ることを防止しているか。 ○汚染防止を喚起するため、必要な標札、立て札、掲示等を設置しているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
②給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とならないよう管理されているか。	(1)給水栓における水が、遊離残留濃度0.1mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上保持するよう適切に塩素消毒が行われているか。 (2)供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	○給水栓における残留塩素濃度の管理目標値を設定し、その確認手順を定めているか。 ○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生成物が検出されていないことはないか確認しているか。 ○現状では管末で遊離残留塩素濃度0.1mg/Lを保持している場合でも、将来下回ることがないことを確認しているか。 ○地理的に残留塩素濃度の保持が難しいところについては、塩素の追加設備の設置や配管経路の変更等の対策を検討しているか。 ○供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
③消毒が連続的に適正な場所で行われているか。	(1)消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないように常に整備しているか。予備の設備はあるか。 (2)消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が十分水に混合するように行われているか。	○消毒が中断しないことを確認しているか。 ○消毒設備の点検整備状況について整理しているか。 ○消毒剤が十分水に混合するため必要な措置を講じているか。	適・不適 適・不適 適・不適	

8) 第23条第1項 給水の緊急停止

第23条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①危機管理マニュアル類の整備はされているか。	危機管理マニュアル(水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策等)は設備されているか。	○想定される事故・災害時に万全の対応が出来るように、マニュアルを整備しているか。 ○訓練を定期的に行うとともに更新に努めているか。	適・不適 適・不適	
②連絡体制の整備状況は万全か。	水質事故、地震災害時等緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。	○緊急時における連絡・通報・対応などの体制を整備し、マニュアル化し、関係者に周知徹底しているか。 ○連絡先、対応窓口、記録の整理等についてマニュアル化して漏れのない体制を整えていいるか。 ○関係機関への連絡先が緊急時のマニュアルに明記しているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
③給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。	(1)給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。	○実施時に混乱を来たさないよう指揮命令系統を明確にしているか。 ○受託水道業務技術管理者が指揮命令系統に位置付けられ適切に関与できる体制となっているか。	適・不適 適・不適	
	(2)給水の緊急停止を行った場合、関係者に周知させる措置が講じられていた。(過去5年間以内で緊急停止の実績はあるか。またその理由は何か。	○関係者に周知徹底しているか。 ○緊急停止を行った場合は、原因、経過、影響などについて整理し保存しているか。	適・不適 適・不適	
④応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	○応急復旧に関する事項として、被害想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の備蓄と確保及び建設業者との協力体制等を整備しているか。 ○応急給水に関する事項として、必要水量、給水拠点の想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の確保、応援給水の受け入れ及び衛生管理体制等を整備しているか。	適・不適 適・不適	
⑥危機管理を想定した訓練等に努めているか。	水道の緊急停止措置等緊急事態を想定した、指揮命令伝達などを含んだ訓練等を行っているか。	○水道の緊急停止等の措置を想定した指揮命令伝達などの訓練を行っているか。	適・不適	
⑦危機管理対策として住民への対策を適切に講じることができるべき体制が整備されているか。	非常時における住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。 (給水ポイントの選定、広報活動のあり方など)	○訓練時に住民の参加を求め、要望などを取り入れているか。	適・不適	

⑧テロ等危機管理対策として水源監視及び水道施設の警備強化を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○水道施設の警備を強化するため巡回点検計画を作成しているか。 ○ろ過池等が外部から容易に毒物が投入可能な配置・構造となっている場合、防止策等を検討しているか。	適・不適 適・不適	
⑨施設内への来訪者の管理を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○来訪名簿の整備、訪問目的、訪問先の確認、受付用テレビカメラの設置等を行っているか。	適・不適	
⑩停電時に配慮した水道施設の整備等がなされているか。	停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。	○停電による影響と必要な対策を検討し、マニュアル化しているか。	適・不適	
⑪漏水事故等に備え、資機材の確保は万全か。	漏水事故等に備え、資機材の備蓄、調達はされているか。	○漏水事故等の対応マニュアルを整備しているか。 ○資機材を備蓄しているか。	適・不適 適・不適	
⑫新型インフルエンザ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策が実施されているか。 ○流行時においても安全確保を前提として水道水を安定的に供給していくための対策がされているか。	適・不適 適・不適	
⑬情報セキュリティ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。 ○サイバー攻撃や情報システム障害等により安全な水の安定供給に支障をきたさないための対策が実施されているか。	適・不適 適・不適	

10) その他の事項

その他の事項	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等(メモ)
①水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための研修、講習等を行っている。	(1)職員の技術向上と資格要件を満たす技術者を養成するための研修、講習等を実施、又は参加しているか。	○技術系職員の年齢構成について整理しているか。 ○年間の内部、外部を含めた研修計画を取りまとめているか。	適・不適	
	(2)水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための取り組みを行っているか。	○技術系職員を確保する計画をまとめているか。 技術の継承するための計画をまとめているか。	適・不適 適・不適	
②水道事業ガイドラインに規定されている業務指標(PI)を活用した取組みを行っているか。		○業務指針(PI)を算出しているか。 ○PIについて経年変化を求めているか。	適・不適 適・不適	

○前回モニタリング時指摘事項への対応状況

前回モニタリング時指摘事項	改善等対応状況

○モニタリング結果の総括

指摘・助言事項一覧	
○ コロナ対応を引き続きお願いします。	
○ 小諸市への提出物について、誤記か 敬見します。社内確認をしっかりおこなうと、	
○ クリプト水質検査会社の厚生省登録書 の写しを提出	
○ 修繕しゅん工書類で写真が無いもの が見つけられる。	

次回モニタリング実施日：12月11日 13:30～

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 2年 12月 7日

令和 2年度 11月分

検査者 小諸市水道技術管理者



立会者 (株)水みらい小諸受託

水道業務技術管理者



0) 小諸市独自の確認事項

独自の項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
施設等の維持管理	修繕の発注件数	契約書の確認	適・不適	0件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	0件
	工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	0件
	工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	0件
	保守点検の発注件数	契約書の確認	適・不適	0件
	保守点検の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	0件
	水源地・配水池等の巡視	巡視簿の確認	(適) 不適	
管路の維持管理	目視による点検	水管橋・道路上の漏水等	(適) 不適	
	修繕の発注件数	契約書の確認	適・不適	0件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	0件
	路面復旧工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	0件
	路面復旧工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	0件
水質管理	水質検査(定期)	法定検査	(適) 不適	
	毎日水質検査	残留塩素	(適) 不適	
	水質検査(臨時)	法定検査	適・不適	
	クリプトスボリジウム検査		適・不適	
	放射能検査	年3回	適・不適	

料金関係	料金(現年分)調定	件数:金額、	(適)・不適	9,379件 76,030,680円
	料金(現年分)収入	件数:金額、	(適)・不適	10,347件 83,081,004円
	料金(現年分)未収金	件数:金額、	(適)・不適	10,381件 76,068,546円
	料金(過年分)調定	件数:金額、	(適)・不適	-47件 -270,460円
	料金(過年分)収入	件数:金額、	(適)・不適	33件 115,680円
	料金(過年分)未収金	件数:金額、	(適)・不適	511件 3,666,730円
	手数料等調定	件数:金額、	(適)・不適	571件 833,220円
	手数料等収入	件数:金額、	(適)・不適	580件 579,340円
	加入金等調定	件数:金額、	(適)・不適	11件 3,168,000円
	加入金等収入	件数:金額、	(適)・不適	13件 1,584,000円
	開栓数	件数:金額、	(適)・不適	110件 114,000円
	閉栓数	件数:	(適)・不適	163件
	収納率(前年対比) %		(適)・不適	87.75% (+0.48%)
	分納者の入金状況	3・6・9・12月末を確認する	(適)・不適	
	給水停止の対応状況	給水停止日 11/25、11/26	(適)・不適	通知発送75件、執行15件、職権閉栓0件
	未収金の対応状況		(適)・不適	移転未収者催告 79人 196件、回収率 4.29%
給水申請				
	申請書の審査	審査書の確認	(適)・不適	25件
	申請書の竣工検査	しゅん工書類の確認	(適)・不適	15件
量水器の管理				
	検満工事の発注件数	契約書の確認	(適)・不適	実施中 件
	検満工事の完了件数	しゅん工書類の確認	(適)・不適	実施中 件
夜間・祝祭日の対応				
	漏水、火災、苦情等の対応	件数:(日誌の確認)	(適)・不適	7件
施設更新・維持補修の提案				
	更新計画の提案	更新の順位及び概算費用	(適)・不適	
	維持補修計画の提案	修繕の順位及び概算費用	(適)・不適	
業務の収支	業務収支の状況		(適)・不適	

○前回モニタリング時指摘事項への対応状況

前回モニタリング時指摘事項	改善等対応状況
○新型コロナウイルス感染症対応を、引き続きお願いします。	了
○クリプト水質検査会社の厚労省登録書の写しのを提出すること。	提出済。
○小諸市への提出物について、誤記が散見します。社内確認をしっかりと行うこと。	
○修繕竣工書類で写真がないものが見受けられる。	

○モニタリング結果の総括

指摘・助言事項一覧	
○11月18日の小諸市水道工事協会との意見交換会の会議録の内容確認について	
○夜間等作業日誌で、翌日対応事項などは結果を記入すること。	
○給水申請の完了検査が遅いものが見受けられる。	
○給水申請などの業者対応について、社内で目線合わせをしてください。	
○12月22日からの業者説明会の対応をお願いします。	
○ システム構築にあたり事前に企画課との調整を行う。	

次回のモニタリング日：／／日

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

1) 第24条水道技術管理者関係

第24条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①受託水道業務技術管理者は、適切な役職の者が選任されているか。また資格を満たしているか。	(1)法第24条第3項に掲げる事項に対して適切に選任されているか。	○任命基準については客観的に判断する基準がないが、然るべき者(技術部門の長、若しくはそれに匹敵する者)が任命されているか。	適・不適	
		○水道技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、当該水道の規模、知識、権限を有している者を選任しているか。	適・不適	
		○任命権者を明らかにする。	適・不適	
		○任命方法を示す。	適・不適	
②受託水道業務技術管理者は、水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	(2)受託水道業務技術管理者の資格要件を満たしているか。	○施行令第6条に定めた資格を有しているか。	適・不適	
		○監督の方法が適切であることを規定、手続きに関するマニュアルなどで示しているか。	適・不適	
		○報告書に決裁欄がある等、監督していることが証明できるか。	適・不適	
		○受託水道業務技術管理者が所属している部署の業務だけでなく、他の部署の業務についても法第19条第2項の事項のすべてについて監督しているか。	適・不適	
		○水道管理業務受託者の組織に位置付けられ、本人が認識していることはもとより、他の職員に周知されているか。	適・不適	
		○業務に関する情報が提供され、かつ、その情報に接したことを決裁欄等に証拠として残されているか。	適・不適	
○受託水道業務技術管理者の業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制が備えられているか。	適・不適			
○補助者が從事監督している場合は規則・規程等で明確に位置付けられているか。	適・不適			

2) 第5条施設基準

第5条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設は施設基準を満たしているか。	(1)水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。	○使用する薬品類は納入時の検査又は、成分表により品質を確認しているか。 ○次亜塩素酸ナトリウムの保管について有効濃度の低下に配慮しているか。	適・不適 適・不適	
②定期的な水道施設の検査が実施されているか。	(1)定期的な水道施設の検査が行われているか。	○法定点検や自主点検の項目と必要頻度について合理的に定め実施しているか。 ○保守点検の点検項目、頻度等が定められているか。 ○保守点検の頻度は低くないか。	適・不適 適・不適 適・不適	
	(2)異常状態が発見された場合は、直ちに詳細な検査を行い、補修・改善等を含む適切な措置がなされているか。	○異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施しているか。 ○施設検査により施設の補修改造が必要なときは、速やかに委託先の小諸市担当者へ報告を行っているか。	適・不適 適・不適	
	(3)水道施設の機能は適切に維持できているか。	○施設の劣化状況について調査、把握しているか。	適・不適	
③浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	○浄水施設、送配水施設をはじめとする水道設備の運転手引書を整備しているのか。 ○手引書に基づき訓練を実施しているのか。 ○水道用薬品貯蔵設備の誤操作を防止するため作業マニュアルを作成するとともに訓練を行っているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
④施設の管理状況の記録は、適切になされているか。	施設管理日誌、作業日誌等の記録はなされているか。	○施設管理日誌、管理記録、作業日誌、設備点検記録等を作成し施設の状況を把握しているか。	適・不適	
⑤施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。	施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	○施設図、配管図等は常に更新を依頼し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管しているか。	適・不適	
⑥漏水防止対策は計画的に実施しているか。	漏水調査計画の立案はしているか。	○漏水調査を実施したか。	適・不適	

3) 第13条第1項 給水開始前の水質検査及び施設検査

第13条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水開始検査は適正に実施されているか。	(1)給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されている。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査は、全項目および消毒の残留効果について実施し、供給される水が法第4条の水質基準に適合していることを確認しているか。 ○検査方法は省令に定める方法で行っているか。 ○当該新設、増設又は改造に係る施設を得た水道水の末端で採水しているか。 ○施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項について、施設の新設、増設又は改造に係る施設及び該当影響に關係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行っているか。 	適・不適	
	(2)給水開始前検査の水質試験については、給水管の末端等で行われているか。また必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査及び消毒の残留効果の検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所となっているか。 	適・不適	
	(3)検査結果は基準を満たすものであったか。満たしていない場合は適切な処置がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○検査結果は基準を満していたか。 ○検査結果が基準を満たさなかつた場合、その原因を調査し、基準を満足するように必要な措置を講じているか。 	適・不適	
	(4)水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査及び施設検査を行ったときは、その記録を作成し、検査を行った日から5年間保存しているか。 	適・不適	
	(5)給水前検査の実施に関し検査内容(水圧試験、水質試験等を含む。)を明定する等検査に関する規則が整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の新設、増設又は改造後に行う給水開始前の水圧、構造、資機材等の施設検査及び水質検査の手順を文書化しているか。 	適・不適	
	(6)配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○排水施設(配水池を除く。)及び給水装置についても給水開始前検査に準じて検査を行っているか。 配管状況、管埋設深、残留塩素、水圧、異物は無いか、水圧試験 	適・不適	

4) 第16条 給水装置の構造及び材質の検査

第16条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水装置の構造及び材質が政令、省令に定める基準に適合していることを受託水道業務技術管理者の業務として確認する。	給水装置の確認の手順を文書化することが必要である。	○給水装置の確認の手順を文書化しているか。	適・不適	

5) 第20条第1項 水質検査

第20条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の水質検査は法定の回数行っているか。また、検査項目は適正か。	(1)毎日の水質検査は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。	○土日祝祭日にも行っているか。 ○消毒の残留効果に関する検査だけではなく、色及び濁りの検査を行っているか。	適・不適 適・不適	
	(2)基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。	○検査項目別に規定されている回数(毎月1回以上、3月に1回以上)の検査を行っているか。(検査回数の減を除く) ○基準項目の検査は、基準の表のすべて項目について検査を行っているか。(検査の省力を除く) ○これらの試験結果は、速やかに受託水道業務技術管理者まで報告がなされている ○結果に変動が生じた場合には、原因調査を行い必要な対応策を講じる体制を整備しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることが出来る要件を満たしているか。またその検査頻度は適切か。	○水源地域の汚染源調査を実施し、原水水質の変化を予測しているか。 ○検査回数を減らしている検査項目がある場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適 適・不適	
	(4)検査項目の省略を行っている場合、省略できる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回は省略項目についても水質試験を行っているか。	○検査項目の省略を行っている場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適	
		○水質検査、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所から採水した水について行っているか。	適・不適	

②配水池点は適正か。	<p>(1)採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。</p>	○浄水場出口だけではなく、配水管の末端等の水が停滞しやすい場所で行っているか。(ただし、濃度変化がないことが明らかな項目は可)	(適)・不適	
		○ループ管であっても水が停滞しやすい場所から採水しているか。	(適)・不適	
		○採水は毎回同じ場所で行い、ローテーションなどで行っていないか。	(適)・不適	
		○「水質基準に適合しているか判断できる場所」として、給水栓のほか配水管の末端等の水の停滞しやすい場所を含んでいるか。	(適)・不適	
		○水道施設の規模等を考慮し、必要な数の採水場所を選定しているか。	(適)・不適	
		(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。	(適)・不適	
(3)水質管理目標設定項目について水質検査を行っているか。	<p>水質管理目標設定項目について、水源の種別や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表しているか。</p>	○水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努めているか。	(適)・不適	
		(4)水質検査の委託先の選定方法は適切か。	(適)・不適	
⑤水質検査結果は水質基準を満たしているか。	(1)水質検査結果は水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。	○地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者か。	(適)・不適	
		○水質検査の結果がでた時点で、直ちに水質基準を満たしているかを確認しているか。また、小諸市に報告しているか。	(適)・不適	

	(2)水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。	○水質基準を超える値が検出された場合、直ちに原因究明を行う等必要な措置をとる必要がある。 ○受託水道業務技術管理者へ報告される体制を整備しているか。	適・不適 適・不適	
	(3)異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。	異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	
⑥原水の水質検査は適正に実施しているか。	(1)すべての水源の原水について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物を除く。)を実施しているか。 (2)必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。	○もっとも水質が悪化していると考えられる時期の原水水質の検査を行っているか。 ○水質管理目標設定項目について水質基準に係る検査に準じた検査等の実施しているか。	適・不適 適・不適	
⑦水質検査計画は策定されているか。	(1)毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 (2)策定されている場合、その内容は適切か。 (3)水質管理目標設定項目 及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査計画に位置付けられているか。	○毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 ○策定されている場合、その内容は適切か。 ○水質検査対象とした又はしない根拠を項目毎に整理しているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
⑧過去5年間の水質検査記録が保存されているか。	(1)水質検査の記録を適正に作成しているか。 (2)過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○毎日検査の結果については異常がない場合にも、その旨を明記しているか。 ○定期及び臨時の水質検査を行ったとき、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しているか。	適・不適 適・不適	
⑨原水のクリプトス포지움等(クリプトスポジウム及びジアルジア)による汚染のおそれの判断をしているか。	指標菌の検出レベル等からリスクレベルの判断を行っているか。	○指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞金の検査を行わなければならない。いずれかが検出された場合、耐塩素性病原生物が混入するおそれがあると判断しているか。 ○深井戸であっても構造によつては原水から指標菌が検出されることがあるので注意をしているか。	適・不適 適・不適	
⑩クリプトスボリジウム等による汚染のおそれの程度に応じた予防対策がされているか。	原水等の検査を適切に行っているか。	○クリプトスボリジウム等の汚染のおそれの程度に応じてクリプトスボリジウム等及び指標菌検査を行っているか。 ○レベル4及びレベル3の施設の設備期間中の施設では、原水のクリプトスボリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌検査を月1回以上行っているか。	適・不適 適・不適	

6) 第21条第1項 健康診断

第21条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の健康診断の実施状況は適切か。	(1)定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無に関して実施されているか。	○定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに実施しているか。	適・不適	
	(2)健康診断の実施項目は適切か。	○病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象としているか。 ○コレラ菌、赤痢アメーバー、サルモネラ等について行ったことがあるか。 ○急性灰髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎について行ったことはあるか。 ○病原体検索は、主として便についてを行い、必要に応じて尿、血液、その他について行っているか。 ○サルモネラ属菌検査においては、一般に腸チフス菌、パラチフス菌検査が含まれている場合があるので、検査項目について確認しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)健康診断の受診者は適切か。	○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。 ○健康診断実施日に休んでいた者については、後日実施しているか。	適・不適 適・不適	
②臨時の健康診断は適切に実施されているか。	臨時の健康診断が必要となるような状態は生じていないか。生じていると認められる場合には、健康診断を行っているか。	○健康診断対象者が赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等の患者又は保菌者となった場合と施設の地域において赤痢等の伝染病(感染症)が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行っているか。	適・不適	
③過去1年間の健康診断記録が保存されているか。	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	○診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、同検査場所が示されているか。 ○他の法令に基づいて行われた健康診断の実績項目が同一の場合はその内容をもって健康診断が実施されたものと見なせる。	適・不適 適・不適	

7) 第22条第1項 衛生上の措置

第22条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設についての汚染防止はなされているのか。また、防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているのか。	(1)取水場、貯水場、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染防止が充分になされているか。	○年間計画に基づきこれらの施設の清掃、点検巡視を行うとともに、結果について整理しているか。	適・不適	
	(2)上記の施設には、カギを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。	○施設にさく、門扉、施錠等を設け、人畜が施設に立ち入ることを防止しているか。 ○汚染防止を喚起するため、必要な標札、立て札、掲示等を設置しているか。	適・不適 適・不適	
				適・不適
②給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とならないよう管理されているか。	(1)給水栓における水が、遊離残留濃度0.1mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上保持するよう適切に塩素消毒が行われているか。	○給水栓における残留塩素濃度の管理目標値を設定し、その確認手順を定めているか。 ○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生成物が検出されていることはないか確認しているか。	適・不適 適・不適	
		○現状では管末で遊離残留塩素濃度0.1mg/Lを保持している場合でも、将来下回ることがないことを確認しているか。 ○地理的に残留塩素濃度の保持が難しいところについては、塩素の追加設備の設置や配管経路の変更等の対策を検討しているか。	適・不適	
			適・不適	
		(2)供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	○供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含む恐れがあるような場合の塩素注入量を増加させる手続きを定めているか。	適・不適
③消毒が連続的に適正な場所で行われているか。	(1)消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないように常に整備しているか。予備の設備はあるか。	○消毒が中断しないことを確認しているか。 ○消毒設備の点検整備状況について整理しているか。	適・不適 適・不適	
	(2)消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が十分水に混合するように行われているか。	○消毒剤が十分水に混合するため必要な措置を講じているか。	適・不適	

8) 第23条第1項 給水の緊急停止

第23条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①危機管理マニュアル類の整備はされているか。	危機管理マニュアル(水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策等)は設備されているか。	○想定される事故・災害時に万全の対応が出来るように、マニュアルを整備しているか。 ○訓練を定期的に行うとともに更新に努めているか。	適・不適	
②連絡体制の整備状況は万全か。	水質事故、地震災害時等緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。	○緊急時における連絡・通報・対応などの体制を整備し、マニュアル化し、関係者に周知徹底しているか。 ○連絡先、対応窓口、記録の整理等についてマニュアル化して漏れのない体制を整えているか。 ○関係機関への連絡先が緊急時のマニュアルに明記しているか。	適・不適 適・不適	
③給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。	(1)給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。	○実施時に混乱を来たさないよう指揮命令系統を明確にしているか。 ○受託水道業務技術管理者が指揮命令系統に位置付けられ適切に関与できる体制となっているか。	適・不適 適・不適	
	(2)給水の緊急停止を行った場合、関係者に周知させる措置が講じられていた。(過去5年間以内で緊急停止の実績はあるか。またその理由は何か。)	○関係者に周知徹底しているか。 ○緊急停止を行った場合は、原因、経過、影響などについて整理し保存しているか。	適・不適 適・不適	
④応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	○応急復旧に関する事項として、被害想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の備蓄と確保及び建設業者との協力体制等を整備しているか。 ○応急給水に関する事項として、必要水量、給水拠点の想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の確保、応援給水の受け入れ及び衛生管理体制等を整備しているか。	適・不適 適・不適	
⑥危機管理を想定した訓練等に努めているか。	水道の緊急停止措置等緊急事態を想定した、指揮命令伝達などを含んだ訓練等を行っているか。	○水道の緊急停止等の措置を想定した指揮命令伝達などの訓練を行っているか。	適・不適	
⑦危機管理対策として住民への対策を適切に講じることができるべき体制が整備されているか。	非常時における住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。(給水ポイントの選定、広報活動のあり方など)	○訓練時に住民の参加を求め、要望などを取り入れているか。	適・不適	

⑧テロ等危機管理対策として水源監視及び水道施設の警備強化を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○水道施設の警備を強化するため巡回点検計画を作成しているか。 ○ろ過池等が外部から容易に毒物が投入可能な配置・構造となっている場合、防止策等を検討しているか。	適・不適	
⑨施設内への来訪者の管理を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○来訪名簿の整備、訪問目的、訪問先の確認、受付用テレビカメラの設置等を行っているか。	適・不適	
⑩停電時に配慮した水道施設の整備等がなされているか。	停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。	○停電による影響と必要な対策を検討し、マニュアル化しているか。	適・不適	
⑪漏水事故等に備え、資機材の確保は万全か。	漏水事故等に備え、資機材の備蓄、調達はされているか。	○漏水事故等の対応マニュアルを整備しているか。 ○資機材を備蓄しているか。	適・不適	
⑫新型インフルエンザ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策がされているか。 ○流行時においても安全確保を前提として水道水を安定的に供給していくための対策がされているか。	(適)・不適	
⑬情報セキュリティ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。 ○サイバー攻撃や情報システム障害等により安全な水の安定供給に支障をきたさないための対策が実施されているか。	(適)・不適	

10) その他の事項

その他の事項	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等(メモ)
①水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための研修、講習等を行っている。	(1)職員の技術向上と資格要件を満たす技術者を養成するための研修、講習等を実施、又は参加しているか。	○技術系職員の年齢構成について整理しているか。 ○年間の内部、外部を含めた研修計画を取りまとめているか。	(適)・不適	
	(2)水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための取り組みを行っているか。	○技術系職員を確保する計画をまとめているか。 ○技術の継承するための計画をまとめているか。	(適)・不適	
②水道事業ガイドラインに規定されている業務指標(PI)を活用した取組みを行っているか。		○業務指針(PI)を算出しているか。 ○PIについて経年変化を求めているか。	適・不適	
			適・不適	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和 3年 1月 12日

令和 2年度 12月分

検査者 小諸市水道技術管理者
立会者 (株)水みらい小諸受託
水道業務技術管理者



0) 小諸市独自の確認事項

独自の項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
施設等の維持管理	修繕の発注件数	契約書の確認	適・不適	1件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	3件
	工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	0件
	工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	0件
	保守点検の発注件数	契約書の確認	適・不適	0件
	保守点検の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	0件
	水源地・配水池等の巡視	巡視簿の確認	適・不適	
管路の維持管理	目視による点検	水管橋・道路上の漏水等	適・不適	
	修繕の発注件数	契約書の確認	適・不適	2件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	2件
	路面復旧工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	0件
	路面復旧工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	0件
水質管理	水質検査(定期)	法定検査	適・不適	
	毎日水質検査	残留塩素	適・不適	
	水質検査(臨時)	法定検査	適・不適	
	クリプトスボリジウム検査		適・不適	
	放射能検査	年3回	適・不適	

料金関係	料金(現年分)調定	件数: 金額、	(適)・不適	10,900件 81,382,140円
	料金(現年分)収入	件数: 金額、	(適)・不適	16,103件 115,894,326円
	料金(現年分)未収金	件数: 金額、	(適)・不適	5,272件 41,556,360円
	料金(過年分)調定	件数: 金額、	(適)・不適	0件 -7,530円
	料金(過年分)収入	件数: 金額、	(適)・不適	55件 218,440円
	料金(過年分)未収金	件数: 金額、	(適)・不適	454件 3,440,760円
	手数料等調定	件数: 金額、	(適)・不適	791件 907,710円
	手数料等収入	件数: 金額、	(適)・不適	808件 1,142,180円
	加入金等調定	件数: 金額、	(適)・不適	14件 3,652,000円
	加入金等収入	件数: 金額、	(適)・不適	13件 4,554,000円
	開栓数	件数: 金額、	(適)・不適	140件 177,000円
	閉栓数	件数:	(適)・不適	178件
	収納率(前年対比) %		(適)・不適	93.86% (+5.67%)
	分納者の入金状況	3・6・9・12月末を確認する	(適)・不適	
	給水停止の対応状況	給水停止日 12/22、23	(適)・不適	給水停止対象者94件 停水執行17件 職権閉栓3件
	未収金の対応状況	・分納者へ滞納整理票の一斉発送 ・ボーナス、年金受給月のため、支払の増額交渉をした	(適)・不適	
給水申請	申請書の審査	審査書の確認	(適)・不適	26件
	申請書の竣工検査	しゅん工書類の確認	(適)・不適	27件
量水器の管理	検満工事の発注件数	契約書の確認	(適)・不適	0件
	検満工事の完了件数	しゅん工書類の確認	(適)・不適	0件
夜間・祝祭日の対応	漏水、火災、苦情等の対応	件数:(日誌の確認)	(適)・不適	10件
施設更新・維持補修の提案	更新計画の提案	更新の順位及び概算費用	(適)・不適	
	維持補修計画の提案	修繕の順位及び概算費用	(適)・不適	
業務の収支	業務収支の状況		(適)・不適	

○前回モニタリング時指摘事項への対応状況

前回モニタリング時指摘事項	改善等対応状況
○11月18日の小諸市水道工事協会との意見交換会の会議録の内容確認について	了
○夜間等作業日誌で、翌日対応事項などは結果を記入すること。	了
○給水申請の完了検査が遅いものが見受けられる。	了
○給水申請などの業者対応について、社内で目線合わせをしてください。	
○12月22日からの業者説明会の対応をお願いします。	了

○モニタリング結果の総括

指摘・助言事項一覧	
・収入に関する処理が改善されていない。担当課内で情報を共有して事務処理を進めてほしい	
・収入に関する書類の記載ミスが改善されていない。担当者及び上位決裁者は書類内容を精査した上で、提出してください	
・令和3年3月末で会計の締めとなるので、今から内容の精査をしていただきたい	
・年度末に向け、収納対策を強化していただきたい	
・検満メーター交換工事の結果(棚卸し)1月末時点をまとめて報告すること	
減圧弁、フロート弁の修繕計画について確認しました。R3年度実施計画に入れてください。	
事業社説明会、年末の漏水対応について、ご苦労様でした。事故対応体制について再研修をお願いします。	
コロナ感染者が激増しています。感染防止対策の強化に心がけてください。	

次回のモニタリング日： 月 日

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

1) 第24条水道技術管理者関係

第24条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①受託水道業務技術管理者は、適切な役職の者が選任されているか。また資格を満たしているか。	(1)法第24条第3項に掲げる事項に対して適切に選任されているか。	○任命基準については客観的に判断する基準がないが、然るべき者(技術部門の長、若しくはそれに匹敵する者)が任命されているか。	適・不適	
		○水道技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、当該水道の規模、知識、権限を有している者を選任しているか。	適・不適	
		○任命権者を明らかにする。	適・不適	
		○任命方法を示す。	適・不適	
	(2)受託水道業務技術管理者の資格要件を満たしているか。	○施行令第6条に定めた資格を有しているか。	適・不適	
②受託水道業務技術管理者は、水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	(1)第19条第2項に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの従事する他の職員を監督しているか。	○監督の方法が適切であることを規定、手続きに関するマニュアルなどで示しているか。	適・不適	
		○報告書に決裁欄がある等、監督していることが証明できるか。	適・不適	
		○受託水道業務技術管理者が所属している部署の業務だけでなく、他の部署の業務についても法第19条第2項の事項のすべてについて監督しているか。	適・不適	
	(2)組織として業務を適正に実施することが可能な業務体制、情報管理体制となっているか。	○水道管理業務受託者の組織に位置付けられ、本人が認識していることはもとより、他の職員に周知されているか。	適・不適	
		○業務に関する情報が提供され、かつ、その情報に接したことを決裁欄等に証拠として残されているか。	適・不適	
○受託水道業務技術管理者の業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制が備えられているか。		適・不適		
	○補助者が従事監督している場合は規則・規程等で明確に位置付けられているか。	適・不適		

2) 第5条施設基準

第5条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設は施設基準を満たしているか。	(1)水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。	○使用する薬品類は納入時の検査又は、成分表により品質を確認しているか。 ○次亜塩素酸ナトリウムの保管について有効濃度の低下に配慮しているか。	適・不適 適・不適	
②定期的な水道施設の検査が実施されているか。	(1)定期的な水道施設の検査が行われているか。	○法定点検や自主点検の項目と必要頻度について合理的に定め実施しているか。 ○保守点検の点検項目、頻度等が定められているか。 ○保守点検の頻度は低くないか。	適・不適 適・不適 適・不適	
	(2)異常状態が発見された場合は、直ちに詳細な検査を行い、補修・改善等を含む適切な措置がなされているか。	○異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施しているか。 ○施設検査により施設の補修改造が必要なときは、速やかに委託先の小諸市担当者へ報告を行っているか。	適・不適 適・不適	
	(3)水道施設の機能は適切に維持できているか。	○施設の劣化状況について調査、把握しているか。	適・不適	
③浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	○浄水施設、送配水施設をはじめとする水道設備の運転手引書を整備しているのか。 ○手引書に基づき訓練を実施しているのか。 ○水道用薬品貯蔵設備の誤操作を防止するため作業マニュアルを作成するとともに訓練を行っているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
④施設の管理状況の記録は、適切になされているか。	施設管理日誌、作業日誌等の記録はなされているか。	○施設管理日誌、管理記録、作業日誌、設備点検記録等を作成し施設の状況を把握しているか。	適・不適	
⑤施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。	施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	○施設図、配管図等は常に更新を依頼し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管しているか。	適・不適	
⑥漏水防止対策は計画的に実施しているか。	漏水調査計画の立案はしているか。	○漏水調査を実施したか。	適・不適	

3)第13条第1項 給水開始前の水質検査及び施設検査

第13条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水開始検査は適正に実施されているか。	(1)給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されている。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査は、全項目および消毒の残留効果について実施し、供給される水が法第4条の水質基準に適合していることを確認しているか。 ○検査方法は省令に定める方法で行っているか。 ○当該新設、増設又は改造に係る施設を得た水道水の末端で採水しているか。 ○施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項について、施設の新設、増設又は改造に係る施設及び該当影響に關係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行っているか。 	適・不適	
	(2)給水開始前検査の水質試験については、給水管の末端等で行われているか。また必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行っているか。	○水質検査及び消毒の残留効果の検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所となっているか。	適・不適	
	(3)検査結果は基準を満たすものであったか。満たしていない場合は適切な処置がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○検査結果は基準を満していたか。 ○検査結果が基準を満たさなかつた場合、その原因を調査し、基準を満足するように必要な措置を講じているか。 	適・不適	
	(4)水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。	○水質検査及び施設検査を行ったときは、その記録を作成し、検査を行った日から5年間保存しているか。	適・不適	
	(5)給水前検査の実施に関し検査内容(水圧試験、水質試験等を含む。)を明定する等検査に関する規則が整備されているか。	○施設の新設、増設又は改造後に行う給水開始前の水圧、構造、資機材等の施設検査及び水質検査の手順を文書化しているか。	適・不適	
	(6)配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○排水施設(配水池を除く。)及び給水装置についても給水開始前検査に準じて検査を行っているか。 配管状況、管埋設深、残留塩素、水圧、異物は無いか、水圧試験 	適・不適	

4) 第16条 給水装置の構造及び材質の検査

第16条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水装置の構造及び材質が政令、省令に定める基準に適合していることを受託水道業務技術管理者の業務として確認する。	給水装置の確認の手順を文書化することが必要である。	○給水装置の確認の手順を文書化しているか。	適・不適	

5) 第20条第1項 水質検査

第20条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の水質検査は法定の回数行っているか。また、検査項目は適正か。	(1)毎日の水質検査は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。	○土日祝祭日にも行っているか。 ○消毒の残留効果に関する検査だけではなく、色及び濁りの検査を行っているか。	適・不適 適・不適	
	(2)基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。	○検査項目別に規定されている回数(毎月1回以上、3月に1回以上)の検査を行っているか。(検査回数の減を除く) ○基準項目の検査は、基準の表のすべて項目について検査を行っているか。(検査の省力を除く) ○これらの試験結果は、速やかに受託水道業務技術管理者まで報告がなされている ○結果に変動が生じた場合には、原因調査を行い必要な対応策を講じる体制を整備しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることが出来る要件を満たしているか。またその検査頻度は適切か。	○水源地域の汚染源調査を実施し、原水水質の変化を予測しているか。 ○検査回数を減らしている検査項目がある場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適 適・不適	
	(4)検査項目の省略を行っている場合、省略できる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回は省略項目についても水質試験を行っているか。	○検査項目の省略を行っている場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適	
		○水質検査、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所から採水した水について行っているか。	適・不適	

②配水池点は適正か。	<p>(1)採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を探水場所としている場合には、適切に選定されているか。</p>	○浄水場出口だけではなく、配水管の末端等の水が停滞しやすい場所で行っているか。(ただし、濃度変化がないことが明らかな項目は可)	適・不適	
		○ループ管であっても水が停滞しやすい場所から採水しているか。	適・不適	
		○採水は毎回同じ場所で行い、ローテーションなどで行っていないか。	適・不適	
		○「水質基準に適合しているか判断できる場所」として、給水栓のほか配水管の末端等の水の停滞しやすい場所を含んでいるか。	適・不適	
		○水道施設の規模等を考慮し、必要な数の採水場所を選定しているか。	適・不適	
(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。	<p>(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。</p>	○水道の規模、水源の種別、浄水施設及び排水施設構造等を考慮して、合理的に供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所を選定しているか。	適・不適	
		○ループ管であっても合理的な数を選定しているか。	適・不適	
		○水源系統が異なる場合には、系統毎に選定しているか。	適・不適	
③水質管理目標設定項目について水質検査を行っているか。	水質管理目標設定項目について、水源の種別や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表しているか。	○水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努めているか。	適・不適	
④水質検査の委託先の選定方法は適切か。	水質検査を適切な機関に委託しているか。	○地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者か。	適・不適	
⑤水質検査結果は水質基準を満たしているか。	(1)水質検査結果は水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。	○水質検査の結果がでた時点で、直ちに水質基準を満たしているかを確認しているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	

	(2)水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。	○水質基準を超える値が検出された場合、直ちに原因究明を行う等必要な措置をとる必要がある。 ○受託水道業務技術管理者へ報告される体制を整備しているか。	適・不適	
	(3)異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。	異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	
⑥原水の水質検査は適正に実施しているか。	(1)すべての水源の原水について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物を除く。)を実施しているか。 (2)必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。	○もっとも水質が悪化していると考えられる時期の原水水質の検査を行っているか。 ○水質管理目標設定項目について水質基準に係る検査に準じた検査等の実施しているか。	適・不適	
⑦水質検査計画は策定されているか。	(1)毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 (2)策定されている場合、その内容は適切か。 (3)水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査計画に位置付けられているか。	○毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 ○策定されている場合、その内容は適切か。 ○水質検査対象とした又はない根拠を項目毎に整理しているか。	適・不適	
⑧過去5年間の水質検査記録が保存されているか。	(1)水質検査の記録を適正に作成しているか。 (2)過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○毎日検査の結果については異常がない場合にも、その旨を明記しているか。 ○定期及び臨時の水質検査を行ったとき、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しているか。	適・不適	
⑨原水のクリプトスポジウム等(クリプトス ポジウム及びジアルジア)による汚染のおそれの判断をしているか。	指標菌の検出レベル等からリスクレベルの判断を行っているか。	○指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を行わなければならぬ。いずれかが検出された場合、耐塩素性病原生物が混入するおそれがあると判断しているか。 ○深井戸であっても構造によっては原水から指標菌が検出されることがあるので注意をしているか。	適・不適	
⑩クリプトス ポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じた予防対策がされているか。	原水等の検査を適切に行っているか。	○クリプトス ポリジウム等の汚染のおそれの程度に応じてクリプトス ポリジウム等及び指標菌検査を行っているか。 ○レベル4及びレベル3の施設の設備期間中の施設では、原水のクリプトス ポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌検査を月1回以上行っているか。	適・不適	
			適・不適	

6) 第21条第1項 健康診断

第21条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の健康診断の実施状況は適切か。	(1)定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無に関して実施されているか。	○定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに実施しているか。	適・不適	
	(2)健康診断の実施項目は適切か。	○病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象としているか。 ○コレラ菌、赤痢アーベー、サルモネラ等について行ったことがあるか。 ○急性灰髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎について行ったことはあるか。 ○病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行っているか。 ○サルモネラ属菌検査においては、一般に腸チフス菌、パラチフス菌検査が含まれている場合があるので、検査項目について確認しているか。	(適)不適 (適)不適 (適)不適 (適)不適 (適)不適	
	(3)健康診断の受診者は適切か。	○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。 ○健康診断実施日に休んでいた者については、後日実施しているか。	(適)不適 (適)不適	
②臨時の健康診断は適切に実施されているか。	臨時の健康診断が必要となるような状態は生じていないか。生じていると認められる場合には、健康診断を行っているか。	○健康診断対象者が赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等の患者又は保菌者となった場合と施設の地域において赤痢等の伝染病(感染症)が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行っているか。	適・不適	
③過去1年間の健康診断記録が保存されているか。	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	○診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、同検査場所が示されているか。 ○他の法令に基づいて行われた健康診断の実績項目が同一の場合はその内容をもって健康診断が実施されたものと見なせる。	適・不適 適・不適	

7) 第22条第1項 衛生上の措置

第22条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設についての汚染防止はなされているのか。また、防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているのか。	(1)取水場、貯水場、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染防止が充分になされているか。 (2)上記の施設には、カギを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。	○年間計画に基づきこれらの施設の清掃、点検巡視を行うとともに、結果について整理しているか。 ○施設にさく、門扉、施錠等を設け、人畜が施設に立ち入ることを防止しているか。 ○汚染防止を喚起するため、必要な標札、立て札、掲示等を設置しているか。	適 不適 適 不適 適 不適	
②給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とならないよう管理されているか。	(1)給水栓における水が、遊離残留濃度0.1mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上保持するよう適切に塩素消毒が行われているか。 (2)供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	○給水栓における残留塩素濃度の管理目標値を設定し、その確認手順を定めているか。 ○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生成物が検出されていることはないか確認しているか。 ○現状では管末で遊離残留塩素濃度0.1mg/Lを保持している場合でも、将来下回ることがないことを確認しているか。 ○地理的に残留塩素濃度の保持が難しいところについては、塩素の追加設備の設置や配管経路の変更等の対策を検討しているか。 ○供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	適 不適 適 不適 適 不適 適 不適	
③消毒が連続的に適正な場所で行われているか。	(1)消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないように常に整備しているか。予備の設備はあるか。 (2)消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が十分水に混合するように行われているか。	○消毒が中断しないことを確認しているか。 ○消毒設備の点検整備状況について整理しているか。 ○消毒剤が十分水に混合するために必要な措置を講じているか。	適 不適 適 不適 適 不適	

8) 第23条第1項 給水の緊急停止

第23条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①危機管理マニュアル類の整備はされているか。	危機管理マニュアル(水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策等)は設備されているか。	○想定される事故・災害時に万全の対応が出来るように、マニュアルを整備しているか。 ○訓練を定期的に行うとともに更新に努めているか。	適・不適 適・不適	
②連絡体制の整備状況は万全か。	水質事故、地震災害時等緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。	○緊急時における連絡・通報・対応などの体制を整備し、マニュアル化し、関係者に周知徹底しているか。 ○連絡先、対応窓口、記録の整理等についてマニュアル化して漏れのない体制を整えているか。 ○関係機関への連絡先が緊急時のマニュアルに明記しているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
③給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。	(1)給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。 (2)給水の緊急停止を行った場合、関係者に周知させる措置が講じられていた。(過去5年間以内で緊急停止の実績はあるか。またその理由は何か。)	○実施時に混乱を来たさないよう指揮命令系統を明確にしているか。 ○受託水道業務技術管理者が指揮命令系統に位置付けられ適切に関与できる体制となっているか。 ○関係者に周知徹底しているか。 ○緊急停止を行った場合は、原因、経過、影響などについて整理し保存しているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
④応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	○応急復旧に関する事項として、被害想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の備蓄と確保及び建設業者との協力体制等を整備しているか。 ○応急給水に関する事項として、必要水量、給水拠点の想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の確保、応援給水の受け入れ及び衛生管理体制等を整備しているか。	適・不適 適・不適	
⑤危機管理を想定した訓練等に努めているか。	水道の緊急停止措置等緊急事態を想定した、指揮命令伝達などを含んだ訓練等を行っているか。	○水道の緊急停止等の措置を想定した指揮命令伝達などの訓練を行っているか。	適・不適	
⑥危機管理対策として住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。	非常時における住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。(給水ポイントの選定、広報活動のあり方など)	○訓練時に住民の参加を求め、要望などを取り入れているか。	適・不適	

⑧テロ等危機管理対策として水源監視及び水道施設の警備強化を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○水道施設の警備を強化するため巡回点検計画を作成しているか。 ○ろ過池等が外部から容易に毒物が投入可能な配置・構造となっている場合、防止策等を検討しているか。	適・不適	
⑨施設内への来訪者の管理を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○来訪名簿の整備、訪問目的、訪問先の確認、受付用テレビカメラの設置等を行っているか。	適・不適	
⑩停電時に配慮した水道施設の整備等がなされているか。	停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。	○停電による影響と必要な対策を検討し、マニュアル化しているか。	適・不適	
⑪漏水事故等に備え、資機材の確保は万全か。	漏水事故等に備え、資機材の備蓄、調達はされているか。	○漏水事故等の対応マニュアルを整備しているか。 ○資機材を備蓄しているか。	適・不適	
⑫新型インフルエンザ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策がされているか。 ○流行時においても安全確保を前提として水道水を安定的に供給していくための対策がされているか。	適・不適	
⑬情報セキュリティ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。 ○サイバー攻撃や情報システム障害等により安全な水の安定供給に支障をきたさないための対策が実施されているか。	適・不適	

10) その他の事項

その他の事項	確認事項	具体的な対応	判定	不適の理由等(メモ)
①水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための研修、講習等を行っている。	(1)職員の技術向上と資格要件を満たす技術者を養成するための研修、講習等を実施、又は参加しているか。	○技術系職員の年齢構成について整理しているか。 ○年間の内部、外部を含めた研修計画を取りまとめているか。	適・不適	
	(2)水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための取り組みを行っているか。	○技術系職員を確保する計画をまとめているか。 ○技術の継承するための計画をまとめているか。	適・不適 適・不適	
②水道事業ガイドラインに規定されている業務指標(PI)を活用した取組みを行っているか。		○業務指針(PI)を算出しているか。 ○PIについて経年変化を求めているか。	適・不適 適・不適	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和3年2月8日

令和3年度 1月分

検査者 小諸市水道技術管理者
立会者 (株)水みらい小諸受託
水道業務技術管理者



0) 小諸市独自の確認事項

独自の項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
施設等の維持管理				
	修繕の発注件数	契約書の確認	(適) 不適	1件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	件
	工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	件
	工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	件
	保守点検の発注件数	契約書の確認	適・不適	件
	保守点検の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	件
管路の維持管理	水源地・配水池等の巡視	巡視簿の確認	(適) 不適	
水質管理	目視による点検	水管橋・道路上の漏水等	(適) 不適	
	修繕の発注件数	契約書の確認	適・不適	件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	(適) 不適	21件
	路面復旧工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	件
	路面復旧工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	件

料金関係	料金(現年分)調定	件数:金額、	(適・不適)	9,305件 72,335,650円
	料金(現年分)収入	件数:金額、	(適・不適)	4,505件 40,427,517円
	料金(現年分)未収金	件数:金額、	(適・不適)	10,150件 73,464,493円
	料金(過年分)調定	件数:金額、	(適・不適)	0件 0円
	料金(過年分)収入	件数:金額、	(適・不適)	16件 111,960円
	料金(過年分)未収金	件数:金額、	(適・不適)	467件 3,328,800円
	手数料等調定	件数:金額、	(適・不適)	545件 515,310円
	手数料等収入	件数:金額、	(適・不適)	528件 512,110円
	加入金等調定	件数:金額、	(適・不適)	13件 1,287,000円
	加入金等収入	件数:金額、	(適・不適)	9件 1,705,000円
	開栓数	件数:金額、	(適・不適)	89件 99,000円
	閉栓数	件数:	(適・不適)	107件
	収納率(前年対比) %		(適・不適)	90.46% (+0.19%)
	分納者の入金状況	3・6・9・12月末を確認する	適・不適	
	給水停止の対応状況	通知発送 1/14 給水停止予定日 1/26、27 コロナの関係で給水停止を猶予	(適・不適)	通知発送 58件 執行対象者17件
	未収金の対応状況	・約束不履行者に電話催告 ・移転未収者の徴収を実施	(適・不適)	
給水申請	申請書の審査	審査書の確認	(適・不適)	20件
	申請書の竣工検査	しゅん工書類の確認	(適・不適)	12件
量水器の管理	検満工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	件
	検満工事の完了件数	しゅん工書類の確認	(適・不適)	1,906件
夜間・祝祭日の対応	漏水、火災、苦情等の対応	件数:(日誌の確認)	(適・不適)	13件
施設更新・維持補修の提案	更新計画の提案	更新の順位及び概算費用	適・不適	
	維持補修計画の提案	修繕の順位及び概算費用	(適・不適)	
業務の収支	業務収支の状況		適・不適	

○前回モニタリング時指摘事項への対応状況

前回モニタリング時指摘事項	改善等対応状況
・収入に関する処理が改善されていない。担当課内で情報を共有して事務処理を進めてほしい	
・収入に関する書類の記載ミスが改善されていない。担当者及び上位決裁者は書類内容を精査した上で、提出してください	
・令和3年3月末で会計の締めとなるので、今から内容の精査をしていただきたい	
・年度末に向け、収納対策を強化していただきたい	
・検満メーター交換工事の結果(棚卸し)1月末時点でまとめて報告すること	
・減圧弁、フロート弁の修繕計画について確認しました。R3年度実施計画に入れてください。	
・事業社説明会、年末の漏水対応について、ご苦労様でした。事故対応体制について再研修をお願いします。	
・コロナ感染者が激増しています。感染防止対策の強化に心がけてください。	

○モニタリング結果の総括

指摘・助言事項一覧	
・水道料金、督促料は料金システム(Warms.NET)の金額と一致することを理解すること	
・検針業務が月を跨いで行っているため、月跨ぎ、年度跨ぎの処理とならないよう(例:調定=3月、収入が2月)細心の注意を払っていただきたい	
・令和3年5月までは、令和2年度分を現年度とし徴収を優先していただきたい。	
・引き続きコロナ感染防止対策の強化に心がけてください。	

次回のモニタリング日: 15月 8日

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

1) 第24条水道技術管理者関係

第24条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)	
①受託水道業務技術管理者は、適切な役職の者が選任されているか。また資格を満たしているか。	(1)法第24条第3項に掲げる事項に対して適切に選任されているか。	<input type="checkbox"/> 任命基準については客観的に判断する基準がないが、然るべき者(技術部門の長、若しくはそれに匹敵する者)が任命されているか。 <input type="checkbox"/> 水道技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、当該水道の規模、知識、権限を有している者を選任しているか。	適・不適		
		<input type="checkbox"/> 任命権者を明らかにする。 <input type="checkbox"/> 任命方法を示す。	適・不適		
		<input type="checkbox"/> 施行令第6条に定めた資格を有しているか。	適・不適		
②受託水道業務技術管理者は、水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	(1)第19条第2項に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの従事する他の職員を監督しているか。	<input type="checkbox"/> 監督の方法が適切であることを規定、手続きに関するマニュアルなどで示しているか。 <input type="checkbox"/> 報告書に決裁欄がある等、監督していることが証明できるか。 <input type="checkbox"/> 受託水道業務技術管理者が所属している部署の業務だけでなく、他の部署の業務についても法第19条第2項の事項のすべてについて監督しているか。	適・不適		
			適・不適		
			適・不適		
		(2)組織として業務を適正に実施することが可能な業務体制、情報管理体制となっているか。	<input type="checkbox"/> 水道管理業務受託者の組織に位置付けられ、本人が認識していることはもとより、他の職員に周知されているか。 <input type="checkbox"/> 業務に関する情報が提供され、かつ、その情報に接したことを決裁欄等に証拠として残されているか。 <input type="checkbox"/> 受託水道業務技術管理者の業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制が備えられているか。	適・不適	
			<input type="checkbox"/> 補助者が従事監督している場合は規則・規程等で明確に位置付けられているか。	適・不適	

2) 第5条施設基準

第5条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設は施設基準を満たしているか。	(1)水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。	○使用する薬品類は納入時の検査又は、成分表により品質を確認しているか。 ○次亜塩素酸ナトリウムの保管について有効濃度の低下に配慮しているか。	適・不適 適・不適	
②定期的な水道施設の検査が実施されているか。	(1)定期的な水道施設の検査が行われているか。	○法定点検や自主点検の項目と必要頻度について合理的に定め実施しているか。 ○保守点検の点検項目、頻度等が定められているか。 ○保守点検の頻度は低くないか。	適・不適 適・不適 適・不適	
	(2)異常状態が発見された場合は、直ちに詳細な検査を行い、補修・改善等を含む適切な措置がなされているか。	○異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施しているか。 ○施設検査により施設の補修改造が必要なときは、速やかに委託先の小諸市担当者へ報告を行っているか。	適・不適 適・不適	
	(3)水道施設の機能は適切に維持できているか。	○施設の劣化状況について調査、把握しているか。	適・不適	
③浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	○浄水施設、送配水施設をはじめとする水道設備の運転手引書を整備しているのか。 ○手引書に基づき訓練を実施しているのか。 ○水道用薬品貯蔵設備の誤操作を防止するため作業マニュアルを作成するとともに訓練を行っているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
④施設の管理状況の記録は、適切になされているか。	施設管理日誌、作業日誌等の記録はなされているか。	○施設管理日誌、管理記録、作業日誌、設備点検記録等を作成し施設の状況を把握しているか。	適・不適	
⑤施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。	施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	○施設図、配管図等は常に更新を依頼し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管しているか。	適・不適	
⑥漏水防止対策は計画的に実施しているか。	漏水調査計画の立案はしているか。	○漏水調査を実施したか。	適・不適	

3) 第13条第1項 給水開始前の水質検査及び施設検査

第13条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水開始検査は適正に実施されているか。	(1)給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されている。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査は、全項目および消毒の残留効果について実施し、供給される水が法第4条の水質基準に適合していることを確認しているか。 ○検査方法は省令に定める方法で行っているか。 ○当該新設、増設又は改造に係る施設を得た水道水の末端で採水しているか。 ○施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項について、施設の新設、増設又は改造に係る施設及び該当影響に関係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行っているか。 	適・不適	
	(2)給水開始前検査の水質試験については、給水管の末端等で行われているか。また必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査及び消毒の残留効果の検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所となっているか。 	適・不適	
	(3)検査結果は基準を満たすものであったか。満たしていない場合は適切な処置がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○検査結果は基準を満していたか。 ○検査結果が基準を満たさなかつた場合、その原因を調査し、基準を満足するように必要な措置を講じているか。 	適・不適	
	(4)水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査及び施設検査を行ったときは、その記録を作成し、検査を行った日から5年間保存しているか。 	適・不適	
	(5)給水前検査の実施に関し検査内容(水圧試験、水質試験等を含む。)を明定する等検査に関する規則が整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の新設、増設又は改造後に行う給水開始前の水圧、構造、資機材等の施設検査及び水質検査の手順を文書化しているか。 	適・不適	
	(6)配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○排水施設(配水池を除く。)及び給水装置についても給水開始前検査に準じて検査を行っているか。 配管状況、管理設深、残留塩素、水圧、異物は無いか、水圧試験 	適・不適	

4) 第16条 給水装置の構造及び材質の検査

第16条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水装置の構造及び材質が政令、省令に定める基準に適合していることを受託水道業務技術管理者の業務として確認する。	給水装置の確認の手順を文書化することが必要である。	○給水装置の確認の手順を文書化しているか。	適・不適	

5) 第20条第1項 水質検査

第20条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の水質検査は法定の回数行っているか。また、検査項目は適正か。	(1)毎日の水質検査は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。	○土日祝祭日にも行っているか。 ○消毒の残留効果に関する検査だけではなく、色及び濁りの検査を行っているか。	適・不適 適・不適	
	(2)基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。	○検査項目別に規定されている回数(毎月1回以上、3月に1回以上)の検査を行っているか。(検査回数の減を除く) ○基準項目の検査は、基準の表のすべて項目について検査を行っているか。(検査の省力を除く) ○これらの試験結果は、速やかに受託水道業務技術管理者まで報告がなされている ○結果に変動が生じた場合には、原因調査を行い必要な対応策を講じる体制を整備しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることが出来る要件を満たしているか。またその検査頻度は適切か。	○水源地域の汚染源調査を実施し、原水水質の変化を予測しているか。 ○検査回数を減らしている検査項目がある場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適 適・不適	
	(4)検査項目の省略を行っている場合、省略できる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回は省略項目についても水質試験を行っているか。	○検査項目の省略を行っている場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適	
		○水質検査、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所から採水した水について行っているか。	適・不適	

②配水池点は適正か。	<p>(1)採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。</p>	○浄水場出口だけではなく、配水管の末端等の水が停滞しやすい場所で行っているか。(ただし、濃度変化がないことが明らかな項目は可)	適・不適	
		○ループ管であっても水が停滞しやすい場所から採水しているか。	適・不適	
		○採水は毎回同じ場所で行い、ローテーションなどで行っていないか。	適・不適	
		○「水質基準に適合しているか判断できる場所」として、給水栓のほか配水管の末端等の水の停滞しやすい場所を含んでいるか。	適・不適	
		○水道施設の規模等を考慮し、必要な数の採水場所を選定しているか。	適・不適	
(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。		○水道の規模、水源の種別、浄水施設及び排水施設構造等を考慮して、合理的に供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所を選定しているか。	適・不適	
		○ループ管であっても合理的な数を選定しているか。	適・不適	
		○水源系統が異なる場合には、系統毎に選定しているか。	適・不適	
③水質管理目標設定項目について水質検査を行っているか。	水質管理目標設定項目について、水源の種別や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表しているか。	○水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努めているか。	適・不適	
④水質検査の委託先の選定方法は適切か。	水質検査を適切な機関に委託しているか。	○地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者か。	適・不適	
⑤水質検査結果は水質基準を満たしているか。	(1)水質検査結果は水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。	○水質検査の結果がでた時点で、直ちに水質基準を満たしているかを確認しているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	

	(2)水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。	○水質基準を超える値が検出された場合、直ちに原因究明を行う等必要な措置をとる必要がある。 ○受託水道業務技術管理者へ報告される体制を整備しているか。	適・不適	
	(3)異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。	異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	
(6)原水の水質検査は適正に実施しているか。	(1)すべての水源の原水について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物を除く。)を実施しているか。 (2)必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。	○もっとも水質が悪化していると考えられる時期の原水水質の検査を行っているか。 ○水質管理目標設定項目について水質基準に係る検査に準じた検査等の実施しているか。	適・不適	
(7)水質検査計画は策定されているか。	(1)毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 (2)策定されている場合、その内容は適切か。 (3)水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査計画に位置付けられているか。	○毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 ○策定されている場合、その内容は適切か。 ○水質検査対象とした又はない根拠を項目毎に整理しているか。	適・不適	
(8)過去5年間の水質検査記録が保存されているか。	(1)水質検査の記録を適正に作成しているか。 (2)過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○毎日検査の結果については異常がない場合にも、その旨を明記しているか。 ○定期及び臨時の水質検査を行ったとき、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しているか。	適・不適	
(9)原水のクリプトスボジウム等(クリプトスボジウム及びジアルジア)による汚染のおそれの判断をしているか。	指標菌の検出レベル等からリスクレベルの判断を行っているか。	○指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を行わなければならない。いずれかが検出された場合、耐塩素性病原生物が混入するおそれがあると判断しているか。 ○深井戸であっても構造によっては原水から指標菌が検出されることがあるので注意をしているか。	適・不適	
(10)クリプトスボリジウム等による汚染のおそれの程度に応じた予防対策がされているか。	原水等の検査を適切に行っているか。	○クリプトスボリジウム等の汚染のおそれの程度に応じてクリプトスボリジウム等及び指標菌検査を行っているか。 ○レベル4及びレベル3の施設の設備期間中の施設では、原水のクリプトスボリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌検査を月1回以上行っているか。	適・不適	
			適・不適	

6) 第21条第1項 健康診断

第21条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の健康診断の実施状況は適切か。	(1)定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無に関して実施されているか。	○定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに実施しているか。	適・不適	
	(2)健康診断の実施項目は適切か。	○病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象としているか。 ○コレラ菌、赤痢アメーバー、サルモネラ等について行ったことがあるか。 ○急性灰髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉州、感染性下痢症及び各種下痢腸炎について行ったことはあるか。 ○病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行っているか。 ○サルモネラ属菌検査においては、一般に腸チフス菌、パラチフス菌検査が含まれている場合があるので、検査項目について確認しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)健康診断の受診者は適切か。	○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。 ○健康診断実施日に休んでいた者については、後日実施しているか。	適・不適 適・不適	
②臨時の健康診断は適切に実施されているか。	臨時の健康診断が必要となるような状態は生じていないか。生じていると認められる場合には、健康診断を行っているか。	○健康診断対象者が赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等の患者又は保菌者となった場合と施設の地域において赤痢等の伝染病(感染症)が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行っているか。	適・不適	
③過去1年間の健康診断記録が保存されているか。	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	○診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、同検査場所が示されているか。 ○他の法令に基づいて行われた健康診断の実績項目が同一の場合はその内容をもって健康診断が実施されたものと見なせる。	適・不適 適・不適	

7) 第22条第1項 衛生上の措置

第22条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)	
①水道施設についての汚染防止はなされているのか。また、防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているのか。	(1)取水場、貯水場、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染防止が充分になされているか。	○年間計画に基づきこれらの施設の清掃、点検巡視を行うとともに、結果について整理しているか。	適・不適		
	(2)上記の施設には、カギを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。	○施設にさく、門扉、施錠等を設け、人畜が施設に立ち入ることを防止しているか。 ○汚染防止を喚起するため、必要な標札、立て札、掲示等を設置しているか。	適・不適 適・不適		
②給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とならないよう管理されているか。	(1)給水栓における水が、遊離残留濃度0.1mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上保持するよう適切に塩素消毒が行われているか。	○給水栓における残留塩素濃度の管理目標値を設定し、その確認手順を定めているか。 ○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生成物が検出されていることはないか確認しているか。 ○現状では管末で遊離残留塩素濃度0.1mg/Lを保持している場合でも、将来下回ることがないことを確認しているか。 ○地理的に残留塩素濃度の保持が難しいところについては、塩素の追加設備の設置や配管経路の変更等の対策を検討しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適		
	(2)供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	○供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含む恐れがあるような場合の塩素注入量を増加させる手続きを定めているか。	適・不適		
	③消毒が連続的に適正な場所で行われているか。	(1)消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないように常に整備しているか。予備の設備はあるか。	○消毒が中断しないことを確認しているか。 ○消毒設備の点検整備状況について整理しているか。	適・不適 適・不適	
		(2)消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が十分水に混合するように行われているか。	○消毒剤が十分水に混合するために必要な措置を講じているか。	適・不適	

8) 第23条第1項 給水の緊急停止

第23条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①危機管理マニュアル類の整備はされているか。	危機管理マニュアル(水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策等)は設備されているか。	○想定される事故・災害時に万全の対応が出来るように、マニュアルを整備しているか。 ○訓練を定期的に行うとともに更新に努めているか。	適・不適 適・不適	
②連絡体制の整備状況は万全か。	水質事故、地震災害時等緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。	○緊急時における連絡・通報・対応などの体制を整備し、マニュアル化し、関係者に周知徹底しているか。 ○連絡先、対応窓口、記録の整理等についてマニュアル化して漏れのない体制を整えていいるか。 ○関係機関への連絡先が緊急時のマニュアルに明記しているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
③給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。	(1)給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。	○実施時に混乱を来たさないよう指揮命令系統を明確にしているか。 ○受託水道業務技術管理者が指揮命令系統に位置付けられ適切に関与できる体制となっているか。	適・不適 適・不適	
④応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	○関係者に周知徹底しているか。 ○緊急停止を行った場合は、原因、経過、影響などについて整理し保存しているか。	適・不適 適・不適	
		○応急復旧に関する事項として、被害想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の備蓄と確保及び建設業者との協力体制等を整備しているか。 ○応急給水に関する事項として、必要水量、給水拠点の想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の確保、応援給水の受け入れ及び衛生管理体制等を整備しているか。	適・不適 適・不適	
⑥危機管理を想定した訓練等に努めているか。	水道の緊急停止措置等緊急事態を想定した、指揮命令伝達などを含んだ訓練等を行っているか。	○水道の緊急停止等の措置を想定した指揮命令伝達などの訓練を行っているか。	適・不適	
⑦危機管理対策として住民への対策を適切に講じることができるべき体制が整備されているか。	非常時における住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。 (給水ポイントの選定、広報活動のあり方など)	○訓練時に住民の参加を求め、要望などを取り入れているか。	適・不適	

⑧テロ等危機管理対策として水源監視及び水道施設の警備強化を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○水道施設の警備を強化するため巡回点検計画を作成しているか。 ○ろ過池等が外部から容易に毒物が投入可能な配置・構造となっている場合、防止策等を検討しているか。	適・不適	
⑨施設内への来訪者の管理を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○来訪名簿の整備、訪問目的、訪問先の確認、受付用テレビカメラの設置等を行っているか。	適・不適	
⑩停電時に配慮した水道施設の整備等がなされているか。	停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。	○停電による影響と必要な対策を検討し、マニュアル化しているか。	適・不適	
⑪漏水事故等に備え、資機材の確保は万全か。	漏水事故等に備え、資機材の備蓄、調達はされているか。	○漏水事故等の対応マニュアルを整備しているか。 ○資機材を備蓄しているか。	適・不適	
⑫新型インフルエンザ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策がされているか。 ○流行時においても安全確保を前提として水道水を安定的に供給していくための対策がされているか。	適・不適	
⑬情報セキュリティ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。 ○サイバー攻撃や情報システム障害等により安全な水の安定供給に支障をきたさないための対策が実施されているか。	適・不適	

10) その他の事項

その他の事項	確認事項	具体的な対応	判定	不適の理由等(メモ)
①水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための研修、講習等を行っている。	(1)職員の技術向上と資格要件を満たす技術者を養成するための研修、講習等を実施、又は参加しているか。	○技術系職員の年齢構成について整理しているか。 ○年間の内部、外部を含めた研修計画を取りまとめているか。	適・不適	
	(2)水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための取り組みを行っているか。	○技術系職員を確保する計画をまとめているか。 技術の継承するための計画をまとめているか。	適・不適	
②水道事業ガイドラインに規定されている業務指標(PI)を活用した取組みを行っているか。		○業務指針(PI)を算出しているか。 ○PIについて経年変化を求めているか。	適・不適	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和3年3月8日

令和2年度 2月分

検査者 小諸市水道技術管理者
立会者 (株)水みらい小諸受託
水道業務技術管理者



0) 小諸市独自の確認事項

独自の項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
施設等の維持管理	修繕の発注件数	契約書の確認	適・不適	0件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	1件
	工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	2件
	工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	0件
	保守点検の発注件数	契約書の確認	適・不適	0件
	保守点検の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	0件
	水源地・配水池等の巡視	巡視簿の確認	適・不適	
管路の維持管理	目視による点検	水管橋・道路上の漏水等	適・不適	
	修繕の発注件数	契約書の確認	適・不適	0件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	11件
	路面復旧工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	0件
	路面復旧工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	0件
水質管理	水質検査(定期)	法定検査	適・不適	
	毎日水質検査	残留塩素	適・不適	
	水質検査(臨時)	法定検査	適・不適	
	クリプトスピリジウム検査		適・不適	
	放射能検査	年3回	適・不適	

料金関係	料金(現年分)調定	件数:金額、	(適・不適)	10,812件 80,951,000円
	料金(現年分)収入	件数:金額、	(適・不適)	9,115件 67,157,263円
	料金(現年分)未収金	件数:金額、	(適・不適)	11,915件 87,258,230円
	料金(過年分)調定	件数:金額、	(適・不適)	0件 0円
	料金(過年分)収入	件数:金額、	(適・不適)	30件 119,630円
	料金(過年分)未収金	件数:金額、	(適・不適)	452件 3,209,170円
	手数料等調定	件数:金額、	(適・不適)	497件 838,380円
	手数料等収入	件数:金額、	(適・不適)	489件 617,900円
	加入金等調定	件数:金額、	(適・不適)	12件 2,365,000円
	加入金等収入	件数:金額、	(適・不適)	17件 1,639,000円
	開栓数	件数:金額、	(適・不適)	109件 112,000円
	閉栓数	件数:	(適・不適)	113件
	収納率(前年対比) %		(適・不適)	89.79% (-0.01%)
	分納者の入金状況	3・6・9・12月末を確認する	適・不適	
	給水停止の対応状況	通知発送 2/15 給水停止予定日 2/24、25 コロナの関係で給水停止を猶予	(適・不適)	通知発送 84件 執行対象者 14件 執行停止 2件
	未収金の対応状況	・約束不履行者に電話催告実施 ・移転未収者の徴収を実施	(適・不適)	
給水申請				
	申請書の審査	審査書の確認	(適・不適)	23件
	申請書の竣工検査	しゅん工書類の確認	(適・不適)	19件
量水器の管理				
	検満工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	0件
	検満工事の完了件数	しゅん工書類の確認	(適・不適)	1件
夜間・祝祭日の対応				
	漏水、火災、苦情等の対応	件数:(日誌の確認)	(適・不適)	9件
施設更新・維持補修の提案				
	更新計画の提案	更新の順位及び概算費用	適・不適	
	維持補修計画の提案	修繕の順位及び概算費用	適・不適	
業務の収支	業務収支の状況		適・不適	

○前回モニタリング時指摘事項への対応状況

前回モニタリング時指摘事項	改善等対応状況
・水道料金、督促料は料金システム(Warms.NET)の金額と一致することを理解すること	
・検針業務が月を跨いで行っているため、月跨ぎ、年度跨ぎの処理とならないよう(例:調定=3月、収入が2月)細心の注意を払っていただきたい	
・令和3年5月までは、令和2年度分を現年度とし徴収を優先していただきたい。	
・引き続きコロナ感染防止対策の強化に心がけてください。	

○モニタリング結果の総括

指摘・助言事項一覧	
・令和3年3月末で会計の締めとなるので、今から内容の精査をしていただきたい	
・年度末に向け、収納対策を強化していただきたい	
・令和3年5月までは、令和2年度分を現年度とし徴収を優先していただきたい。	
・毎年2月末には量水器の棚卸を精査すること。	
・R3年4月から、モニタリング結果を公表します。	
・引き続きコロナ感染防止対策の強化に心がけてください。	
・2月15日長野県佐久地域振興局の立入検査を実施。特に問題なし。	

次回のモニタリング日: 4月 9日

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

1) 第24条水道技術管理者関係

第24条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①受託水道業務技術管理者は、適切な役職の者が選任されているか。また資格を満たしているか。	(1)法第24条第3項に掲げる事項に対して適切に選任されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○任命基準については客観的に判断する基準がないが、然るべき者(技術部門の長、若しくはそれに匹敵する者)が任命されているか。 ○水道技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、当該水道の規模、知識、権限を有している者を選任しているか。 	適・不適	
		<ul style="list-style-type: none"> ○任命権者を明らかにする。 	適・不適	
		<ul style="list-style-type: none"> ○任命方法を示す。 	適・不適	
		(2)受託水道業務技術管理者の資格要件を満たしているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○施行令第6条に定めた資格を有しているか。 	適・不適
②受託水道業務技術管理者は、水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	(1)第19条第2項に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの従事する他の職員を監督しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○監督の方法が適切であることを規定、手続きに関するマニュアルなどで示しているか。 ○報告書に決裁欄がある等、監督していることが証明できるか。 ○受託水道業務技術管理者が所属している部署の業務だけでなく、他の部署の業務についても法第19条第2項の事項のすべてについて監督しているか。 	適・不適	
		<ul style="list-style-type: none"> ○受託水道業務技術管理者の業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制となっているか。 	適・不適	
		<ul style="list-style-type: none"> ○組織として業務を適正に実施することが可能な業務体制、情報管理体制となっているか。 	適・不適	
		<ul style="list-style-type: none"> ○水道管理業務受託者の組織に位置付けられ、本人が認識していることはもとより、他の職員に周知されているか。 	適・不適	
		<ul style="list-style-type: none"> ○業務に関する情報が提供され、かつ、その情報に接したことを決裁欄等に証拠として残されているか。 	適・不適	
		<ul style="list-style-type: none"> ○受託水道業務技術管理者の業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制が備えられているか。 	適・不適	
		<ul style="list-style-type: none"> ○補助者が従事監督している場合は規則・規程等で明確に位置付けられているか。 	適・不適	

2) 第5条施設基準

第5条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設は施設基準を満たしているか。	(1)水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。	○使用する薬品類は納入時の検査又は、成分表により品質を確認しているか。 ○次亜塩素酸ナトリウムの保管について有効濃度の低下に配慮しているか。	適・不適 適・不適	
②定期的な水道施設の検査が実施されているか。	(1)定期的な水道施設の検査が行われているか。	○法定点検や自主点検の項目と必要頻度について合理的に定め実施しているか。 ○保守点検の点検項目、頻度等が定められているか。 ○保守点検の頻度は低くないか。	適・不適 適・不適 適・不適	
	(2)異常状態が発見された場合は、直ちに詳細な検査を行い、補修・改善等を含む適切な措置がなされているか。	○異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施しているか。 ○施設検査により施設の補修改造が必要なときは、速やかに委託先の小諸市担当者へ報告を行っているか。	適・不適 適・不適	
	(3)水道施設の機能は適切に維持できているか。	○施設の劣化状況について調査、把握しているか。	適・不適	
③浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	○浄水施設、送配水施設をはじめとする水道設備の運転手引書を整備しているのか。 ○手引書に基づき訓練を実施しているのか。 ○水道用薬品貯蔵設備の誤操作を防止するため作業マニュアルを作成するとともに訓練を行っているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
④施設の管理状況の記録は、適切になされているか。	施設管理日誌、作業日誌等の記録はなされているか。	○施設管理日誌、管理記録、作業日誌、設備点検記録等を作成し施設の状況を把握しているか。	適・不適	
⑤施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。	施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	○施設図、配管図等は常に更新を依頼し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管しているか。	適・不適	
⑥漏水防止対策は計画的に実施しているか。	漏水調査計画の立案はしているか。	○漏水調査を実施したか。	適・不適	

3) 第13条第1項 給水開始前の水質検査及び施設検査

第13条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水開始検査は適正に実施されているか。	(1)給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されている。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査は、全項目および消毒の残留効果について実施し、供給される水が法第4条の水質基準に適合していることを確認しているか。 ○検査方法は省令に定める方法で行っているか。 ○当該新設、増設又は改造に係る施設を得た水道水の末端で採水しているか。 ○施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項について、施設の新設、増設又は改造に係る施設及び該当影響に關係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行っているか。 	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(2)給水開始前検査の水質試験については、給水管の末端等で行われているか。また必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行っているか。	○水質検査及び消毒の残留効果の検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所となっているか。	適・不適	
	(3)検査結果は基準を満たしたものであったか。満たしていない場合は適切な処置がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○検査結果は基準を満していたか。 ○検査結果が基準を満たさなかつた場合、その原因を調査し、基準を満足するように必要な措置を講じているか。 	適・不適 適・不適	
	(4)水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。	○水質検査及び施設検査を行ったときは、その記録を作成し、検査を行った日から5年間保存しているか。	適・不適	
	(5)給水前検査の実施に関し検査内容(水圧試験、水質試験等を含む。)を明定する等検査に関する規則が整備されているか。	○施設の新設、増設又は改造後に行う給水開始前の水圧、構造、資機材等の施設検査及び水質検査の手順を文書化しているか。	適・不適	
	(6)配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○排水施設(配水池を除く。)及び給水装置についても給水開始前検査に準じて検査を行っているか。 配管状況、管埋設深、残留塩素、水圧、異物は無いか、水圧試験 	適・不適	

4) 第16条 給水装置の構造及び材質の検査

第16条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水装置の構造及び材質が政令、省令に定める基準に適合していることを受託水道業務技術管理者の業務として確認する。	給水装置の確認の手順を文書化することが必要である。	○給水装置の確認の手順を文書化しているか。	適・不適	

5) 第20条第1項 水質検査

第20条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の水質検査は法定の回数行っているか。また、検査項目は適正か。	(1)毎日の水質検査は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。	○土日祝祭日にも行っているか。 ○消毒の残留効果に関する検査だけではなく、色及び濁りの検査を行っているか。	適・不適 適・不適	
	(2)基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。	○検査項目別に規定されている回数(毎月1回以上、3月に1回以上)の検査を行っているか。(検査回数の減を除く) ○基準項目の検査は、基準の表のすべて項目について検査を行っているか。(検査の省力を除く) ○これらの試験結果は、速やかに受託水道業務技術管理者まで報告がなされている ○結果に変動が生じた場合には、原因調査を行い必要な対応策を講じる体制を整備しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることが出来る要件を満たしているか。またその検査頻度は適切か。	○水源地域の汚染源調査を実施し、原水水質の変化を予測しているか。 ○検査回数を減らしている検査項目がある場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適 適・不適	
	(4)検査項目の省略を行っている場合、省略できる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回は省略項目についても水質試験を行っているか。	○検査項目の省略を行っている場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適	
		○水質検査、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所から採水した水について行っているか。	適・不適	

②配水池点は適正か。	<p>(1)採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。</p>	○浄水場出口だけではなく、配水管の末端等の水が停滞しやすい場所で行っているか。(ただし、濃度変化がないことが明らかな項目は可)	適・不適	
		○ループ管であっても水が停滞しやすい場所から採水しているか。	適・不適	
		○採水は毎回同じ場所で行い、ローテーションなどで行っていないか。	適・不適	
		○「水質基準に適合しているか判断できる場所」として、給水栓のほか配水管の末端等の水の停滞しやすい場所を含んでいるか。	適・不適	
		○水道施設の規模等を考慮し、必要な数の採水場所を選定しているか。	適・不適	
(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。	<p>(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。</p>	○水道の規模、水源の種別、浄水施設及び排水施設構造等を考慮して、合理的に供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所を選定しているか。	適・不適	
		○ループ管であっても合理的な数を選定しているか。	適・不適	
		○水源系統が異なる場合には、系統毎に選定しているか。	適・不適	
③水質管理目標設定項目について水質検査を行っているか。	水質管理目標設定項目について、水源の種別や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表しているか。	○水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努めているか。	適・不適	
④水質検査の委託先の選定方法は適切か。	水質検査を適切な機関に委託しているか。	○地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者か。	適・不適	
⑤水質検査結果は水質基準を満たしているか。	(1)水質検査結果は水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。	○水質検査の結果がでた時点で、直ちに水質基準を満たしているかを確認しているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	

	(2)水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。	○水質基準を超える値が検出された場合、直ちに原因究明を行う等必要な措置をとる必要がある。 ○受託水道業務技術管理者へ報告される体制を整備しているか。	適・不適	
	(3)異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。	異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	
⑥原水の水質検査は適正に実施しているか。	(1)すべての水源の原水について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物を除く。)を実施しているか。 (2)必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。	○もっとも水質が悪化していると考えられる時期の原水水質の検査を行っているか。 ○水質管理目標設定項目について水質基準に係る検査に準じた検査等の実施しているか。	適・不適	
⑦水質検査計画は策定されているか。	(1)毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 (2)策定されている場合、その内容は適切か。 (3)水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査計画に位置付けられているか。	○毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 ○策定されている場合、その内容は適切か。 ○水質検査対象とした又はない根拠を項目毎に整理しているか。	適・不適	
⑧過去5年間の水質検査記録が保存されているか。	(1)水質検査の記録を適正に作成しているか。 (2)過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○毎日検査の結果については異常がない場合にも、その旨を明記しているか。 ○定期及び臨時の水質検査を行ったとき、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しているか。	適・不適	
⑨原水のクリプトスボジウム等(クリプトスボジウム及びジアルジア)による汚染のおそれの判断をしているか。	指標菌の検出レベル等からリスクレベルの判断を行っているか。	○指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を行わなければならない。いずれかが検出された場合、耐塩素性病原生物が混入するおそれがあると判断しているか。 ○深井戸であっても構造によっては原水から指標菌が検出されることがあるので注意をしているか。	適・不適	
⑩クリプトスボジウム等による汚染のおそれの程度に応じた予防対策がされているか。	原水等の検査を適切に行っているか。	○クリプトスボジウム等の汚染のおそれの程度に応じてクリプトスボジウム等及び指標菌検査を行っているか。 ○レベル4及びレベル3の施設の設備期間中の施設では、原水のクリプトスボジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌検査を月1回以上行っているか。	適・不適	
			適・不適	

6) 第21条第1項 健康診断

第21条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の健康診断の実施状況は適切か。	(1)定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無に関して実施されているか。	○定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに実施しているか。	適・不適	
	(2)健康診断の実施項目は適切か。	○病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象としているか。 ○コレラ菌、赤痢アーベー、サルモネラ等について行ったことがあるか。 ○急性灰髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉州、感染性下痢症及び各種下痢腸炎について行ったことはあるか。 ○病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行っているか。 ○サルモネラ属菌検査においては、一般に腸チフス菌、パラチフス菌検査が含まれている場合があるので、検査項目について確認しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)健康診断の受診者は適切か。	○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。 ○健康診断実施日に休んでいた者については、後日実施しているか。	適・不適 適・不適	
②臨時の健康診断は適切に実施されているか。	臨時の健康診断が必要となるような状態は生じていないか。生じていると認められる場合には、健康診断を行っているか。	○健康診断対象者が赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等の患者又は保菌者となった場合と施設の地域において赤痢等の伝染病(感染症)が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行っているか。	適・不適	
③過去1年間の健康診断記録が保存されているか。	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	○診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、同検査場所が示されているか。 ○他の法令に基づいて行われた健康診断の実績項目が同一の場合はその内容をもって健康診断が実施されたものと見なせる。	適・不適 適・不適	

7) 第22条第1項 衛生上の措置

第22条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設についての汚染防止はなされているのか。また、防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているのか。	(1)取水場、貯水場、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染防止が充分になされているか。 (2)上記の施設には、カギを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。	○年間計画に基づきこれらの施設の清掃、点検巡視を行うとともに、結果について整理しているか。 ○施設にさく、門扉、施錠等を設け、人畜が施設に立ち入ることを防止しているか。 ○汚染防止を喚起するため、必要な標札、立て札、掲示等を設置しているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
②給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とならないよう管理されているか。	(1)給水栓における水が、遊離残留濃度0.1mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上保持するよう適切に塩素消毒が行われているか。 (2)供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	○給水栓における残留塩素濃度の管理目標値を設定し、その確認手順を定めているか。 ○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生成物が検出されていることはないか確認しているか。 ○現状では管末で遊離残留塩素濃度0.1mg/Lを保持している場合でも、将来下回ることがないことを確認しているか。 ○地理的に残留塩素濃度の保持が難しいところについては、塩素の追加設備の設置や配管経路の変更等の対策を検討しているか。 ○供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがあるような場合の塩素注入量を増加させる手続きを定めているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
③消毒が連続的に適正な場所で行われているか。	(1)消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないように常に整備しているか。予備の設備はあるか。 (2)消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が十分水に混合するように行われているか。	○消毒が中断しないことを確認しているか。 ○消毒設備の点検整備状況について整理しているか。 ○消毒剤が十分水に混合するために必要な措置を講じているか。	適・不適 適・不適 適・不適	

8) 第23条第1項 給水の緊急停止

第23条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①危機管理マニュアル類の整備はされているか。	危機管理マニュアル(水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策等)は設備されているか。	○想定される事故・災害時に万全の対応が出来るように、マニュアルを整備しているか。 ○訓練を定期的に行うとともに更新に努めているか。	適・不適 適・不適	
②連絡体制の整備状況は万全か。	水質事故、地震災害時等緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。	○緊急時における連絡・通報・対応などの体制を整備し、マニュアル化し、関係者に周知徹底しているか。 ○連絡先、対応窓口、記録の整理等についてマニュアル化して漏れのない体制を整えているか。 ○関係機関への連絡先が緊急時のマニュアルに明記しているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
③給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。	(1)給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。	○実施時に混乱を来たさないよう指揮命令系統を明確にしているか。 ○受託水道業務技術管理者が指揮命令系統に位置付けられ適切に関与できる体制となっているか。	適・不適 適・不適	
④応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	○関係者に周知徹底しているか。 ○緊急停止を行った場合は、原因、経過、影響などについて整理し保存しているか。	適・不適 適・不適	
		○応急復旧に関する事項として、被害想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の備蓄と確保及び建設業者との協力体制等を整備しているか。 ○応急給水に関する事項として、必要水量、給水拠点の想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の確保、応援給水の受け入れ及び衛生管理体制等を整備しているか。	適・不適 適・不適	
⑥危機管理を想定した訓練等に努めているか。	水道の緊急停止措置等緊急事態を想定した、指揮命令伝達などを含んだ訓練等を行っているか。	○水道の緊急停止等の措置を想定した指揮命令伝達などの訓練を行っているか。	適・不適	
⑦危機管理対策として住民への対策を適切に講じることができるべき体制が整備されているか。	非常時における住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。(給水ポイントの選定、広報活動のあり方など)	○訓練時に住民の参加を求め、要望などを取り入れているか。	適・不適	

⑧テロ等危機管理対策として水源監視及び水道施設の警備強化を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○水道施設の警備を強化するため巡回点検計画を作成しているか。 ○ろ過池等が外部から容易に毒物が投入可能な配置・構造となっている場合、防止策等を検討しているか。	適・不適	
⑨施設内への来訪者の管理を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○来訪名簿の整備、訪問目的、訪問先の確認、受付用テレビカメラの設置等を行っているか。	適・不適	
⑩停電時に配慮した水道施設の整備等がなされているか。	停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。	○停電による影響と必要な対策を検討し、マニュアル化しているか。	適・不適	
⑪漏水事故等に備え、資機材の確保は万全か。	漏水事故等に備え、資機材の備蓄、調達はされているか。	○漏水事故等の対応マニュアルを整備しているか。 ○資機材を備蓄しているか。	適・不適	
⑫新型インフルエンザ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策がされているか。 ○流行時においても安全確保を前提として水道水を安定的に供給していくための対策がされているか。	適・不適	
⑬情報セキュリティ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。 ○サイバー攻撃や情報システム障害等により安全な水の安定供給に支障をきたさないための対策が実施されているか。	適・不適	

10) その他の事項

その他の事項	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等(メモ)
①水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための研修、講習等を行っている。	(1)職員の技術向上と資格要件を満たす技術者を養成するための研修、講習等を実施、又は参加しているか。	○技術系職員の年齢構成について整理しているか。 ○年間の内部、外部を含めた研修計画を取りまとめているか。	適・不適	
	(2)水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための取り組みを行っているか。	○技術系職員を確保する計画をまとめているか。 技術の継承するための計画をまとめているか。	適・不適	
②水道事業ガイドラインに規定されている業務指標(PI)を活用した取組みを行っているか。		○業務指針(PI)を算出しているか。 ○PIについて経年変化を求めているか。	適・不適	
			適・不適	

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

立会検査日 令和3年4月9日

令和2年度 3月分

検査者 小諸市水道技術管理者
立会者 (株)水みらい小諸受託
水道業務技術管理者



0)小諸市独自の確認事項

独自の項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
施設等の維持管理	修繕の発注件数	契約書の確認	適・不適	0件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	(適)・不適	1件
	工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	0件
	工事の完了件数	しゅん工書類の確認	(適)・不適	4件
	保守点検の発注件数	契約書の確認	(適)・不適	2件
	保守点検の完了件数	しゅん工書類の確認	(適)・不適	21件
	水源地・配水池等の巡視	巡視簿の確認	(適)・不適	
管路の維持管理	目視による点検	水管橋・道路上の漏水等	(適)・不適	
	修繕の発注件数	契約書の確認	(適)・不適	10件
	修繕の完了件数	しゅん工書類の確認	(適)・不適	23件
	路面復旧工事の発注件数	契約書の確認	適・不適	0件
	路面復旧工事の完了件数	しゅん工書類の確認	適・不適	0件
水質管理	水質検査(定期)	法定検査	(適)・不適	
	毎日水質検査	残留塩素	(適)・不適	
	水質検査(臨時)	法定検査	適・不適	
	クリプトスポリジウム検査		適・不適	
	放射能検査	年3回	適・不適	

料金関係	料金(現年分)調定	件数:金額、	(適・不適)	9,295件 71,834,310円
	料金(現年分)収入	件数:金額、	(適・不適)	18,512件 141,189,920円
	料金(現年分)未収金	件数:金額、	(適・不適)	2,774件 17,902,620円
	料金(過年分)調定	件数:金額、	(適・不適)	0件 0円
	料金(過年分)収入	件数:金額、	(適・不適)	34件 144,710円
	料金(過年分)未収金	件数:金額、	(適・不適)	433件 3,064,460円
	手数料等調定	件数:金額、	(適・不適)	763件 593,201円
	手数料等収入	件数:金額、	(適・不適)	774件 881,801円
	加入金等調定	件数:金額、	(適・不適)	12件 979,000円
	加入金等収入	件数:金額、	(適・不適)	9件 2,101,000円
	閉栓数	件数:金額、	(適・不適)	159件 173,000円
	閉栓数	件数:	(適・不適)	241件
	収納率(前年対比) %		(適・不適)	97.81% (0.83%)
	分納者の入金状況	3・6・9・12月末を確認する	(適・不適)	分納者 34人、未納額1年間の増減額 ▲580,430円
	給水停止の対応状況	通知発送 3/11 給水停止予定日 3/23, 24	(適・不適)	通知発送 70件 執行対象者 7件 停水継続・職権閉栓 3件
	未収金の対応状況		(適・不適)	
給水申請	申請書の審査	審査書の確認	(適・不適)	22件
	申請書の竣工検査	しゅん工書類の確認	(適・不適)	21件
	検査工事の発注件数	契約書の確認	(適・不適)	0件
量水器の管理	検査工事の完了件数	しゅん工書類の確認	(適・不適)	0件
	漏水、火災、苦情等の対応	件数:(日誌の確認)	(適・不適)	7件
施設更新・維持補修の提案	更新計画の提案	更新の順位及び概算費用	(適・不適)	
	維持補修計画の提案	修繕の順位及び概算費用	(適・不適)	
	業務の収支	業務収支の状況	(適・不適)	

○前回モニタリング時指摘事項への対応状況

前回モニタリング時指摘事項	改善等対応状況
・令和3年3月末で会計の締めとなるので、今から内容の精査をしていただきたい。	
・年度末に向け、収納対策を強化していただきたい。	
・令和3年5月までは、令和2年度分を現年度とし徴収を優先していただきたい。	
・毎年2月末には量水器の棚卸を精査すること。	
・R3年4月から、モニタリング結果を公表します。	
・引き続きコロナ感染防止対策の強化に心がけてください。	
・2月15日長野県佐久地域振興局の立入検査を実施。特に問題なし。	

○モニタリング結果の総括

指摘・助言事項一覧	
・引き続きコロナ感染防止対策の強化に心がけてください。	
・令和3年5月までは、令和2年度分を現年度とし徴収を優先してください。	
・決算に向けての基本資料、基本数値の作成を4/23頃までにまとめてください。	
・小諸市条例に基づき、4月30日までに実績報告書、自己評価等を提出すること。	
・時々、月跨ぎの処理があるので、月跨ぎ年度跨ぎの処理をしないよう、共通認識を持って徹底してください。	
・開栓手数料については、市で確認ができないため、3種類それぞれに分けた集計を作成してください。	
・令和3年度からメーター出庫伝票に合わせて、月ごとメーター入出庫一覧を作成し提出してください。(調定、収入、未集金の件数と金額)	
・給水停止についての集計表も作成してください。	
・徴収停止、債権放棄 案件について、小諸市債権管理条例を参考にして作成してください。	

次回のモニタリング日: 4月ノフ日

(?)

小諸市水道施設等の指定管理者モニタリングチェックリスト

1) 第24条水道技術管理者関係

第24条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①受託水道業務技術管理者は、適切な役職の者が選任されているか。また資格を満たしているか。	(1)法第24条第3項に掲げる事項に対して適切に選任されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○任命基準については客観的に判断する基準がないが、然るべき者(技術部門の長、若しくはそれに匹敵する者)が任命されているか。 ○水道技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、当該水道の規模、知識、権限を有している者を選任しているか。 	適・不適	
		<ul style="list-style-type: none"> ○任命権者を明らかにする。 	適・不適	
		<ul style="list-style-type: none"> ○任命方法を示す。 	適・不適	
		(2)受託水道業務技術管理者の資格要件を満たしているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○施行令第6条に定めた資格を有しているか。 	適・不適
②受託水道業務技術管理者は、水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。	(1)第19条第2項に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの従事する他の職員を監督しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○監督の方法が適切であることを規定、手続きに関するマニュアルなどで示しているか。 ○報告書に決裁欄がある等、監督していることが証明できるか。 ○受託水道業務技術管理者が所属している部署の業務だけでなく、他の部署の業務についても法第19条第2項の事項のすべてについて監督しているか。 	適・不適	
		<ul style="list-style-type: none"> ○水道管理業務受託者の組織に位置付けられ、本人が認識していることはもとより、他の職員に周知されているか。 	適・不適	
		<ul style="list-style-type: none"> ○業務に関する情報が提供され、かつ、その情報に接したことを決裁欄等に証拠として残されているか。 	適・不適	
		<ul style="list-style-type: none"> ○受託水道業務技術管理者の業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制が備えられているか。 	適・不適	
		<ul style="list-style-type: none"> ○補助者が従事監督している場合は規則・規程等で明確に位置付けられているか。 	適・不適	

2) 第5条施設基準

第5条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①水道施設は施設基準を満たしているか。	(1)水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用する薬品類は納入時の検査又は、成分表により品質を確認しているか。 ○次亜塩素酸ナトリウムの保管について有効濃度の低下に配慮しているか。 	(適) 不適	
②定期的な水道施設の検査が実施されているか。	(1)定期的な水道施設の検査が行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○法定点検や自主点検の項目と必要頻度について合理的に定め実施しているか。 ○保守点検の点検項目、頻度等が定められているか。 ○保守点検の頻度は低くないか。 	(適) 不適 (適) 不適 (適) 不適	
	(2)異常状態が発見された場合は、直ちに詳細な検査を行い、補修・改善等を含む適切な措置がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○異常が認められた場合には、直ちに詳細な施設検査を実施しているか。 ○施設検査により施設の補修改造が必要なときは、速やかに委託先の小諸市担当者へ報告を行っているか。 	適・不適 (適) 不適	
	(3)水道施設の機能は適切に維持できているか。	○施設の劣化状況について調査、把握しているか。	(適) 不適	
③浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ○浄水施設、送配水施設をはじめとする水道設備の運転手引書を整備しているのか。 ○手引書に基づき訓練を実施しているのか。 ○水道用薬品貯蔵設備の誤操作を防止するため作業マニュアルを作成するとともに訓練を行っているか。 	適・不適 適・不適 適・不適	
④施設の管理状況の記録は、適切になされているか。	施設管理日誌、作業日誌等の記録はなされているか。	○施設管理日誌、管理記録、作業日誌、設備点検記録等を作成し施設の状況を把握しているか。	(適) 不適	
⑤施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。	施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	○施設図、配管図等は常に更新を依頼し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管しているか。	適・不適	
⑥漏水防止対策は計画的に実施しているか。	漏水調査計画の立案はしているか。	○漏水調査を実施したか。	適・不適	

3) 第13条第1項 給水開始前の水質検査及び施設検査

第13条関連項目	確認事項	具体的な対応	判定	不適の理由等(メモ)
①給水開始検査は適正に実施されているか。	(1)給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されている。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査は、全項目および消毒の残留効果について実施し、供給される水が法第4条の水質基準に適合していることを確認しているか。 ○検査方法は省令に定める方法で行っているか。 ○当該新設、増設又は改造に係る施設を得た水道水の末端で採水しているか。 ○施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項について、施設の新設、増設又は改造に係る施設及び該当影響に関係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行っているか。 	適・不適	
	(2)給水開始前検査の水質試験については、給水管の末端等で行われているか。また必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査及び消毒の残留効果の検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所となっているか。 	適・不適	
	(3)検査結果は基準を満たすものであったか。満たしていない場合は適切な処置がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○検査結果は基準を満していたか。 ○検査結果が基準を満たさなかつた場合、その原因を調査し、基準を満足するように必要な措置を講じているか。 	適・不適 適・不適	
	(4)水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○水質検査及び施設検査を行ったときは、その記録を作成し、検査を行った日から5年間保存しているか。 	適・不適	
	(5)給水前検査の実施に関し検査内容(水圧試験、水質試験等を含む。)を明定する等検査に関する規則が整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の新設、増設又は改造後に行う給水開始前の水圧、構造、資機材等の施設検査及び水質検査の手順を文書化しているか。 	適・不適	
	(6)配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○排水施設(配水池を除く。)及び給水装置についても給水開始前検査に準じて検査を行っているか。 配管状況、管埋設深、残留塩素、水圧、異物は無いか、水圧試験 	適・不適	

4) 第16条 給水装置の構造及び材質の検査

第16条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①給水装置の構造及び材質が政令、省令に定める基準に適合していることを受託水道業務技術管理者の業務として確認する。	給水装置の確認の手順を文書化することが必要である。	○給水装置の確認の手順を文書化しているか。	適・不適	

5) 第20条第1項 水質検査

第20条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の水質検査は法定の回数行っているか。また、検査項目は適正か。	(1)毎日の水質検査は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。	○土日祝祭日にも行っているか。 ○消毒の残留効果に関する検査だけではなく、色及び濁りの検査を行っているか。	適・不適 適・不適	
	(2)基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。	○検査項目別に規定されている回数(毎月1回以上、3月に1回以上)の検査を行っているか。(検査回数の減を除く) ○基準項目の検査は、基準の表のすべて項目について検査を行っているか。(検査の省力を除く) ○これらの試験結果は、速やかに受託水道業務技術管理者まで報告がなされている ○結果に変動が生じた場合には、原因調査を行い必要な対応策を講じる体制を整備しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることが出来る要件を満たしているか。またその検査頻度は適切か。	○水源地域の汚染源調査を実施し、原水水質の変化を予測しているか。 ○検査回数を減らしている検査項目がある場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適 適・不適	
	(4)検査項目の省略を行っている場合、省略できる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回は省略項目についても水質試験を行っているか。	○検査項目の省略を行っている場合は、その要件を毎年整理し、省略できることを確認しているか。	適・不適	
		○水質検査、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所から採水した水について行っているか。	適・不適	

②配水池点は適正か。	(1)採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。	○浄水場出口だけではなく、配水管の末端等の水が停滞しやすい場所で行っているか。(ただし、濃度変化がないことが明らかな項目は可)	(適) 不適	
		○ループ管であっても水が停滞しやすい場所から採水しているか。	(適) 不適	
		○採水は毎回同じ場所で行い、ローテーションなどで行っていないか。	(適) 不適	
		○「水質基準に適合しているか判断できる場所」として、給水栓のほか配水管の末端等の水の停滞しやすい場所を含んでいるか。	(適) 不適	
		○水道施設の規模等を考慮し、必要な数の採水場所を選定しているか。	(適) 不適	
	(2)採水か所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水系統ごとに選定しているか。	○水道の規模、水源の種別、浄水施設及び排水施設構造等を考慮して、合理的に供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所を選定しているか。	(適) 不適	
		○ループ管であっても合理的な数を選定しているか。	(適) 不適	
		○水源系統が異なる場合には、系統毎に選定しているか。	(適) 不適	
③水質管理目標設定項目について水質検査を行っているか。	水質管理目標設定項目について、水源の種別や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表しているか。	○水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努めているか。	適・不適	
④水質検査の委託先の選定方法は適切か。	水質検査を適切な機関に委託しているか。	○地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者か。	適・不適	
⑤水質検査結果は水質基準を満たしているか。	(1)水質検査結果は水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。	○水質検査の結果がでた時点で、直ちに水質基準を満たしているかを確認しているか。また、小諸市に報告しているか。	(適) 不適	

	(2)水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。	○水質基準を超える値が検出された場合、直ちに原因究明を行う等必要な措置をとる必要がある。 ○受託水道業務技術管理者へ報告される体制を整備しているか。	適・不適	
	(3)異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。	異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。また、小諸市に報告しているか。	適・不適	
⑥原水の水質検査は適正に実施しているか。	(1)すべての水源の原水について、水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物を除く。)を実施しているか。 (2)必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。	○もっとも水質が悪化していると考えられる時期の原水水質の検査を行っているか。 ○水質管理目標設定項目について水質基準に係る検査に準じた検査等の実施しているか。	適・不適	
⑦水質検査計画は策定されているか。	(1)毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 (2)策定されている場合、その内容は適切か。 (3)水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査計画に位置付けられているか。	○毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 ○策定されている場合、その内容は適切か。 ○水質検査対象とした又はしない根拠を項目毎に整理しているか。	適・不適	
⑧過去5年間の水質検査記録が保存されているか。	(1)水質検査の記録を適正に作成しているか。 (2)過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○毎日検査の結果については異常がない場合にも、その旨を明記しているか。 ○定期及び臨時の水質検査を行ったとき、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しているか。	適・不適	
⑨原水のクリプトスボジウム等(クリプトスボジウム及びジアルジア)による汚染のおそれの判断をしているか。	指標菌の検出レベル等からリスクレベルの判断を行っているか。	○指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞金の検査を行わなければならない。いずれかが検出された場合、耐塩素性病原生物が混入するおそれがあると判断しているか。 ○深井戸であっても構造によっては原水から指標菌が検出されることがあるので注意をしているか。	適・不適	
⑩クリプトスボジウム等による汚染のおそれの程度に応じた予防対策がされているか。	原水等の検査を適切に行っているか。	○クリプトスボジウム等の汚染のおそれの程度に応じてクリプトスボジウム等及び指標菌検査を行っているか。 ○レベル4及びレベル3の施設の設備期間中の施設では、原水のクリプトスボジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌検査を月1回以上行っているか。	適・不適	
			適・不適	

6) 第21条第1項 健康診断

第21条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①定期の健康診断の実施状況は適切か。	(1)定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無に関して実施されているか。	○定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに実施しているか。	適・不適	
	(2)健康診断の実施項目は適切か。	○病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象としているか。 ○コレラ菌、赤痢アメーバー、サルモネラ等について行ったことがあるか。 ○急性灰髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎について行ったことはあるか。 ○病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行っているか。 ○サルモネラ属菌検査においては、一般に腸チフス菌、パラチフス菌検査が含まれている場合があるので、検査項目について確認しているか。	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適 適・不適	
	(3)健康診断の受診者は適切か。	○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。 ○健康診断実施日に休んでいた者については、後日実施しているか。	適・不適 適・不適	
②臨時の健康診断は適切に実施されているか。	臨時の健康診断が必要となるような状態は生じていないか。生じていると認められる場合には、健康診断を行っているか。	○健康診断対象者が赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌等の患者又は保菌者となった場合と施設の地域において赤痢等の伝染病(感染症)が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行っているか。	適・不適	
③過去1年間の健康診断記録が保存されているか。	過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	○診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、同検査場所が示されているか。 ○他の法令に基づいて行われた健康診断の実績項目が同一の場合はその内容をもって健康診断が実施されたものと見なせる。	適・不適 適・不適	

7) 第22条第1項 衛生上の措置

第22条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)	
①水道施設についての汚染防止はなされているのか。また、防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているのか。	(1)取水場、貯水場、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染防止が充分になされているか。	○年間計画に基づきこれらの施設の清掃、点検巡回を行うとともに、結果について整理しているか。	適・不適		
	(2)上記の施設には、カギを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。	○施設にさく、門扉、施錠等を設け、人畜が施設に立ち入ることを防止しているか。 ○汚染防止を喚起するため、必要な標札、立て札、掲示等を設置しているか。	適・不適 適・不適		
②給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とならないよう管理されているか。	(1)給水栓における水が、遊離残留濃度0.1mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上保持するよう適切に塩素消毒が行われているか。	○給水栓における残留塩素濃度の管理目標値を設定し、その確認手順を定めているか。 ○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生成物が検出されていることはないか確認しているか。	適・不適 適・不適		
		○現状では管末で遊離残留塩素濃度0.1mg/Lを保持している場合でも、将来下回ることがないことを確認しているか。 ○地理的に残留塩素濃度の保持が難しいところについては、塩素の追加設備の設置や配管経路の変更等の対策を検討しているか。	適・不適		
		(2)供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/L(結合残留塩素の場合は1.5mg/L)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。	○供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含む恐れがあるような場合の塩素注入量を増加させる手続きを定めているか。	適・不適	
		(1)消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないように常に整備しているか。予備の設備はあるか。	○消毒が中断しないことを確認しているか。 ○消毒設備の点検整備状況について整理しているか。	適・不適 適・不適	
	(2)消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が十分水に混合するように行われているか。	○消毒剤が十分水に混合するため必要な措置を講じているか。	適・不適		

8) 第23条第1項 給水の緊急停止

第23条関連項目	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等 (メモ)
①危機管理マニュアル類の整備はされているか。	危機管理マニュアル(水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策等)は設備されているか。	○想定される事故・災害時に万全の対応が出来るように、マニュアルを整備しているか。 ○訓練を定期的に行うとともに更新に努めているか。	適・不適 適・不適	
②連絡体制の整備状況は万全か。	水質事故、地震災害時等緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。	○緊急時における連絡・通報・対応などの体制を整備し、マニュアル化し、関係者に周知徹底しているか。 ○連絡先、対応窓口、記録の整理等についてマニュアル化して漏れのない体制を整えているか。 ○関係機関への連絡先が緊急時のマニュアルに明記しているか。	適・不適 適・不適 適・不適	
③給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。	(1)給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。	○実施時に混乱を来たさないよう指揮命令系統を明確にしているか。 ○受託水道業務技術管理者が指揮命令系統に位置付けられ適切に関与できる体制となっているか。	適・不適 適・不適	
	(2)給水の緊急停止を行った場合、関係者に周知させる措置が講じられていた。(過去5年間以内で緊急停止の実績はあるか。またその理由は何か。	○関係者に周知徹底しているか。 ○緊急停止を行った場合は、原因、経過、影響などについて整理し保存しているか。	適・不適 適・不適	
④応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか	○応急復旧に関する事項として、被害想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の備蓄と確保及び建設業者との協力体制等を整備しているか。 ○応急給水に関する事項として、必要水量、給水拠点の想定を行い、手順・方法に関する要領、組織、資機材の確保、応援給水の受け入れ及び衛生管理体制等を整備しているか。	適・不適 適・不適	
⑥危機管理を想定した訓練等に努めているか。	水道の緊急停止措置等緊急事態を想定した、指揮命令伝達などを含んだ訓練等を行っているか。	○水道の緊急停止等の措置を想定した指揮命令伝達などの訓練を行っているか。	適・不適	
⑦危機管理対策として住民への対策を適切に講じることができるべき体制が整備されているか。	非常時における住民への対策を適切に講じることができる体制が整備されているか。(給水ポイントの選定、広報活動のあり方など)	○訓練時に住民の参加を求め、要望などを取り入れているか。	適・不適	

⑧テロ等危機管理対策として水源監視及び水道施設の警備強化を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○水道施設の警備を強化するため巡回点検計画を作成しているか。 ○ろ過池等が外部から容易に毒物が投入可能な配置・構造となっている場合、防止策等を検討しているか。	適・不適	
⑨施設内への来訪者の管理を行っているか。	施設内への来訪者、施設出入り業者の管理を行っているか。	○来訪名簿の整備、訪問目的、訪問先の確認、受付用テレビカメラの設置等を行っているか。	適・不適	
⑩停電時に配慮した水道施設の整備等がなされているか。	停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。	○停電による影響と必要な対策を検討し、マニュアル化しているか。	適・不適	
⑪漏水事故等に備え、資機材の備蓄は万全か。	漏水事故等に備え、資機材の備蓄、調達はされているか。	○漏水事故等の対応マニュアルを整備しているか。 ○資機材を備蓄しているか。	適・不適	
⑫新型インフルエンザ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な新型インフルエンザ対策がされているか。 ○流行時においても安全確保を前提として水道水を安定的に供給していくための対策がされているか。	適・不適	
⑬情報セキュリティ対策に係る取り組みが進められているか。	水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。	○水道管理業務受託者の状況に応じた適切な情報セキュリティ対策が実施されているか。 ○サイバー攻撃や情報システム障害等により安全な水の安定供給に支障をきたさないための対策が実施されているか。	適・不適	

10) その他の事項

その他の事項	確 認 事 項	具 体 的 な 対 応	判 定	不適の理由等(メモ)
①水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための研修、講習等を行っている。	(1)職員の技術向上と資格要件を満たす技術者を養成するための研修、講習等を実施、又は参加しているか。	○技術系職員の年齢構成について整理しているか。 ○年間の内部、外部を含めた研修計画を取りまとめているか。	適・不適	
	(2)水道事業の運営に必要な技術レベルを維持するための取り組みを行っているか。	○技術系職員を確保する計画をまとめているか。 技術の継承するための計画をまとめているか。	適・不適	
②水道事業ガイドラインに規定されている業務指標(PI)を活用した取組みを行っているか。		○業務指針(PI)を算出しているか。 ○PIについて経年変化を求めているか。	適・不適	
			適・不適	